

一、役員改選 社長 三井長右衛門

副社長 南波庄兵衛

一、今回創設ニ係ル丹羽汽船會社へ旗章壹葉ヲ遺贈スルニ決ス

○七月左ノ通社員一般ニ達ス

一、京阪ヨリ當汽船積出荷所

京都三條通り東洞院東エ入 海陸運送會社

大阪安土町東堀角 同支店

一、大阪在來定宿 野村榮助外ニ

同安土町二丁目堺筋東入 駒井喜十郎

定宿取極候也

當町ヨリ京都着休泊所

一、敦賀金ヶ崎 竹内兵左衛門

一、同市中 具 足 屋

一、長濱スタン所前 中村屋支店

一、大津スタン所前 中村屋嘉太郎

右休泊所取極メ候事

○廿二年五月 京都室町運輸馬車會社ト結約シ物貨陸送ノ便ヲ斗ル

○廿三年十二月二日(通)峰山支配人及ヒ澤田和平ト精輝樓上ニ於テ談シ其未定約ヲ締結ス

○四十一年三月廿三日阪鶴運輸會社

創設總會開催方ニ付キ役員會ヲ三井宅ニテ開ク

○大正九年七月五日山嘉樓コテ解散式ヲ舉ク

基金處分方法ハ解散諸費用ヲ支辨シタル殘金中ヨリ新設セラルベキ宮津實業協會へ約壹百圓也テ天橋社舊社員脫退金宛ノ條件付ニテ

寄附シ殘餘ヲ現在會員四拾壹名ニ分配スルコトニ決ス

天橋舎に亞で生れたるものに宮津商業組合なるものあり、明治四十二年壹月宮川佐兵衛平野與四郎和田太助中村清吉三谷安藏鹽田喜兵衛諸氏の創立に係り町内商工業旅館印刷業運送業者等を組合員とし、組合の主義目的等は天橋舎と殆んど同じく天橋舎の衰微に引換へ漸次發展し大正五年二月には百四十二名の組合員を有するに至れり其後組合員は漸次増加せしも時運の進展は實業協會の創設を促して止まず遂に大正九年二月現在の協會設立を見るに至れり、左に規約を掲ぐ。

宮津實業協會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ宮津實業協會ト稱シ事務所ヲ宮津町役場内ニ設置ス

第二條 本會ハ宮津商工業ノ進歩發展ヲ圖ルヲ以テ目的トシ主トシテ左ノ事項ヲ行フルノトス

一、商工業ノ進歩發展ニ關スル事項ヲ調査研究スル事

二、商工業ニ關スル各種ノ統計ヲ編製スル事

三、商工業改善ニ關スル方法ヲ調査決定シ之カ實行ヲ圖ル事

四、會員ノ請求ニヨリ商工業ニ關スル調査又ハ紹介ヲ爲ス事

五、博覽會、共進會、品評會等ノ開催又ハ出品ヲ勸誘シ之カ事務ヲ取扱フ事

六、商工業ノ利害得失ニ關スル事項ニ付キ當該官公署ニ意見ヲ開陳シ又ハ諮問ニ答フル事

七、商工業ニ關スル學識經驗アル人ヲ招聘シ講演會ヲ開催スル事

八、以上ノ外評議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第二章 會 員

第三條 本會ハ宮津町ニ在住シ商工業ヲ營ムモノヲ以テ正會員トス自ラ營業ヲ爲サトルモ商工業ニ關係アル職務ニ在ル者ハ正會員トナルコトヲ得

第四條 本會ハ正會員ニ對シ左ノ會員證ヲ交付ス

宮津實業協會會員之證 印

正會員ハ必ス之ヲ店頭ニ掲ケヘシ

第五條 會長ハ實業上ノ學識經驗アル人又ハ名望家ヲ評議員會ノ決議ニヨリ名譽會員ニ推薦スルコトヲ得

宮津町長ハ評議員會ノ決議ヲ用ヒス本會ノ名譽會員トス

第六條 會長ハ理事會ノ決議ニヨリ顧問又ハ相談役ヲ囑託スルコトヲ得

第七條 正會員ハ役員ノ選舉、被選舉權ヲ有シ及總會ニ出席シ議事ニ參與スルコトヲ得

第八條 正會員ハ本會ノ經費ヲ負擔スルノ義務ヲ有ス但シ其負擔方法ハ毎年總會ニ於テ之ヲ決定ス

第九條 名譽會員及顧問、相談役ハ會務ニ就キ會長ニ意見ヲ開陳シ又ハ會議ニ出席シ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第十條 會員ニシテ本分ノ義務ヲ履行セス又ハ本會ノ目的ニ背反スル行爲アリタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

第十一條 退會者又ハ除名者ノ既納ノ會費ハ之ヲ返還セス

第三章 役 員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 壹名 一、副會長 壹名

一、理事 八名 一、評議員 貳拾名

第十三條 役員ハ總テ名譽職トス但シ豫算ノ定ムル所ニ依リ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十四條 評議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス其投票ハ單記無記名式ニ依ル

理事ハ八名中其五名ハ評議員ノ互選ニ依リ三名ハ宮津町助役及宮津實業學校職員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

會長及副會長ハ理事會ニ於テ會員中ヨリ選舉ス

第十五條 選舉ニヨル役員ノ任期ハ總テ三ヶ年トス

第十六條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選舉ヲ行フ但シ會長ニ於テ現在員ニテ事務ニ支障ナシト認ムルトキハ次ノ會議マテ延期スルコトヲ得

補缺當選者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ニ準ル

第十七條 役員ノ職務權限左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ代表シ其事務ヲ統轄ス

二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三、理事ハ會務ヲ掌理シ其實行ノ責ニ任ス

四、評議員ハ評議員會ノ議事ニ參與シ重要事項ヲ議決ス

第十八條 理事會及評議員會ハ會長之ヲ召集シ自ラ其議長トナル

理事會及評議員會ノ議事ハ各其定員ノ二分ノ一以上出席シ其過半数ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル

第十九條 理事會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會又ハ總會ニ提出スヘキ議案

二、其他本規約ニ規定セ又ハ會長ニ於テ必要ナリト認メタル事項

第二十條 評議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、收支決算報告認定ノ件

二、第二條第三號及第六號ニ規定シタル事項

三、年度内一時借入金ニ關スル件

四、追加ヲ要セサル豫算ノ更正又ハ金額百圓以内ノ追加豫算ニ關スル件

五、其他本規約ニ規定シ又ハ會長ニ於テ必要ナリト認メタル事項

第四章 總 會

第二十一條 通常總會ハ毎年一月會長之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時又ハ會員三分ノ一以上ノ請求アル時ハ臨時之ヲ招集ス

第二十二條 會長ハ通常總會ニ於テ事務報告並ニ其年度ノ收支豫算ヲ提出ス

第二十三條 總會ノ議長ハ會長之ニ任ス

總會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル

規約ノ改正又ハ解散ノ議事ニ就テハ總會員ノ三分ノ二以上ノ出席アルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條 總會ノ議事ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長及出席會員二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第五章 事 務

第二十五條 本會ニ書記長一名、書記若干名ヲ置ク

書記長ハ宮津町役場書記ニ會長ヨリ囑託シ書記ハ書記長ノ申請ニヨリ會長之ヲ任免ス

第二十六條 書記長ハ會長ノ命ヲ承ケ書記ヲ指揮シ會務ヲ處理シ又本會ノ事務ニ就キ會長又ハ役員會ニ其意見ヲ開陳スルコトヲ得書記ハ

書記長ノ指揮ニ從ヒ左ノ事務ヲ管掌ス

一、役員ノ選舉及會員ノ異動ニ關スル事項

二、會議ニ關スル事項

三、文書ノ立案發送及授受ニ關スル事項

四、諸記録ノ編纂發行及記録圖書ノ保存ニ關スル事項

五、諸般ノ調査及報告ニ關スル事項

六、收支豫算ノ編製及經費賦課ニ關スル事項

第六章 會 計

第二十七條 本會ニ會計係ヲ置キ會長ハ宮津町收入役ニ之ヲ囑託ス會計係ハ本會ノ事務ニ付キ會長又ハ役員會ニ其意見ヲ開陳スルコト

會計係ハ會長ノ命ヲ受ケ左ノ事務ヲ管掌ス

一、經費ノ徵收及決算ニ關スル事項

二、金錢ノ出納及財産ノ管理ニ關スル事項

三、物品ノ購入、賣却及保管ニ關スル事項

四、財産目録調製ニ關スル事項

第二十八條 會計年度ハ毎年一月ニ初マリ十二月ニ終ル

第二十九條 毎年度ノ收入支出ハ豫算ニ編入シテ之ヲ爲ス

豫算ハ款項ニ區分シテ之ヲ編製シ總會ノ決議ヲ經テ施行ス

豫算ノ殘餘ハ繰越金トナシ翌年度ノ收入ニ之ヲ算入ス

豫算ニ剩餘金ヲ生シタル時ハ積立金又ハ基本財産ニ編入スルコトヲ得

第三十條 收入支出ノ決算ハ豫算ノ款項ニ從ヒ之ヲ調製シ毎會計年度終了後三ヶ月以内ニ評議員會ノ承認ヲ得テ之ヲ會員ニ報告スルコ

トヲ要ス

決算書ニハ其年度末現在ノ財産目録ヲ添付スルコトヲ要ス
第三十一條 本會ハ金員物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

創立發起人（イロハ順）

- 今 林 仲 藏
- 中 村 清 吉
- 内 山 廣 三
- 黒 田 宇 兵 衛
- 三 上 勘 兵 衛
- 三 井 長 右 衛 門
- 宮 城 仁 祐
- 平 野 興 四 郎

第二款 宮津の商業

一、御城下の町人

宮津の實業中重なるものは商業にて、抑も宮津の今の市街は舊と市場より發達せしものなること既に敍せし處なるが、舊藩の知府開設後は御城下の町人として商業を生命とせり、與謝郡誌

宮津の商業、本郡に於ける商業地の最たるものを宮津町とす、舊時日本海諸港より京阪に達する貨客は多く之を経由せしに依り船舶の出入頻繁にして商業亦隆盛なりしも、維新後陸上の交通機關を缺けるため船舶の出入も漸次減少するに至り目下特別輸出港の名を有すも雖

も其實無く、物貨の集散亦頗る寂寥なり、唯この地天の雄立の勝景を有し内外觀光客の來往するもの逐年増加するの傾向を見る。

二、取引習慣

宮津に於ける取引は現金拂、當月拂、來月拂、節季等にして舊來比較長期間に取引せられたるも近時資金の融通は敏活を要するより漸次短期間取引の用はるゝに至り同書 曰

商取引に關する習慣は商人相互間の取引に在りては現金拂、來月拂、當月拂及節季拂（年二回）等にして、他地方との取引は概して現金若くは荷爲替取引に依るもの多く偶々延取引とするも短期にして一箇月を越えざるもの多し、されど丹後織物の如き重要工産品に對する取引は比較的長期の延取引行はれ其取引法も亦や、複雑なり、即ち機業家の製品は仲買人若くは問屋に引渡すに當り豫定價格を附し其の價格に對する約七八割を内金として授受し六月十二月の兩回に其期間内に取引せし商品の價格を決定し更に歩引（難引）を爲し精算決算濟するの慣習あり、近時資金の融通は特に敏活活潑を要するに至り一般に延取引期間を短縮し若くは現金取引に更改せんとするの傾向漸く著しきも尙未だ廣く行はるゝに至らず、宮津町が近時毎月節季として月末拂を強行し終に從來の商慣習の大部分を更改したるは特記すべし。

三、宮津の市場

宮津町は前記の如く市場より發達したるものなれば、爾來市場は盛衰の變遷ありしも今に存す、現在文化的施設のものには魚屋町追掛海濱の魚菜市場と小賣市場なり魚菜市場、小賣市場に就ては與謝郡誌次の如く載せたり。

魚菜市場 本郡の市場は可なり古き歴史を有し殊に宮津市街は市場より開發したるものなること前すでに敍せり、明治二十年代に於て宮津町に宮津米穀縮緬取引所ありたるも明治三十年解散して以來本郡に取引所なるものなし、魚菜市場は舊藩時代宮津町宇魚の棚（今の魚屋町）其他數ヶ所に小規模の魚市場あり、明治初年頃之を合併し其後現在の合資會社宮津魚問屋となり、追掛魚菜市場は古くより宮津町宇本町にあり、明治四十一年宇魚屋町に轉じ更に海岸追掛町に移りたり、別に宮本町にも魚菜市場ありたるが宮本市場は其後追掛町と合

同じ現に町營事業として宮津町唯一の魚菜市場として今日に及べり。
 小賣市場、同所にまた大正十年八月八日町營公設小賣市場を設け、米穀蔬菜果實鹽物砂糖其他日常必需品を指定小賣營業者に出品販賣せしめ魚菜市場と共に毎日午前八時より午後四時まで開場す。
 家畜市場、家畜市場には府中村字江尻に古くより發市を稱し、陰曆五月盛んなる市場を開設する慣行ありしが今は與謝郡畜産組合の定期家畜市場となり、郡畜産組合は別に筒川、與謝、宮津の各地に於て年々數回の臨時家畜市場を開設するを常とす。

四、商店及び商行爲店舖

町内の營業狀態に就ては寶曆九年編纂丹後宮津記に享保三戌年二月改として載する處

三町醫者二十六人、外科二人、針醫者二人、目醫師三人、紺屋百五十六軒、酒屋五十七軒、大工十五軒、木挽三十八軒、屋根屋十八軒、鍛冶屋三十二軒、但し人數積りは享保三戌年二月改之

四月十日朱書

口上覺

鑑札切替ニ付實屋職當節願出候者名前左之通

- 魚屋町 米屋 長兵衛
- 本町 岩瀬屋 安兵衛
- 宮本町 近江屋 善兵衛

- 東新濱 若松屋 連藏
- 川向町 高濱屋 佐四郎
- 小川町 新茶屋 勘助
- 萬町 虎屋 嘉平治
- 同町 金次屋 平兵衛
- 同町 家根屋 庄兵衛
- 蛭子町 中島屋 八左衛門
- 住吉町 茶屋 甚三郎
- 魚屋町 小倉屋 儀兵衛
- 白柏町 大黒屋 勘助

他所酒賣ニ當節願出候者名前左之通

宮本町	新井屋	金	助
白柏町	木屋	太	兵衛
魚屋町	油屋	助	七
白柏町	袋屋	甚	三郎
河原町	由良屋	中	左衛門
本町	人參屋	五	兵衛
宮本町	角屋	藤	三郎
白柏町	疊屋	利	三郎
宮本町	油屋	茂	助
魚屋町	新屋		

藩參屋職當節願出候者名前左之通

白柏町	若狹屋	藤	助
宮本町	福島屋	治	左衛門
同町	茶屋	宇	助
同町	三井屋	幸	助
京口町	津國屋	八	治
本町	三河屋	宇	八
同町	小田屋	榮	吉
萬町	虎屋	久	兵衛
本町	柏屋	善	四郎
河原町	木屋		

米屋職當節願出候者名前左之通

萬年町	沖繩屋	勘藏
京口町	大原屋	新平
金屋谷	播磨屋	與助
白柏町	由良屋	十左衛門
東新濱	桃屋	善三郎
魚屋町	油屋	彦左衛門
白柏町	中屋	利助
京口町	津國屋	宇八
萬町	泊り屋	佐喜藏

鹽屋職當節願出候者名前左之通

種油小賣願出候者名前左之通

蠟ノ屋職願出候者名前左之通

輕子町	藤屋	清右衛門
魚屋町	栗賀屋	長治
白柏町	茶屋	甚治
宮本町	藤屋	十助
宮本町	丸田屋	庄助
白柏町	元結屋	清兵衛
魚屋町	京屋	善藏
萬年町	元結屋	長兵衛
同町	柏屋	五兵衛

住吉町 江尻屋

利 助

右之者共別紙之通願出候ニ付願之通可申付候哉此段奉伺候 以上

酉十月三日

町方 下 役 共

現在宮津町内に於て物品販賣を業とする商店、問屋、三百四戸運送を業とするもの五戸旅館、料理屋、飲食店貸座敷、その他顧客の來集を目的とするもの三百二十三戸都合六百三十二戸あり、今統計の示す所其の収入總額貳千萬——圓の内利益金額前者十八萬二千七百二十三圓中者二千九百三十八圓後者二十參萬參千八百五十五圓都合四十壹萬九千五百拾六圓とあるも如何にや壹割の利益ありとするも貳百萬圓ある筈なるが統計調査の不徹底にはあざざるか、蓋し正確なる數額は之れを表はすこと恐らく不可能なるべし。

尙ほ鐵道開通に際り内山町長は町民の心得方に關する警告を發したり次の如し。

待ちに待つたる鐵道も、愈十二日から開通することになりました、之れで宮津もアツパレ世界的の遊覽地となりまして、御同慶の至に堪へません併し之と共に、宮津は總ての方面に重大な責任が出来ました、それは外でもない、宮津の物價を少くとも世間並に安くすること、お客を懇切大事にすることでありませぬ。今迄の宮津は、物價が高い、客を見たら不親切にもボルト云ふ評判が、誰言ふとなく廣く世間に傳はつて居ります、こんな悪い評判があつてはさては宮津の繁榮は望まれないことでありませぬ。それで之れからは擧町一致、店主も被備人も男も女も大人も小供も心を合せて、お客を大切に、總ての物を出来るだけ安くすることに勉めようではありませんか、タツタ一人でも不心得な人があつたら、それが宮津全體の悪い評判となつて、世間に傳はり取返しのかかぬ憂目を見ればなりませんから、轉ばの先の杖とやら、呉々も御注意を願ひます。

斯くて宮津は親切な土地であり、物價も亦安いと云ふ評判が津々浦々に廣まればそれで、そはんに、宮津の繁榮は期して待つべきもの

があるさ確信致します、廣いようで狭いのは世間でありませぬ、呉々も悪い評判の種を蒔かぬよう、御注意を願ひます。鐵道の開通に際し、宮津の前途を、憂慮するの餘り、釋迦に説法とは思ひながら、婆心已みがたく、町民各位の前に、苦言を呈します、幸に其意のある所を諒恕せられんことを、千祈萬望致します。

大正十三年四月十日

宮津町長 内山 廣 三

追加

大正十三年七月四日橋立新聞第八百五十八號に宮津商人の遊覽地根性を矯正させる町役場と實業協會の活動と題し、

「二度と行くまい丹後のみやつ、橋の財布がからまなる、丹後の宮津でホンと出した」

三景の一として持て囃される「丹後の宮津」へ遊んだ粹人が覺えて歸るこの丹後節、構立とは切つても切れない程の因果關係を持つてゐてそれ等の人達の頭の中に沁み込んで行くのは橋の財布が空になること云ふ一事である。この傳説の、瀧腸はハッキリ記憶しないが、風景もよし氣候もよし歸ることをつい忘れて空になつた財布に初めて歸ることに氣附くこと云ふ意味で二度と行くまいと唄はれる言葉の中にはまた行かふさ意味が含まれて居たのであつたが最近へと云つてもいい、加減古い時代が、に違つて二度と行くまいが眞實に二度と行かれぬ處と云ふ意味に變じて了つてゐた。それは遊覽地の商人に有勝な無茶な暴利方をするからであつた。それも昨半頃迄は左程でもなかつたが、本年殊に她首して待つた鐵路が開通してから以後は遊覽客の激増と同時にその非難が最も甚だしくなつて當時宮津縣から毎日歸つて行くこれ等の約二千に近い人達の殆んど全部が「宮津は物價が素的に高い、多少の暴られるのは覺悟の前だがあんなのや堪まらぬ、おまけに不親切だ」汽車の中での非難は凄じいもので、それが爲に宮津の旅館で拍ちふと思ふ人もついで態々舞鶴邊りで宿泊するさ云ふ態だらうであつた爲に宮津町の心ある人々はこれではならぬと焦慮してその筋も幾度か警告を發し或は呼出して態々訓諭を與へたものだつたが、どうせ一度來た客は二度と來るものぢや無い位の氣でどうしても聞き容れ

ない、勿論一流旅館或は一流の大土産店などにそうした怖れは無いが理解力に乏しい二流三流の旅館、木ッ葉土産屋などは飽くまで汚い遊覽地商人根性を丸出しにしアツタリ主義を發揮するのでそれかあらぬか、例年なればこの頃に至つて増加しなければならぬ遊覽客、避暑客が着先のそれに比べて激減して来る有様である。宮津當局及び宮津實業協會では、このに鑑みるところがあり、幾度か會合を開いて協議を重ねた結果別項記載の如く實業會例會に於てその暴利防止策が定められた。町役場でもポスト大の投票箱をしつらへてそれに、暴利を貪り又は不當の待遇をなしたるものあらばその氏名事實と共に成るべく領收書を添へて御知らせを願ひます。町役場と記して町内著名の地域六個所に立て、これに投票があつた場合はその事實を徹底的に調査し實業協會と協力して反省を促す事にしてゐる、その方法は除名處分と、新聞に發表して社會的制裁を加へ警察署に通告するのであるが、この外に實業協會は正札販賣を奨励して「お買物には正札の店が安全が思ひます」と記した。

立札を二十箇所に設置し遊覽客に暴らぬの要心を與へる外正札販賣勵行のポスターを六百枚印刷に附して各商店々頭に吊す事になつてゐる。こうして各商店及び旅館業者が一齊に反省してくれば「二度と行くまい」の意味が普通通りのいゝ處としての意味に立返る時期が来るであらうと警察當局でもこの舉に出来るだけの力を藉すことを惜まないと言つて居る。

第三款 宮津の工業

一、織物業

維新前宮津町の工業としては先づ第一に織物、次に醸造業あり、染物業冶工業その他二三あるも見るべきもの殆んどなし、織物業に就ては與謝郡引く處加悦町機業總代機方要用控に曰

當町往古は機屋商賣致し候處先年宮津御城下に相成候節殿様御上意に付加悦後野兩村久右衛門治左衛門と申兩人宮津に引越罷在候、夫

又郡衙所藏與謝郡内事蹟調、曰

一、絹縮縮織出候は前々御公儀様被仰付候哉又ハ從御地頭様被仰付候事哉と御尋被遊候
乍恐右ニ付古記申傳等吟味仕候處絹縮之儀ハ一向五年已前ハ織始候哉千年にも相成候事哉相知不申候程古き事に御座候ニ付織始之譯相知不申候、其所謂と申候は宮津御城下ニ相成候節町家居商賣無御座候ニ付加悦後野兩村ニ而久右衛門治左衛門と申兩人機商賣相教させ候爲メ御城下住居被仰付宮津へ參申候と申傳候、最縮縮織出候ハ御公儀様方又御城主様方被仰付織初候ニ而ハ無御座候、併し御公儀様御用ニ付京都二條御役所様方絹御買上被爲仰付奉差上候事御座候、此儀古記ハ無御座候得共先年井筒屋公事之時分何ぞ古例も有之候哉と御尋被遊候ニ付右之段申上候處記録御吟味遊爲相違無御座候由被仰出候ト申傳へ候、其後當國湊御役所様方長崎御用之織物當國に被仰付候儀も御座候

所謂井筒屋公事の年曆を知らずと雖も、後段湊御役所とは享保七年幕府の代官小泉市太夫が熊野郡湊村にある船見番所を改めて陣屋を置きしより、同十九年四月海上彌平が代官所を久美濱に置くまで十二三年間のことなれば、享保年中既に可なり手廣く製織せしを推想すべし。藤原成繁の天橋遊草に

過金山小田二村一途宮津郡下此郡繅紗名平四方絲墨之音徹屋機杼之聲喧街方々

また吉田重房の筑紫紀行に

宮津、松平主計頭殿の御城下なり東の方に御城あり、西は入海にて南は山なり、町屋三筋おのく長さ十四五丁、山を後にし入海を前にしたる湊にて大船數艘町の際にかゝれり、總て此の入海一里四方に山を環らして袋の底のやうしたる湊なり、町屋には細縮商ふ家多し云々。

とあり天橋遊草は寛政六年八月朔日の記事にして筑紫紀行は享和二年六月十五日の筆録なれば寛政享和の頃の宮津町機織業の盛況以て想察すべく、幕末維新の交町内機數一千臺を算へ、此の内家中の卒族則も足輕

以下の女房等が内職に織れるもの二百五十臺ありといへば其の殷賑の状また掬すべきなり、然るに廢藩後自然衰微に向ひ明治二十二年自治制施行當事既に機業家半數に減じ現今に於ては白柏町倉内重藏柳繩手等。一二の外殆んど機杼の音を聞かざるに至れり。

二、醸造業

維新前の醸造業は可なり盛んにて公簿の示す處酒造家十二戸醬油製造家十三戸あり、今原本を次に抄録す。
丹後國在町酒造米高名前帳 曰

- 一、酒造米 拾貳石貳斗九升五合
 - 一、同米 六拾五石五斗七升三合
 - 一、同米 貳拾九石五斗〇八合
 - 一、同米 貳拾壹石三斗壹升貳合
 - 一、同米 貳石八斗九升五合
 - 一、同米 三拾石壹斗〇五合
 - 一、同米 貳拾貳石
 - 一、同米 貳拾八石九斗貳升六合
- 宮津町 山田屋 八左衛門
同町 追掛屋 同 市 治
同町 伊勢屋 同 人 人
同町 大津屋 喜 八

- 一、同米 六石七斗五升六合
 - 一、同米 貳拾七石〇貳升貳合
 - 一、同米 四拾貳石貳斗貳升貳合
 - 一、同米 拾五石八斗貳升三合
 - 一、同米 拾五石壹斗九升
 - 一、同米 拾八石九斗八升七合
 - 一、同米 五拾三石貳斗六升五合
 - 一、同米 貳拾九石三斗八升八合
 - 一、同米 七石三斗四升七合
 - 一、同米 貳拾貳石九斗七升
 - 一、同米 三拾五石壹斗八升八合
 - 一、同米 五拾七石壹斗八升
 - 一、同米 拾四石六斗六升貳合
 - 一、同米 貳拾石七斗八升九合
 - 一、同米 五拾壹石〇五升三合
 - 一、同米 四拾三石壹斗五升八合
- 同町 大津屋 同 同 兵 衛
同町 十兵衛 同 同 人 人
同町 綿屋 同 同 人 人
同町 宇兵衛 同 同 人 人
同町 茶屋 同 同 人 人
同町 清右衛門 同 同 人 人
同町 元結屋 同 同 人 人
同町 金兵衛 同 同 人 人
同町 同 同 同 同 人 人
同町 同 同 同 同 人 人
同町 同 同 同 同 人 人

丹後宮津志

一、酒造米 貳拾五石

一、同米 貳拾三石六斗四升八合

一、同米 四拾六石三斗五升貳合

一、同米 四拾九石九斗

一、同米 四拾石九斗壹升

一、同米 貳拾壹石九斗五升壹合

一、同米 拾八石六斗五升九合

一、同米 拾六石四斗六升三合

一、同米 三拾貳石九斗貳升七合

一、同米 貳拾九石八斗三升六合

一、同米 三拾六石壹斗六升四合

一、醬油造高六百石

また醬油は丹後國在町醬油造高名前帳の載する處

六九四

宮津町 元結屋 金兵衛

同 勘兵衛

同 茶屋 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

同 同 同 人

一、同 高四百貳拾石

一、同 高百五拾石

一、同 高五拾石

一、同 高五拾石

一、同 高四拾五石

一、同 高三拾貳石

一、同 高三拾石

一、同 高三拾石

一、同 高三拾石

一、同 高七拾石

甚三郎

純屋 宇右衛門

油屋 彦左衛門

油屋 清六

綿屋 藤左衛門

茶屋 友治

鹽屋 與八郎

桶屋 與八郎

止願又四郎

越後屋 嘉兵衛

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

綿屋 善太郎

六九五

第參編 第九章 宮津の實業

一、醬油造高三拾石

一、同 高三拾石

字 助
綿屋 助

之れを合計すれば造酒石高千拾五石四斗貳升四合、醬油千五百六拾七石あり、而して是れ等醸造業に就ては御法令條目にも「酒株所持不仕者酒造仕間敷候事」の一條ありて一定の酒株を賣買讓與の公認を経ざるものは醸造を禁せられたり、明治維新後次第に淘汰せられ現在に於ては酒造業家三月千百七拾五石四斗五升三合醬油四戸四千七百八十九石之れを役場の統計調書によりて抄録すれば酒類醸造業は、

三五,000 ^石	不詳	黒田英三郎
三七五,四五三	二百年前創業	三上勘兵衛
四八五,000	大正二年創業	上田周造

また醬油醸造業は

二,000,000 ^石	七0,000 ^石	嘉永年間創業	由利操三
一,三九,000	四二,091	同年創業	志田友治
九00,000	三0,204	明治三十八年	矢野實三郎
二,000,000	九,800	大正元年	長谷川平吉

また酢は矢野實三郎一ヶ年醸造百五十石にして價格三千圓、味噌三百貫貳百拾圓とす。

清酒賣買に關し、宮津日記上卷直段を改められたるよし載せたり、次の如し。

宮津日記 曰

元祿十丁丑十一月廿五日京都酒直段極り申之由前分ニ諸國へ被仰出御觸ハ有之候得共其極り無之候江戸ヨリ申參候ハ米壹石酒ニ造り候へハ酒壹升八分ニテ出來申候間五ハリノ御運上差上可申候酒壹升壹匁二分宛ニ賣可申トノ御觸也此上ハ如何程成共勝手次第ニ利ヲ賣上可申トノ由ニテ先即時ニ壹匁七分宛ニ直段有之由ニ候。

また同書享保三年の條

海老屋伊右衛門悪酒ヲ賣候處呼出サレ三日追込、其上仰付此後酒賣候ハ、壹升代八文五合四文壹合二勺五才壹文右ノ直段ニ賣候由被仰付候三日仰出サレ酒直段書取違シトテ壹升賣代之内八文引五合四文二合五勺二文引壹合二勺五才壹文此ノ通ノ直段ニテ可賣候外酒屋モ悪酒ナレハ如此ノ由。

三、建築及製材業

御用大工として幅を利かせたるは富田氏にして累代藤原を稱せり。御城内竝に御家中の建築營繕の御用を勤め、社寺の建築を業としつゝあり、由來藩時代には各藩とも自藩の用は自藩にて辨せしめ、随つて自藩の金は自藩内に流通せしめて他藩へ流出せしめざらんことに努め、營造物も作品も總て之れ自藩の職工にて用を足さんとし御用大工は固より左官屋根屋石屋其他の職工も適當の保護を加へ、江戸上下邸、京都大阪等へも國より連行するの例となり居れり、故に技術に就ては可なり進歩したる處ありしと雖も廢藩後此の事止みて技術も威勢も殆んど見るべきものなきに至れり、明治晩

年機械方の應用行はれ宮津製材所岡田製材所等興り最近電力によりて主として製材を爲しつゝあるも建築業者として舊御用家富田の外梅垣島崎高井等三四指を屈すべし。

四、鐵工治工造船業

宮津町は鍛冶町漁師町より起りし事は第一章及び第五章に既に敘せし處によりて明かなるべく、後に今の萬町を鍛冶屋町と稱へし程によりても鍛冶屋の多かりしは推想するを得べく、又鑄物師は勅許鑄物師として金屋谷に木崎氏累代藤原を稱して製業せしも今轉住して影を潛めたり、造船業は舊藩時代盛んなりしは言を俟たざるも廢藩の爲に米穀廻漕の專絶へて次第に衰へ、今は澤澤造船所の小汽船を修理を爲すものゝ外殆んど見るべきものなし。宮津郷土誌 云

宮津名匠

刀鍛冶 陸奥守包重 俗名 中川九左右衛門

永井公時代來住大和の國の住人陸奥守包保の子也

同 播磨守正道 俗名 喜右衛門

阿部公時代來住 元大阪の人

同 大道安輝

其先勢州關の人、細川公時代田邊地下に來住す關にては大道といひ丹後にては大道オノミチと稱す後年京極公に従ひ宮津に來住す高國公の時江戸に出で安定といへる名鍛冶の弟子となり安輝と名をのる。

鑄師 安正

永井公時代より來住す巧手の間えありて遠國の諸侯より使命ありて鑄をうたしむ。

中古

大工棟梁 富田河内

中古受領、于今此支流富田を名のる。

鑄物師 藤原久次

代々木崎氏其先祖但州出石より來る河内國惣官鑄物師と稱す。

鑄師 守隨支配

中古より萬町に住す。

五、其他工業

今の宮本町は古來紺屋町の稱あり、往昔機業家多く織物業の盛なる時代は般販を極めたりしも、機業家の仆るるに連れて次第に衰へ今は僅に四五戸を數ふるに過ぎず、之に反し文明の齎す工場陸續興り活版印刷工場五六ヶ所最近電力によるもの二三あり、製氷工場罐詰工場製蠟工場その他種々の新興工場を算へ、大膳橋外に郡是製絲工場及び帝國電燈宮津發電所あり、共に規模大なり、(寫眞參照)新聞發行に白柏町に橋立新聞あり。

第四款 宮津水産業

一、水産業の沿革

宮津町の水産業は町の生産中百分三十二・二八の割合に當り工業に亞で重要なる生産業なり、**鯨**に就ては始終江尻日置等と訴訟せしより舊藩の公簿にも残れるも生産に關する記録は甚だ罕れなり、**宮津日記**享保十二年の條に「十二月中旬内ノ海ニテ溝尻漁師**鯨**ヲ取前代未聞也伊根也」とある町の水産全般に互りては未だ的確なる資料の舊藩時代にありしを見聞せず、宮津町の漁業に關しては明治四十一年三月京都府水産講習所の出版に係る京都府漁業誌に最も詳細に敘せられたり。茲には宮津郷土誌より漁業、漁船、漁具、漁撈等の沿革を轉載すべし。

水産業の沿革

宮津町の漁業者は丹後沿岸に於ては何れの部落よりも最も古き時代より漁業を營み居りし者なる事は口碑に傳へて知る事を得るも儘かに何れの時代より始まりしかば之を明にせず、永祿年間現今の城東村字辻町に住み拾六戸の戸數にて専ら漁業を營み居り當時の漁具として現今使用し居る延繩を單に繩と稱し又現今使用せる手繰網を「フタラミ」と稱し唯此の二種の漁具を使用せしのみ此の時代には宮津地方沿岸に漁業を營むものなきを以て漁獲も多く値も貴くして極めて富貴に日を送りしもの、如し、天正年間細川藤孝公丹後の國を領せられたり時代より上宮津（現今城東村字宮）に移住し猪の岡八幡下漁師と稱し漁業者毎日下宮津（現今宮津町）海岸に出て専ら漁業を營み居り、時の網音頭勘左衛門なるものは漁業者の爲に殊更に街路を設けて漁業のために海岸に出づるの通路を開きたり現時勘左衛門小路と稱しつ、ある街路即ち是なり慶長五年十一月細川藤孝公足利氏殘徒の爲に押寄せられ勢力敵すべからず、八幡下漁師に命じ早船を作り夫れにのり田邊（現今舞鶴）の本城に落ち行き急を遁れしかば其の褒賞として當漁師に金員數百兩を與へ之を資本として大網（現今使用せる鯉地曳網）なるものを考究製作せしめ同時に其漁業稼場を指定せられたり。其の漁場は東は若狹界より西は因幡界まで自由に出稼ぎ波打際三間帆影三里は自由に漁業をなすの特典を與へられたる者にして領地内における當漁師漁業者の權利強大なること漁業者以外の者の實に羨む所なり。（中略）

寛永四年京極安智宮津領主となりたるも從來の慣例を變ぜず尙營業を繼續せしかば漁師年數と共に増加し網數も亦増加せり慶安の頃或漁業者が獅子（いなだ）は海面に浮遊する藻類及び枯木等を戀ふて其陸に隠るゝの性質ある事を考察し桐の枝を束れて之に繩を附し繩の端に石を結附して海底に沈ましめ桐枝より約三尋程下部に藁一握を束れたるものに束を結附し之を沖合に沈めて試みたるに獅子の其の周圍に群集する事甚だ多く之を捕獲するには釣を以てするの得策なるを知り竿を以て釣りしに其漁獲非常に多くして始めて有益なる漁法たるを確むるに至り、之れ現今漁師町に行ふ鯨漁なり、而してその漁獲鯨を毎年領主に上納するを例として傳へられたり此の時代に於て近村沿岸の者之を羨み種々の漁法を企て、使用したき様領主へ出願するも古來の慣例なきため許されず正保年間於て文殊村獅子崎村田井村の各村より領主へ上申して肥料用原料のみを捕ふることを許されし旨を出願したるに依り漸く肥料捕りとして地曳網を許されたり。正徳年間に晒屋火事と稱し現今の如願寺の附近より出火し宮津町全部焼失したることありて漁師町亦一月も餘さず灰燼となり有益なる古文書類をも焼失したりと云ふ。

又元文年間夏期百日の日照と稱し海水澄み渡り一尾の魚類も捕ふること能はざるに依り雨乞と稱して漁師町全民に本松（大黒山）に登り數百の篝火を點じ大音揚げたり志を時の領主京極丹後守は之を敵襲と過て一家中に令を下して皆武裝して出陣するの騒動を惹起したる事あり其の罪として一ヶ月間の營業止を言ひ渡され如何ともする能はず糊口に苦しむの悲境に陥り田島を賣却して一時の急を救ふの止むなきに至り遂に漁業專業となり種々の漁具漁法を考察して之を使用するに至り享和年間本郡日置村及び大島村より巨金を投じて手繰網の構造及使用方法の傳授を請ひ來れるに一漁夫密に同村に至り之を教へたり漁師町の漁民聞いて大いに怒り其の日置村に至りたる漁夫を再び歸らしめず漁夫は其儘日置村及大島村に滞在し營業したるより宮津地方沿岸漁民始めて手繰網の構造及び使用の方法を知るを得たりと云ふ。

明治初年の頃に至りては本郡各沿岸漁民一般に釣魚に熱心し沖合に出る習慣となりたるを以て當町漁業者は釣魚を以て利益を充分に收むる事能わず従つて一本釣及延繩漁を止めて網漁のみ盛んに營み當時延繩としては黒鯛延繩小鯛延繩位を使用せり。明治初年の頃までは手繰網も舒手網海老手繰網巾手繰網（海老鱈小鯛鱈等）を捕ふるもの、の三種の外は使用せざりし、明治五年頃迄は「ぶそ」を捕ふるには一本釣耳なりしが漁師町木崎處左右衛門なるもの該魚を捕ふるに手繰網にて可なるや否やを試みん爲め一寸目の手繰

網を作製して殆んど二十年間使用したるに釣魚より魚獲多く爲に他の漁夫も該網を作製して使用するに至れり。然るに明治八年の頃漁師町牧野利兵衛なるもの該手繰網には蓋を備ふるも之は必ず網の裏側に籠るものなるを覺り或日漁場に於て該魚網の部を鎌を以て切り放し試みたるに成績良好なり是より「ふそ」手繰網には蓋を附せざる事に改良し現今最も盛に沿岸漁村至る處に使用せらるゝに至れり。地曳網も明治の初年迄は其の構造及び装置極めて粗雑にして期節に向つて魚族圍遊し來るも汀渚より百五十尋の近くまで魚群集來せざれば網を投下するも其の効をなさず漸次研究して同十五年頃より汀渚より四百尋沖合の漁族を捕獲する事容易なるに至れり、手繰網の明治二三年頃まで與謝郡伊根村にて方言「もや」と稱する沖合のみにて賤すべし、ばち等の諸魚を捕獲するものを使用するの外他村にては全く使用するを見ず、由來手繰網は往古より「貧乏知らず」と稱し漁具輕便にして費用も少く漁夫も少くわすかに二人若しくは一人にて使用するを得漁獲物は出流すれば必ず相當あるは疑なきを以て沿岸の漁民皆大金を投じて漁師町より買ひ求めんとせり。當時漁師町の漁夫は目前の小利に慥まされ將來を顧みずして競ふて手繰網を製作して賣却せるを以て現今にては手繰網を使用せざる沿岸なきに至れり。

「ふのは」手繰網は手繰網中最も宏大なる構造にして漁獲も又最も多く明治廿五年頃までは漁場として僅に與謝郡伊根村の海岸又は栗田村黒崎の沿岸沖合拾町内外に過ぎずして漁獲物も餘り大ならず、原料麻糸にして染料柿澁を用ひたり、然るに當町青年の漁業者種々研究の上該魚の性質及漁場の状況を知り該網は麻糸にて製作するは適當にあらざるを確め「ガス」糸を以て製作し使用を試みたるものありしに、其の成績良好なるを認め一般に「ガス」糸を以て製作するに至れり、時々之を染めずして白網の儘使用したるに其結果益々良好にして漁獲著しきを見漁場も進んで遠く沖合經ヶ岬附近まで出流するに至りたり。

當町地曳網も從來より原料麻糸を用ひたるが麻糸は高價なるを廢朽すること易く爲めに網數益々減じて當町に僅に十組より存在せざるに至る時に當町漁業者田中喜八郎なるもの、獨り志を立て漁業研究の目的を以て本郡沿岸を廻りて到る處を研究し又漁法拙き土地にては自ら長所を教へつゝ巡り島根縣岩見の國鹽濱村に滞在して漁業を教へ此處に住すること三年該地の漁業者著しく進歩せり、土地の漁民を稱して此地の蛭子神なりと云へり、現今に至り紀念の碑を建設せりといふ。

明治廿七年に至り田中喜八郎當町に歸り始めて地曳網に綿糸の適當なるを傳へ専ら綿糸を使用するに至りたるに其の成績顯著なりしか

ば、又網數の増加を見るに至れり。

同二十九年の頃播磨岡井上爲助なるもの網の教師として當町に來りたるも意外に進歩の形跡あるを見て辭して歸れり、其他府縣より各釣漁教師其筋の紹介により再三來りたる者あるも未だ著しき効を奏せず同廿九年丹後四郡協力して農商務省へ市着網の使用を申請して許可せられ本省技師該網具一切を積載して來り試験をなせる結果良好なるを認め同廿年に至り當町の漁業者相計りて該網を製作し使用したるも折柄漁族來遊少きと使用の方法不熟練なることより著しき漁獲なし同三十三年兩井縣敦賀町漁業者眞空釣具を船に積載ししる儘漁獲物を賣却せん爲め宮津町魚問屋に來り漁師町の漁業者未だ曾て見ざる漁具なるを以て此の漁業者を漁師町各家に招き該魚具の構造及び使用法漁場の如何を糺し後該魚具を作製して使用したるに果して多くの漁獲あり終には兵庫縣津居山附近まで出流するに至れり。

二、水産製造

水産製造の主なるものは焼魚、蒲鉾類、乾製品、鹽藏品、罐詰等にて先づ焼魚に就ては郷土誌に。

焼魚

(一) 営業者現在戸數

今を距ること七拾年以前即天保の頃迄は交通不便に販路狭少なりしを以て焼魚業も亦盛ならずして之を營むものは少數の貸焼業者に限られ魚商は焼場の設備を有するものなく、其焼立を要するに際し貸焼業者に托し賃金を支拂ひて焼かしめしが故に當時にありては魚仲買商と焼業とは分業にして之を兼ねるものなかりしも嘉永元年に至り一種の改良法即筏焼の案出來販路を擴張し原料供給の増加に伴ひ少數の貸焼業者のみにて之を需要に應ずる能はず競争の結果焼魚の昂騰を來せしを以て魚商間に於ては焼場を備へて之を兼業するものあるに至れり、嘉永六年の頃には魚商四拾餘戸内廿餘戸は焼業を兼れ專業の貸業としては僅かに石川屋重兵衛なるもの一戸に過ぎず、爾來運輸機關の具備に伴ひ焼業益々發達し、現在魚商組合員七十五戸内焼專業者卅戸其他の四拾五戸は何れも之を兼業し賃焼を專業とするもの一人もあるなし。

而して此他置次と稱し魚商人の手を経て原料の買次を受け焼業に従事するもの凡そ廿餘戸に及べり、

(二) 原料の種類

焼魚の種類に付ては其漁獲物の如何により差違あり往時の漁法の幼稚にして漁獲商少き時代には焼方も亦拙劣にして其種類及び産額極めて小く従て單純にして且つ粗劣なる焼法に過ぎざりき、即當時にありては小鯛烏賊鱈の如き小魚のみに限り尺餘のものば焼き得ざるものさなし殆んど之に手を付けざりき、斯の如く其種類も少く製造法も未熟なりしが世運の進歩と共に漁法に改良を加へ其漁獲物及種類を増加するに至り、之に伴ひ當業者も亦研究を重ね現今に於ては何魚に限らず凡て焼魚として製し得ざるものなきに至れり、然れども日常焼物として少荷する主なる魚類を擧ぐれば左の如し、

- 春期 真鱈、鱈、冬烏賊、鯛、鱈、鱈、鱈
- 夏期 鱈、鱈、鱈、真烏賊、鯛、小鯛、鰈
- 秋期 鱈、鱈、鱈、秋烏賊、鱈
- 冬期 小鯛、真鱈、鱈

明治の初年より卅年頃迄は切身焼と稱して鱈の如き大なるものを小切にし刺串として焼物とするに盛んなりしが之等は生運搬の便なるにより、近年特に注文あるにあらざれば之が製造をなさざるに至れり、又火魚(かなかしら)は蒲鉾原料の主たるものなるを以て魚仲買商間明治十年頃迄崩崩物屋(蒲鉾商をいふ)の爲め法度魚類として焼魚に製し得ざるの規約ありしが何時しか此規約解けたるも非常の豐漁にあらざれば主として蒲鉾原料に充てられ焼魚に供するに甚だ稀なりとす、元來焼魚は價格低廉なる原料にあらざれば其の手数料荷造運搬等の諸費用を要し到底引合さざるものなれば特に注文あるにあらざれば可及的廉價の原料を撰ぶを要す。

(三) 製造方法 現時の製造方法に就いては當業者各戸多少異なるのみならず其出荷先により各其嗜好を異にするを以て従つて形状及焼加減等に差違あるは勿論なれども大體に於ては一定せり、即ち焼方を大別して二種に區別し夾み焼刺し焼是なり、夾焼は之を細別して三種とす、脊接夾丸夾割夾是なり、刺焼も亦笹焼刺刺筒刺の三法あり要するに焼方の種類は其原料の異なるに従ひ大小肉質及外觀をも異にするを以て之に應じて其方法を案出せしものとす。

蒲鉾のことを此地方人は竹輪といふ蓋し竹は此の地方に多く蒲は之れに反して少く、其の形状を蒲の穂に對照するよりも竹の筒に比較する方却て手取り早かりしより起りし稱呼ならん歟、山板、半瓣、扇地紙、その他種々形状の異なるに従つて名目も夫れ々異りと雖も總てを總稱して崩し物といふ、乾製品に宮津鯛櫻鯛等の如き素乾品あり、鱈雜魚白雜魚等の如き煮乾品あり鹽藏品に鹽鱈鹽鱈鱈等あり罐詰は近時の創造に係ると雖も其名稍々顯はれんとし魚油肥料等また少なからず。

與謝郡誌 曰

水産製造の主なるものを擧ぐれば素乾品にては鱈、袋鰯和布等あり鱈は丹後の糸鰯と稱し、大阪及神戸市場に於て特別の聲價を有す、袋鰯は宮津町の特産品として其名現はれ、和布は本庄村産の本庄和布最名あり、鹽乾品にては乾甘鯛、乾小鯛、乾鱈等名あり、煮乾品にて名あるは蓋乾鱈なり栗田雜魚の名傳はれるも其の産額減少し海參も亦宮津町に於て製造せらるゝも振はず、鹽藏品にては鹽鱈及鹽甘鯛の二種古來名あるも近時鹽鱈の聲價最も上り美味實に全國に冠たりと稱せらる、蓋し此時期に於て地方に回遊する師は産卵期に近き最も肥満せるのみならず、恰も嚴寒の候に際し體温保持の必要上最も多く脂肪を包藏するを以て其味稱美さるゝものなるべし、罐詰の製造は極めて近時のことに屬し本府水産講習所創立以後のことなりと云ふも可なり、従つて個人事業として經營せるもの二三あるに過ぎず、就中宮津町に於て製造する天橋灣内産の金太郎鱈、鯛、鯛介等の味付罐詰や、聲價を有す、以上の外雜品にては宮津町に産する蒲鉾は近時製法を改良して漸く優品を出すに至り鱈魚も亦同町に於て製出し其量豊富なり云々。

三、放養移殖

放養移殖のことは舊藩時代に行はれしを聞かず、明治二十九年與謝郡水産組合が獅子崎附近に眞珠貝を移殖したるを始とし、三十四年より鰻兒放養を行ひ三十八年溝尻漁業組合が鱈兒移殖を行ひ、又京都府水産講

習所の事業として明治四十四年以來蛤の養殖を行ひ大正十年以來水産組合は龍海老を志摩より移して放養し又出雲の石見より藻介種苗を移植せり、郷土誌 曰

養 殖

(イ) 鰻の養殖

與謝郡水産組合の事業として内海に於ける鰻養殖成績不良に付明治三十四年より子鰻を宮津川及神子川に放流し移植したり爾後九ヶ年間の之を繼續せり、其の放流せし小鰻の量を示さば

明治廿四年	宮津川	〇、五〇〇 <small>斤</small>	神子川	一、〇〇〇 <small>斤</small>	其他	
同 廿五年	同	三、〇〇〇		一、〇〇〇		
同 廿六年	同	二、五〇〇		一、〇〇〇	内堀へ	〇、五〇〇 <small>斤</small>
同 廿七年	同	二、〇〇〇		一、〇〇〇		
同 廿八年	同	二、五〇〇		一、〇〇〇		
同 廿九年	同	二、〇〇〇		一、〇〇〇		
同 四〇年	同	二、〇〇〇		一、〇〇〇		
同 四一年	同	二、五〇〇		一、〇〇〇		
同 四二年	同	二、〇〇〇		一、〇〇〇	瀧馬村地内數ヶ所へ	二、五〇〇
合計		一九、〇〇〇		八、〇〇〇		
總計		三〇、〇〇〇		三、〇〇〇		

(ロ) 真珠の養殖

明治廿八九年頃與謝郡水産組合は獅子崎沿岸に真珠の養殖を企てしも其放養せし真珠は何處に繁殖せるか又は消滅せるか不明なり、其

後年を経て宮津川川口に當り其の形跡を認めたる一あるも不明なり。

(ハ) 蛤の養殖

京都府水産講習所の事業として四年以前より宮津町沿岸に蛤の養殖をなせり、本試験は去る明治四十四年豫備試験實施以來繼續施行せるものにして其成績未だ確實ならず、苗介を三重縣三重郡富洲村より購入し放養せり。

場 所

水産講習所裏手 大膳橋下東側
大手川尻 島崎ポット小屋沖

また與謝郡誌郡水産會の條

鱈兒移植、天橋の内海に産する鱈は成長甚だ速にして脂肪多く食味又佳良にして古來金太郎鱈の名稱を以て賞揚せられつゝありしが、近時漁獲頓に減少せるを以て明治三十八年度濠尻漁業組合をして極めて外海に産する稚魚を内海に汲込み放養試験をなさしめたり成績殊に良好にして爾來毎年移植放養を繼續し毎年漁獲増加せり、明治三十九年以來水産講習所に於て此の金太郎鱈を以て鱈油漬罐詰を製造せられ適切なる原料として毎年使用せらる。

龍海老及藻貝移植、大正十年度三重縣志摩郡島羽町より大正十一年同郡安乘村より龍海老を購入し之を黒崎、日置妙見磯、養老沖の磯、伊根青島、新井崎及び本庄甲崎へ移植放養し、尙ほ大正十年度島根縣より藻介種苗を購入し之を宮津灣及び栗田灣伊根灣天橋内灣へ移植放養せり。

四、水 産 會

明治二十八年八月與謝郡水産組合なるもの創立せられ郡役所内に事務所を置きて博覽會品評會の出品漁撈の獎勵魚族の蕃殖、視察補助その他水産業の發展に資しつゝあり、就中特記すべきは明治三十一年九月宮津町に於て大日本水産品評會を開催したること是なり、宮津地方人士の催しに刺戟を受けたること頗る多く水

産の業爾來大に發展せり、水産組合創立以來鮑、海鼠及びうごの蕃殖を保護し前記の如く眞珠貝を移植し或は魚道漁具を調査し視察し購入し或は明治三十年神戸市に開設されたる大日本水産博覽會に出品し、三十二年京都府水産講習所を宮津町に開設せらるゝや學費を補助して子弟の入所を奨励し或は前記の如く鰻兒を放養し三十五年より府水産講習所内に水産製造品審査會を開き或は愛知、新潟、千葉、神奈川、兵庫、島根、鳥取各縣へ出張視察し尙は遠く朝鮮沿海に人を派遣して視察せしめ、大正四年愛媛縣宇和島へ罐詰蒲鉾製造を視察し販路を調査し或は發動漁艇建造を補助し或は水産集談會を開き或は魚類流逸防止工事を補助する等其他各方面に互りて活動を續け水産業の發展に資し、大正十一年水産會法發布せらるゝや規定の順序を経て與謝郡水産會と改め今日に至れり。與謝郡誌 曰

大日本水産品評會、明治三十一年九月一日より十四日間大日本水産會の主催にて宮津町小學校内に第七回大日本水産品評會を開き本郡内より出品物を蒐集陳列せり、別に舊宮津川尻に水族放養場を設けたり、同會總裁 小松宮殿下御臨場あり集る處の參觀人日々場内に充滿し市内稀なる賑なり、該會により斯業上に得たる改良發達は豫想以上にして利する所多大なるを信す云々。

第五款 宮津農產業

一、舊藩の農政

舊藩時代士農工商これを四民と稱し此の内農以下を庶民と云ひ社會的階級嚴格にして、武士は社會の上位にありて庶民の儀表に立ち、次に四民生活の資糧を作るべき農夫を數へ其の次に四民の住居衣類を調製す

べき諸職人を置き、最後に固定の生産なく他人の生産を融通し其の口錢によりて生計する商人を數へて之を最も卑下す、(鉢、穢多等民族的階級は別と)農工商三階級の庶民を亦百姓町人と云ひ武士と區別せり、要するに農は庶民の上位にありて武士に尤も近き階級に置かれたり。

而して農業は米を以て主要の生産物とし其の收米量を以て草高を定められ其町村大小の基本とせられしものにて、草高の大小は直ちに其の町村を評價すること得るものなれば農業の重要視せられたる亦故ありといふべし、宮津町及び上下宮津の舊時の草高並びに其の町在關係に就ては別に述べたるを以て茲に詳細を言はざるも、維新前宮津町に鍛冶町獵師町ありて兩者の草高二百六十六石下宮津(城東)八ヶ部落にて貳千〇四十四石上宮津三ヶ村にて千五百六十九石あれば之れを江戸時代の宮津の收米量に近きものと見るべき、京極氏宮津市街地二百八十八石城郭及藩中屋敷四百五十六石を潰して宮津知府を開きたれば、江戸初期以前は此上六百七十四石收穫せるも、一方上下宮津の在方合して貳千四百石斗りの草高なれば宮津川流域凡そ三千石餘の收米量ありしものと見るべし、舊藩農政に關する法文の條々左に例示す。

一、田畑を荒し置くべからず永荒場起返り切添又は新田有之は壹畝壹歩なり共無隱可申出、若し隱置他方於相顯は其地主は不及申庄屋年寄五人組爲曲事候事

附 本田畑に多葉粉作り候儀停止之事

一、池沼芝地海川之寄洲等田畑開發すべき所有之候は、御役所は訴下知を請開發可仕内證にて開發仕間數候事

附 右の類顯人有之候節は例へ他村の者願候逆も不埒之故障申立間數候勿論再應吟味の上古田其他不離場所に候は、開發可申付候事

一、畑を埋又は道を狭め秣場林際を切添田畑不可致前々より無之所は道付牛馬通す不可若し道附替新堀等不致候ては不叶場所有之は御役所へ訴指圖請可申事

一、請作能き種を撰び蒔付耕作無念可入念儀第一に候荒作之様致候ものは庄屋年寄五人組念度致意見不相用候は、御役所へ可訴之御身の煩ひ候は、庄屋年寄五人組立會致念儀耕作難成候は、村中にて助合田畑不荒様可致事

一、附 地所不相應田畑耕作他に劣耕作不精なる者有之は致吟味意見を加へ其上得心不致候は、御役所へ可申出事

一、身上不成百姓は庄屋年寄五人組見斗其者御年貢可納積相考の米穀限に遺不申下作米手作米共五人組より支配いたし御年貢無滞様可致若し金銀致不足候か又は致欠落候は、村中可爲致辨納候事

出事

一、田畑屋敷山林等境論等無之様常に庄屋年寄致吟味可置候惣而公事出入いたし候は、庄屋年寄立會及心候程入念評議候上に而理分無紛儀に候は、御役所へ訴可受差圖無差圖他所之役所へ訴訟等に罷出申問數候勿論差圖之上罷出候共不禮不致公事相手のものえかさつ申掛問數候事

附

惣而地論水論境論等場所の屬邊は不及申儀鎌棒之類杯持出申問數候若し刃物持出候か又は荷擔之もの於有之は其科本人可重

二、現今の農耕業

現今統計の示す所宮津町の田十二町七反三畝畑四十三町四反二畝、都合五十六町一反五畝の耕地あり、總戸數二千六十三戸の内純農業三十五戸を數ふるに過ぎず若し兼業を見れば二百三十戸あり之を合するも二百六十五戸にて一割強なり而し其の收米量百九十一石なれば一人一石の米を年消費量と假定すれば無慮一萬人

住民中僅かに二百人の口を糊するに足らず、九千八百の食糧は他より供給を仰がざるべからず、然るに隣接城東村には百六十一町四反九畝の田と四十二町四反壹畝の畑と都合二百三町九反の耕地あり、總戸數二百五十一戸の内農戸數二百十九戸收米量二千九百八十一石ありて千石以上の剩餘を生じ、上宮津村田百九十四町五反二畝畑三十一町五反四畝都合二百二十六町〇六畝の耕地とを總戸數二百九十五戸の内二百七十七戸を以て耕作し收米三千七百七十三石を穫優に二千石以上の剩米あり。

宮津町麥の産額二十四石城東村七百十二石上宮津村五百七十三石、其他菽穀蔬菜等推して知るべく、農家の副業に就ては與謝郡誌農業の條

商業地帯附近の農家の副業

商業地たる宮津町にも少許の農業者あり、菓製品及び竹製品を産出しつつあるが、同町を圍繞する栗田城東上宮津の三箇村は大體に於て宮津を顧客とする農家なりといふを得べし。

菓製品、菓製品中販出の尤なるものは草履及び草鞋にして特に草履を最とす。薪炭、薪炭類は栗田、城東、上宮津三村共に盛なり、特に城東及び上宮津の産額は郡内多數に屬す、但し原料は無限にあらず公有林野の整理及び造林は此の地帯に於ける最要務なりと云ふべし。

竹製品、城東村及宮津町に産するも其産額微々たり、原料も豊富ならず。養鶏、附近三村共に行はる、も其の生産多からず各戸養鶏の奨励は此の地に於ても痛切にその必要を感ず、販賣上他地方に比して一層利便なるは言を須ひず。特産物、城東の日屋上宮津の干柿干大根、栗田の澤庵漬は特産物とすべし云々。

三、養蠶製糸

養蠶、附近三村共に行はる、も其の生産多からず各戸養蠶の奨励は此の地に於ても痛切にその必要を感ず、販賣上他地方に比して一層利便なるは言を須ひず。特産物、城東の日屋上宮津の干柿干大根、栗田の澤庵漬は特産物とすべし云々。

農家の副業として古來より行はれたるものに蠶糸業あり、舊藩獎勵保護する處あり維新後明治十二年京都府宮津養蠶傳習所を當町に設けて子弟の教養に努めたるより地方一般の氣運漸やく動き、同十六年宮津町士族有志者上武地方より教師を聘して清涼育養蠶傳習所を開設し多少學理的飼育法を學び、同十九年三月與謝郡蠶糸業組合を設立し事務所を宮津町に置き翌年組合立養蠶傳習所を設け指導啓發を怠らず各自もまた自覺奮勵して大に發展するに至れり。與謝郡誌 曰

蠶糸業の地方に行はれしは素より一朝一夕にあらず上古の事は姑く措き延喜式には丹波、丹後の兩國は中絲國に列せられ、絹絲を朝貢せしめられたり、中古王政漸く衰ふるに及びて其制漸く廢れ全國一般に其業衰微せしが徳川氏中世以後輸入の白絲を防禦して國産の生糸復興れり、宮津藩主本莊宗秀亦斯業を奨励し親しく領内を巡視して優良の桑苗を附與する等保護怠らず、明治十二年府が養蠶傳習所を宮津町に設け群馬縣人を教師に任用して子弟の教養に力むるや、地方の人心一段の緊張を加へ製絲業では岩瀧の人眞名井純一斯道の先覺者として民間に在りて改良を唱道し一種の座繰器機を創製して之を遠近に傳ふるあり云々。

最近大正十四年宮津町産繭三千貫三萬二千七百圓餘、また製絲に就ては舊時各戸に於て手引のみなりしが明治十五六年より座繰器行はれ廿五六年全盛を極め明治晩年には蒸汽製絲業の勃興と反比例に戸内製絲は影を潜むに至れり同書 曰

地方に於ける製絲は總じて手引の戸内製絲に止まりしが座繰器機の發明及び木製水車運轉取ケンネル式機械の考案により漸く一革命を齎し、品質改善の緒に向ひたるも尙ほ之れが整理統一を缺けるの憾みあり明治廿二年生絲共同揚桿所を設置して統一を計るゝ共に生絲共同販賣を行ひたりしが兩三年にして廢減に歸せり、明治卅年蒸汽製絲場の勃興を見たるも小規模なる事業は時代の要求に適應せざるに至り(中略)郡是製絲株式會社宮津工場、明治四十五年三月の創立に係り、大正九年に於て二百五十釜を据え八千八百貫の生絲を製出云々。

四、家畜養屠

牛馬鴛鷄等家畜の飼養犢牛の生産等古來殆んど農家の副業として行はれたりしも今は各種營業の副業又稀には專業のものあるに至れるも便宜上農業の部に入れたり。蓋し舊藩時代は農耕に使役するの外御年貢運搬を多く牛脊によりし關係上牡牛を主として飼養せしも廢藩後米納止みしと道路續々開通して荷車の來往するに到りしと、明治中葉後犢牛生産の關係上牝牛に改むるもの頻々行はれ、馬は藩の軍馬として宮津町大久保の羽立山と如願寺谷に飼育し後瀧村大江山麓に大牧場を設けて之れに放てり、養鷄も上下宮津の農家に

行はれたるも盛んならず、此の内馬に就ては與謝郡誌に
馬、馬は古來本郡に生産なきも嘉永年間宮津藩主松平伯耆守宗秀心を武備に留め馬政に志あり、牧場を宮津町字大久保小字羽立山及び如願寺山矢ノ谷に設け後之れを瀧村に移せり、瀧村牧場は周圍二里餘に亘り芳草繁茂して其美の飼料に富む、是に於て専ら蕃殖育成を計り其の乗用に適せざるものは拂下げて駄馬となせり、斯くて一時大いに盛況を呈せしも廢藩と共に其の業亦廢絶し現に郡内に存するは輸入駄馬に過ぎず云々。

牛市場のことに就き同書また曰

糶市は今を距る八百四十數年應徳五年籠宮造營の時に其資財を府中村字江尻より供し其の賞として毎歲四月葵祭の日に當り市場を設くる事免さるゝ古記にありて是より牛市を開始し爾來時運に消長ありと雖も引續き糶牛市を營み現在に及ぶものにして明治四十二年與謝郡産牛組合の創立せらるゝや郡と協力し糶市を筒川村與謝村宮津町に設け年二回乃至三回開始し専ら組合技手指導獎勵の下に優良種の保存奸商の暴利を矯正し直接農家の需給に利し來り、最近大正八年宮津町に北丹定期家畜市場の新設ありて毎年五月より十二月まで毎月三日乃至四日間開設せらるゝ等の爲め逐年取引上の弊風は改良せられたり。

大正九年に於ける畜牛數廿九頭内牝牛八頭牝牛二十一頭あり城東村七十二頭上宮津村百八十七頭あり、年々犢牛を生産し同年の生産額は宮津町三百八十四圓城東村二千五百五十圓上宮津村二千圓を算す。

牛乳は宮津大久保に牧場あり同年三千六百五十二圓の收入あり、屠畜は宮津町字吉原に屠場あり民間經營なりしも大正八年四月町に買収し屠場使用料を徴して使用せしむ九年の産額貳萬六千二百七十六圓を算し使用料千二百圓を收め得たり同書 曰

屠場は宮津町に一ヶ所あり從來民間の經營にして設備行届かず公衆衛生上遺憾とする所尠ながらざりしが大正八年四月許可期限満了を機とし土地建物全部を金三千六百圓を以て買収し同年四月廿九日其筋の許可を得て町營とし爾來衛生上は勿論年々屠場使用料千二百圓の收入を見るに至り町費の幾部を償ふに至れり。

養鶏は飼養戸數最近宮津町百一十戸にて二千五百七羽其の産卵及び潰禽貳萬三千〇三拾貳圓城東上宮津にて百戸餘にて八百羽の家禽を飼養し約三千圓の生産を示せり。

五、林政及林産

往時宮津藩は最も林政に意を用ひ御立山即ち藩有林の經營は固より一般民間の私有林も猥りに樹木の採伐を許さず、藩の御條目にも

- 一、御林御立山御立敷御留山に於て竹木は不及申枝葉下枝等迄一切不伐採下草錢出刈取候場所にも苗木刈取間數候勿論立枯等にて御林透々候處へは苗木植立可申候若竹木盜取候もの有之は擧取可訴事
- 附 庄屋年寄折々御林見廻り立枯風折根返等有之は早速御役所へ可訴其外平百姓は御林一切立入申間數候若御林竹木盜取候もの有

之節訴出無之においては庄屋年寄告可申付事

- 一、百姓持林或は四壁木にても目立候大木猥りに不可伐採仔細有之伐採候は、御役所へ訴差圖可請事
- 一、入會の野山は不及申壹人前之持林に而も草木之根掘取間數候勿論鶴嘴入候儀可爲停止田畑山崩砂入等無之様山林には苗木植立可申事
- 附 山中に而焼畑致來り候處は格別野に火を付候儀耳爲停止事

等法文を見る、脱線の嫌ひあるも藩の林政違犯者處罰の實例を左に掲げ以て當時の制度を窺ふべき資と爲さんとす。宮津藩費留

七月四日申渡

上世屋村端郷淺谷 百姓

彦右衛門

其方昨卯年不作に而御年貢未進出來難達いたし候に付炭焼相願右未進勘定いたし度淺谷御林之内に而淺木の分伐取り半竈炭焼願出候處右願不相濟内方取懸り殊に半竈相願候外に竈數も有之右は場所惡敷故勝手宜敷所へ付替候趣には候得共届出も不致御用水之内栗木杯伐取候段重々不埒の至りに付栗木取上可申候處遣ひ捨候ニ付右爲代錢拾匁に過料地貳貫文申付

符箋

七月九日御免

同村庄屋

榮

助

七月七日御免

同村組頭

忠

兵衛

其村端郷淺谷百姓彦右衛門儀淺谷御林之内に而半竈炭焼致度願出候處右願不相濟内方取懸り殊に半竈之願之外數竈有之其上御林之内方栗木伐取候段居村方間達の場所故心付不申趣には候得共平生相廻り心を付け可申之處其儀なく常に村方之者共の申付方参り不届畢竟其方共等閑故之儀不束の至りに候依之庄屋叱り之上五日郷宿預々組頭叱り之上三日追込申付

また以て當時の状態を知るに足らん、宮津町には如願寺の瀧上山は御留山にて御立山は田中村の船山、宮村の奥ヶ谷、惣の高林、獅子崎の稻荷山等あり、上宮津には五萬騎山あり御立敷に皆原村の三反三畝歩、山中村の二十四歩波路の三反歩等あり、藩有林郡奉行の管理に屬し二人乃至三人の山方役ありて郡奉行に隸し御留山御立山御立敷の保護培養等一切の事務に任じ、四人乃至五人の山方下役ありて常に山林を巡視し山番を監督し所屬上司の指揮を受けて賞罰を執行し、苗六木の制を設け杉、檜、樺、櫟、厚朴、栗の六種の樹木は伐採と同時に苗木を必ず栽植する事とし、數多の山番常に林野を巡回して保護に力む、而し一面民有林に對しても嚴重なる取締を行ひつゝありしは前記條目によるも明かなり。與謝郡誌、曰

宮津藩は京都府下の各藩中にありても最も林政に注意せりと稱せられ現時大江山脈なる上宮津及び栗田村に於ける杉山の如きは其賜なりといはる、明治二年各藩の藩籍奉還後藩有林は悉く官林となり同三年社寺有林も又上地せられて今日の上地官林となり、民有林は藩の取締の廢さるゝと同時に濫伐時代となりて今日各處に散見する禿山を遺出し云々。

現今宮津町の公有林野二十八町九反社寺有林野三町六反私有林野十二町九反合計四十七町七反あり、林産收入としては現今殆ど見るべきものなく、城東村には公有林野八十町六反社寺有三町五反私有百一十一町六反合計百九十五町七反ありて林産收入伐採二萬九千六百九十九圓其他各種林産千五百十八圓都合三萬六千八百八十七圓上宮津村五百六十五町歩の林野中伐採壹萬九千五百五十五圓木炭壹萬圓其他林産三千貳百十六圓都合三萬二千七百七十一圓の生産收入を統計の上に表示せり、上宮津村は大正十一年九月十一日見積面積約一百町歩官行造林施行を大林區署長と契約を締結せり。

六、史乘の飢饉

今此の章を終るに際り史に現はれたる飢饉を録して舊藩時代の民が如何に窘窮せしかを偲ばんとし先づ、

宮津事蹟記 曰

寛永十九壬午六月八月月上旬迄雨天打續其上冷氣に付稻作諸國一統凶作新米直段壹石代銀百三十五匁仍之飢死之者不數知極々難澁之年柄なり。

また宮津日記延寶八年の條に

延寶八年申年ハ宮津領五穀大不作ニシテ乞食多ク飢人夥シ九年ノ改メ壹萬四千八百八十六人十一月ヨリ戌二月迄家三千三百十七軒潰ル寫者曰此年ヘシ其事恐ラクハ牛千七百八十四コトヘ死ス、或ハ八年十月廿三日ヨリ大雪降積ル九年春二月迄降リシト也深キ所ハ二丈通例ハ壹丈ト云々。

この事は宮津舊記に尙ほ詳細に其模様を掲げ讀者をして轉た酸鼻に堪へざらしむ。曰く

寶延八年申年八月八日十三日迄古今珍敷大雨洪水にて御領内村々山崩れ川欠多分の荒地(中略)百性一統因窮仕其上十月廿三日方翌西二月二十日迄大雪降積平地に凡壹丈餘有之山入之村方は貳丈餘も有之麥作菜種悉く腐り山林の諸鳥畜類飢死いたし前代未聞の難澁也(中略)同年々號天和元に御改元被仰出五月十三日阿部對馬守様御入國(中略)御領分町在方の難澁人夥數及飢死家屋數土藏諸家財等迄賣拂ひ其上及困窮候者共は辻堂又は道筋の傍に而飢死致候者幾千人と數不知阿部様御俄入國方間も無之候得共不便被思召六月朔日より大手前廣小路において施行粥被下置最初の間は都合人別六千七百八拾人日々被下置候(中略)餓死人追々御取調相成候處九月中旬迄都合人數壹萬四千八拾六人家數合三千三百拾七軒絶家に相成候に付御領分は米千五百匁被下置十歳以上壹人に付米壹合づゝ十歳以下壹人に付五夕づゝ之割を以當座身命繫之ため被下置候但其節米壹石に付銀貳百拾匁内外然れ共買入一切難出來に付々成渡世致居候者迄も誠に及困窮申候

また宮津事跡、享保二丁酉の饑饉を載せたり曰く

享保二丁酉年諸國一統凶作に付米穀追々高直に相成十一月に至り新米壹石銀百拾七匁に相成御領分一同及困窮餓死人夥數出來別而町方一同之難澁言語に難申述翌戊辰迄誠は困窮仕候然る處六月上旬に至り追々米船入津いたし俄に下落いたし候而石に付銀八拾五匁六匁迄に相成少し暮能相成申候(中略)

享保十八年猶又諸國共不作に付十月に至り新米壹石銀九拾壹匁に相成別而町方難澁仕年を越兼候者町中御吟味に付名主共を以書付御届申上候人數都合五百八拾八人内男貳百八拾八人外に池之谷鉢貳拾七人内男十壹人女拾六人右之者共御上機置に町方身元之者又は諸寺院方米施行被仰出候。

尙は天明四年には有名なる天明餓辰あり降つて天保八年餓辰の由、同書にあり次の如し。

天保八酉年春に至り候處猶又追々米高直は不及申に諸色喰物に可相成類は格外に大高直に相成四月に至り地米壹俵銀百貳拾五匁百參拾匁迄白米小買錢壹匁に參合五夕小麥壹石錢貳百七拾匁大豆壹石錢百八拾匁若手麥壹石錢百六拾匁斗裸麥壹石錢貳百貳拾匁内外小麥拾壹升錢七分小糶壹升錢四分酒壹升三匁五分醬油壹升錢貳匁五分酢壹升錢壹匁五分打綿百匁錢七匁五分鹽壹俵四匁五分五匁迄糶壹匁に五合油壹升七匁豆腐壹丁拾八文奉公人は無給銀日雇稼上男壹人錢五分内外に而町在に餓死人夥數道筋辻堂又は町方往還に而打倒れ相果候者不數知、右に付御上様より波渡場に小屋相建て町方人別の御粥頂戴の御鑑札御渡し被成日々竹の瓶又は器物等持参いたし頂戴に罷出候者日々千六百餘人、在方の儀は村々米に而御渡し相成村役人方に而日々粥いたし町方同様難澁人共日々相渡し(中略)御粥頂戴人の外にても前文の次第に而飯米買入難出來に付人別御救之上壹人分大人貳合小人壹合づ、之割合を以米屋仲間一所に持寄賣渡し可申旨被仰付米買切手持參家人數に應じ賣捌申候、然る處疫病流行いたし夥數死人前代未聞の凶事也往古錢壹匁に七合五夕之飢饉の事老人の咄にいたし候得共皆々誠に心得候者無之候處如此之大飢饉に相成一統始而五穀成就第一之事を感服いたし候間平常の時々能々此事を忘失不致様仕度存意にて委敷書記し畢。

即ち寛永十九年より天保八年まで百九十五年の間に五回の饑饉あり就中延寶の飢饉最も酸鼻を極めたるが如し、蓋し舊藩時代は貢租米納にて農家の生産せる米穀は藩の倉稟または幕府料江戸廻米の爲めに生産地には米穀常に尠く、一朝凶作に際會せんか幕府乃至藩の倉庫に生産米の殆んどを収集せられ、加ふるに交通機關の備はざるがために他國より食糧補充の途なく食ふに米なく餓死するもの斯くは多かりしなるべし、維新後米納革まりて金納となり米穀は生産地に殘留し交通機關完備して他地方より補充の途あれば現今及び將來斯かゝる凶荒に際會することなかるべく蓋し文明の餘澤と謂ふべし。

第四編 禮 祀

第十章 宮津の神社

第十壹章 宮津の教會

第十貳章 宮津の寺院

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]



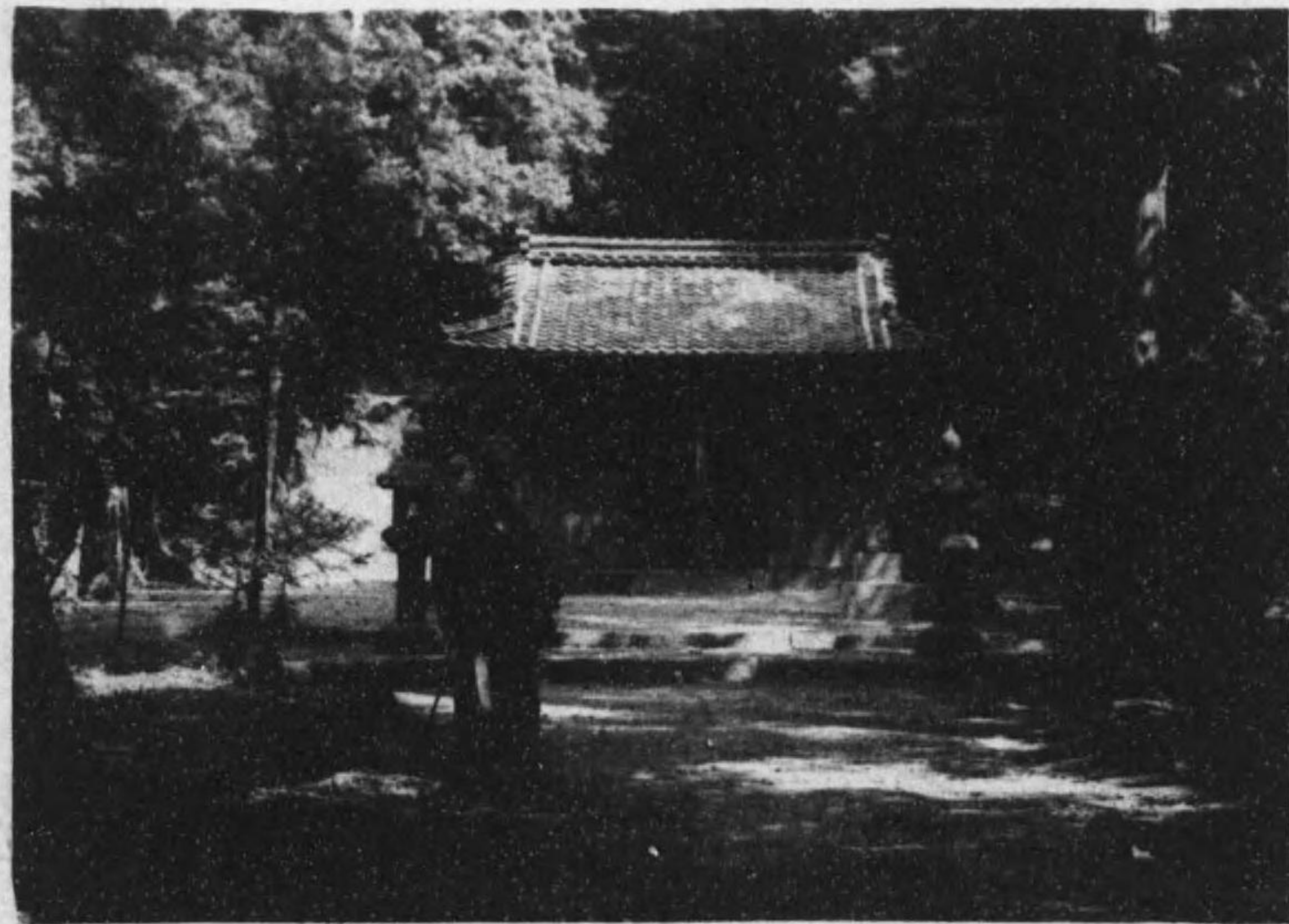
郷社吉日神社



指定村分宮神社

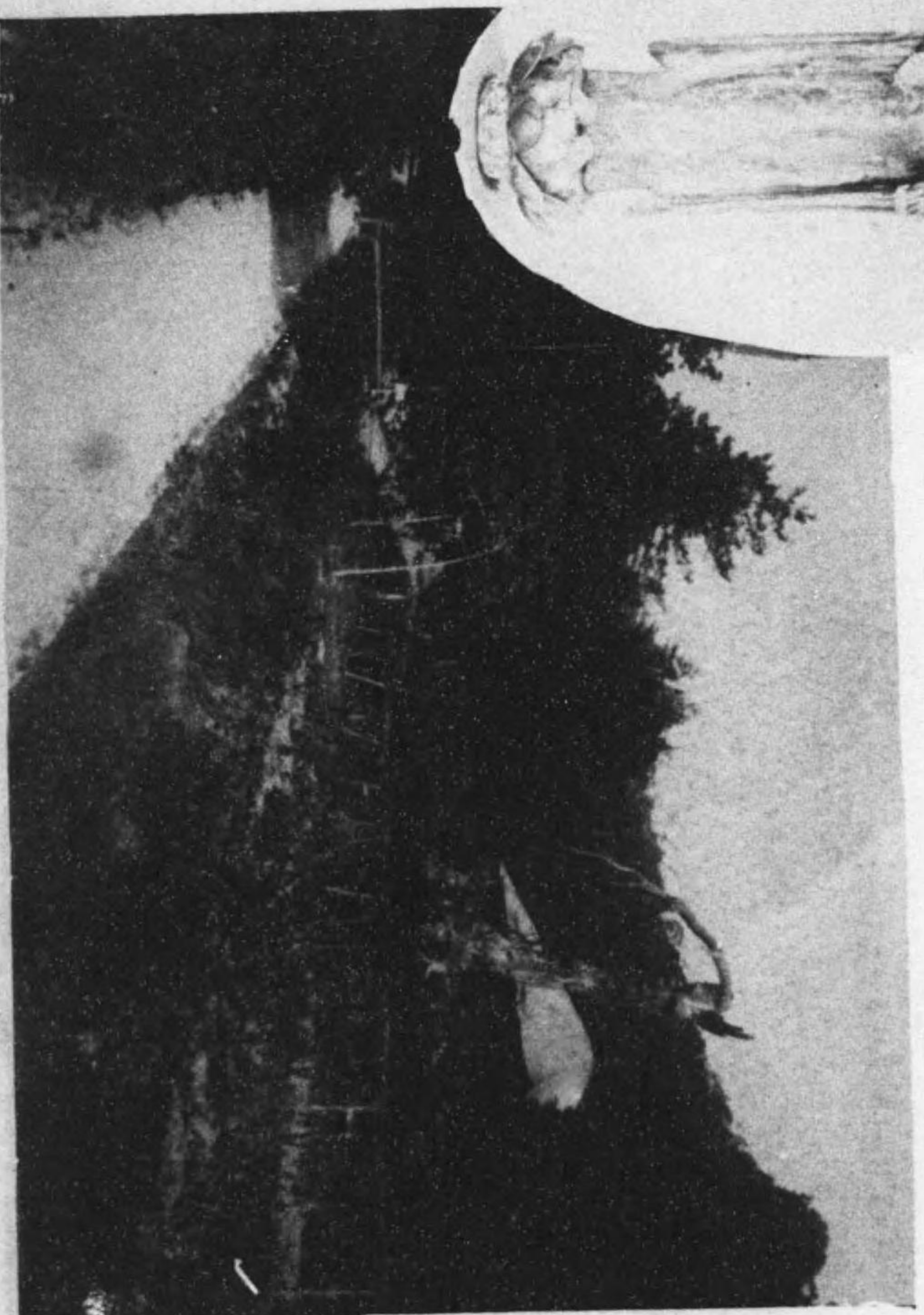
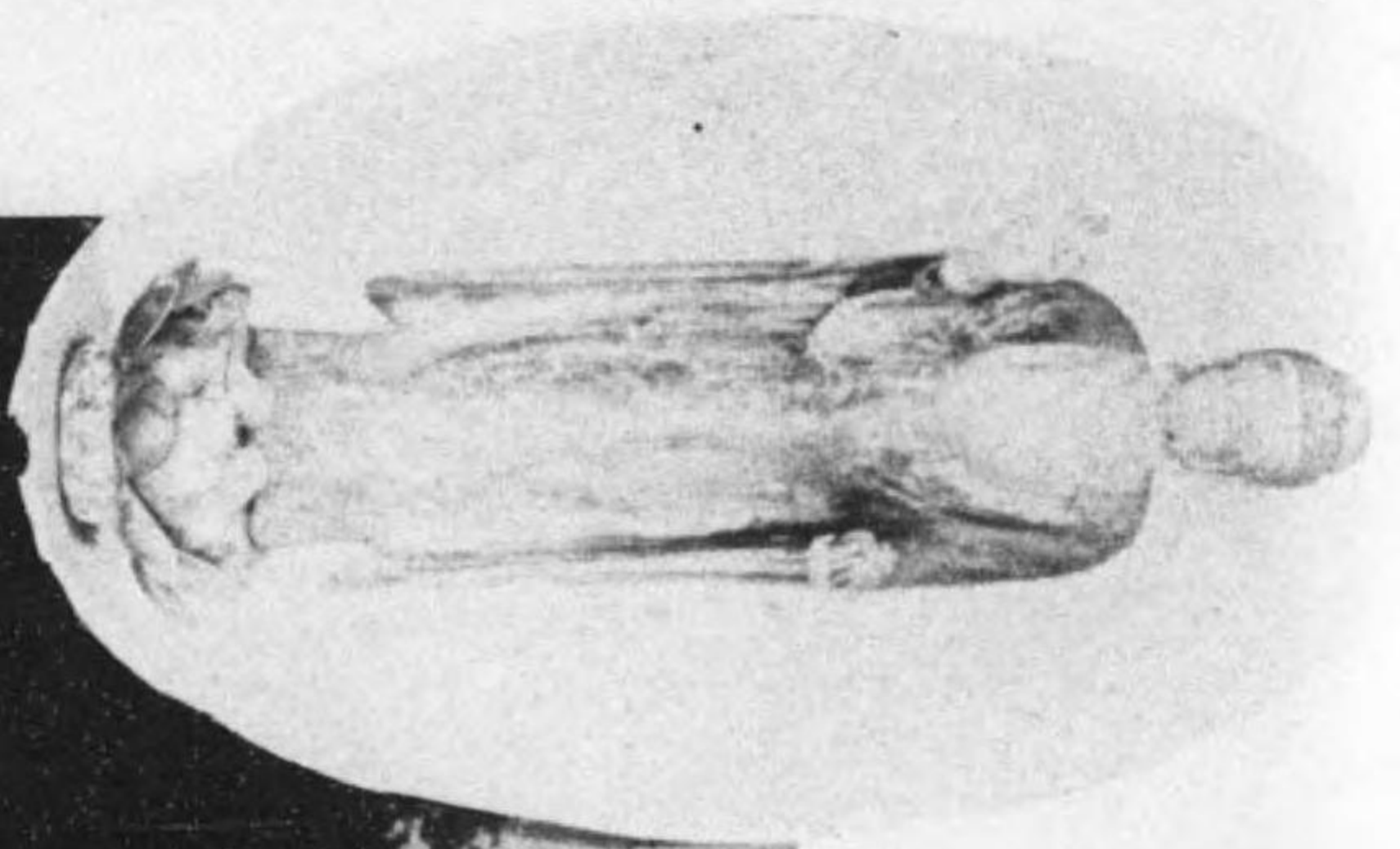


延喜式内村社杉末神社



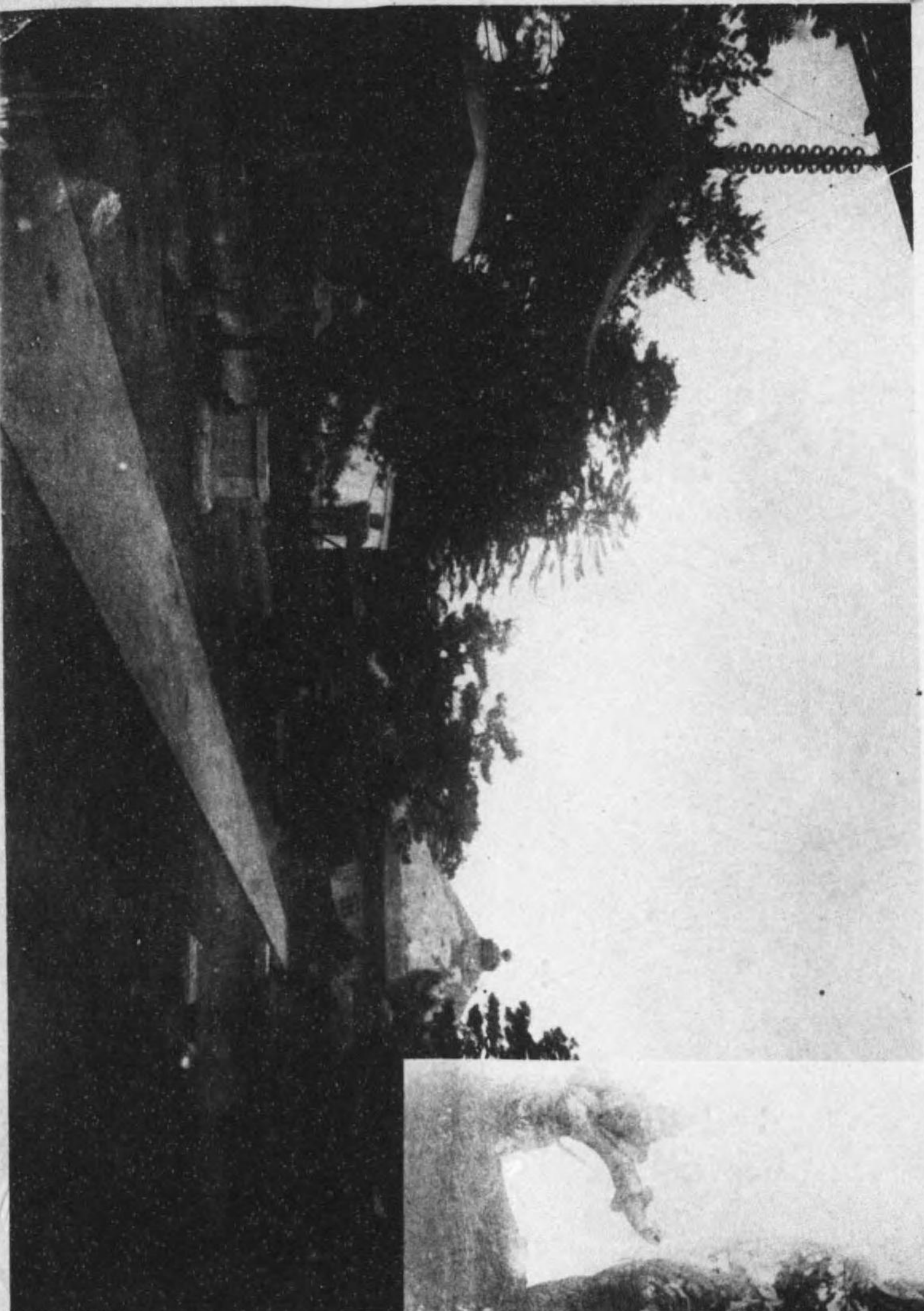
社神幡八社村定指

本尊樂師如來

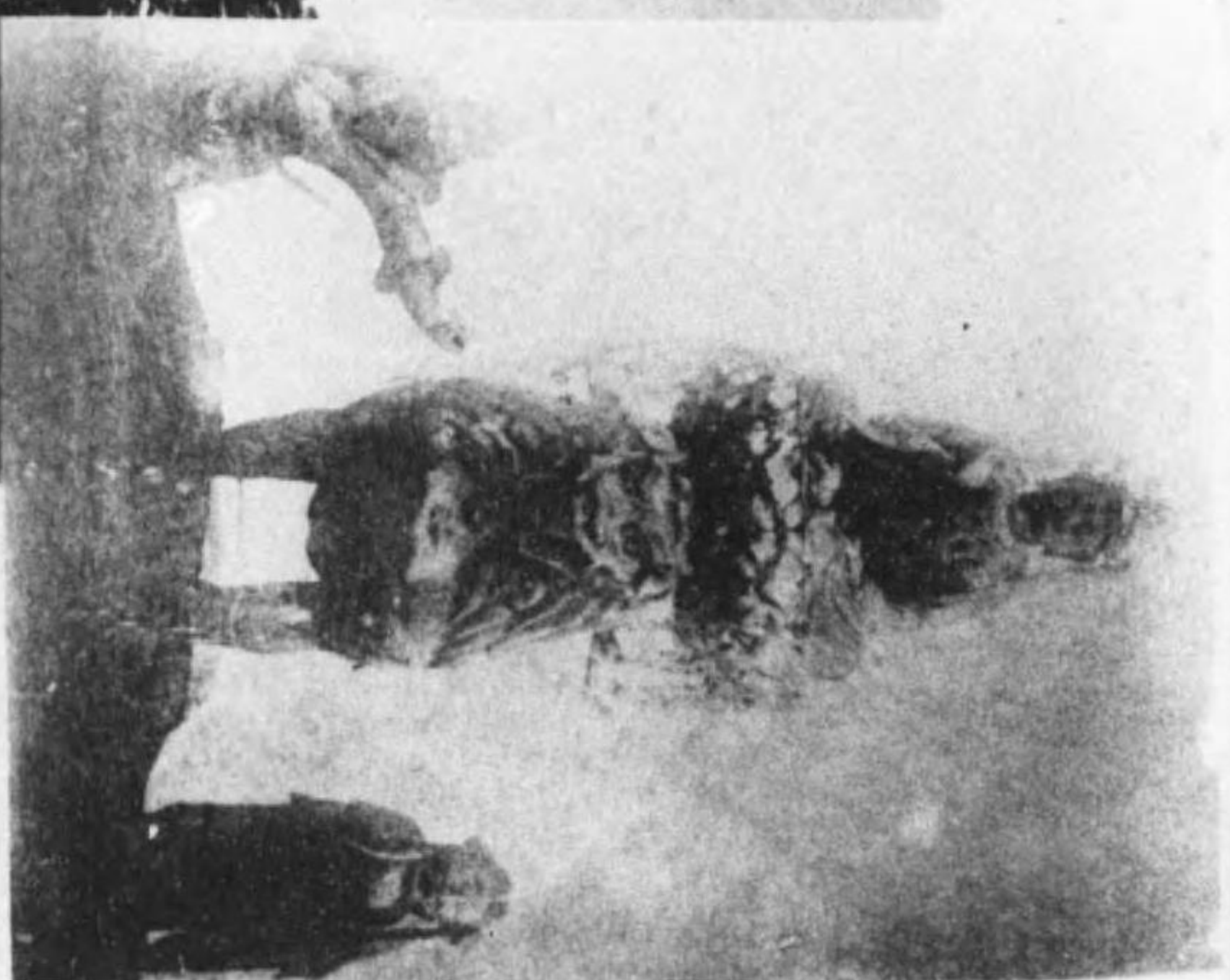


松嶽如山願寺

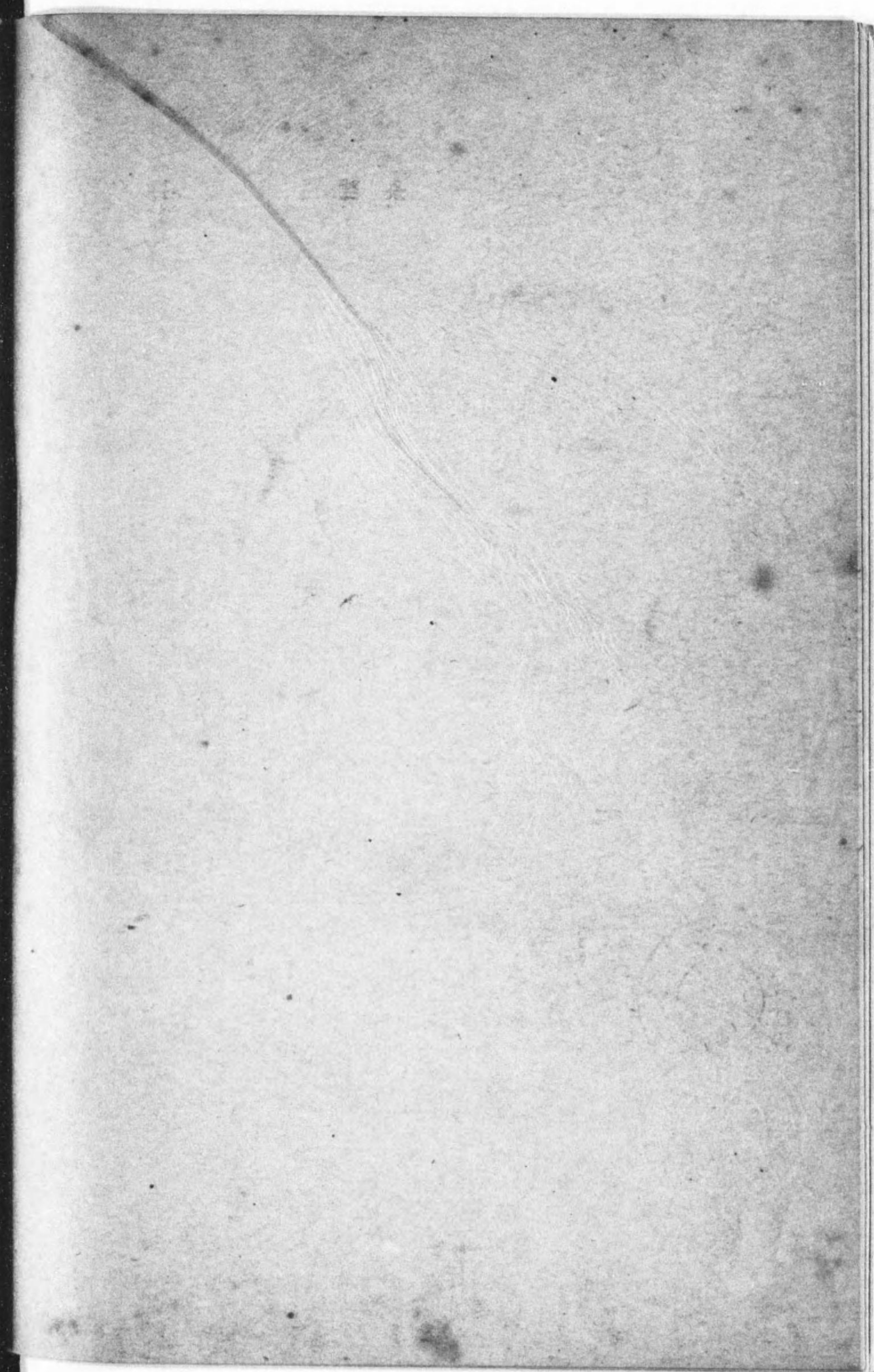




寺 恩 智 殊 文



本 尊 文 殊 菩 薩

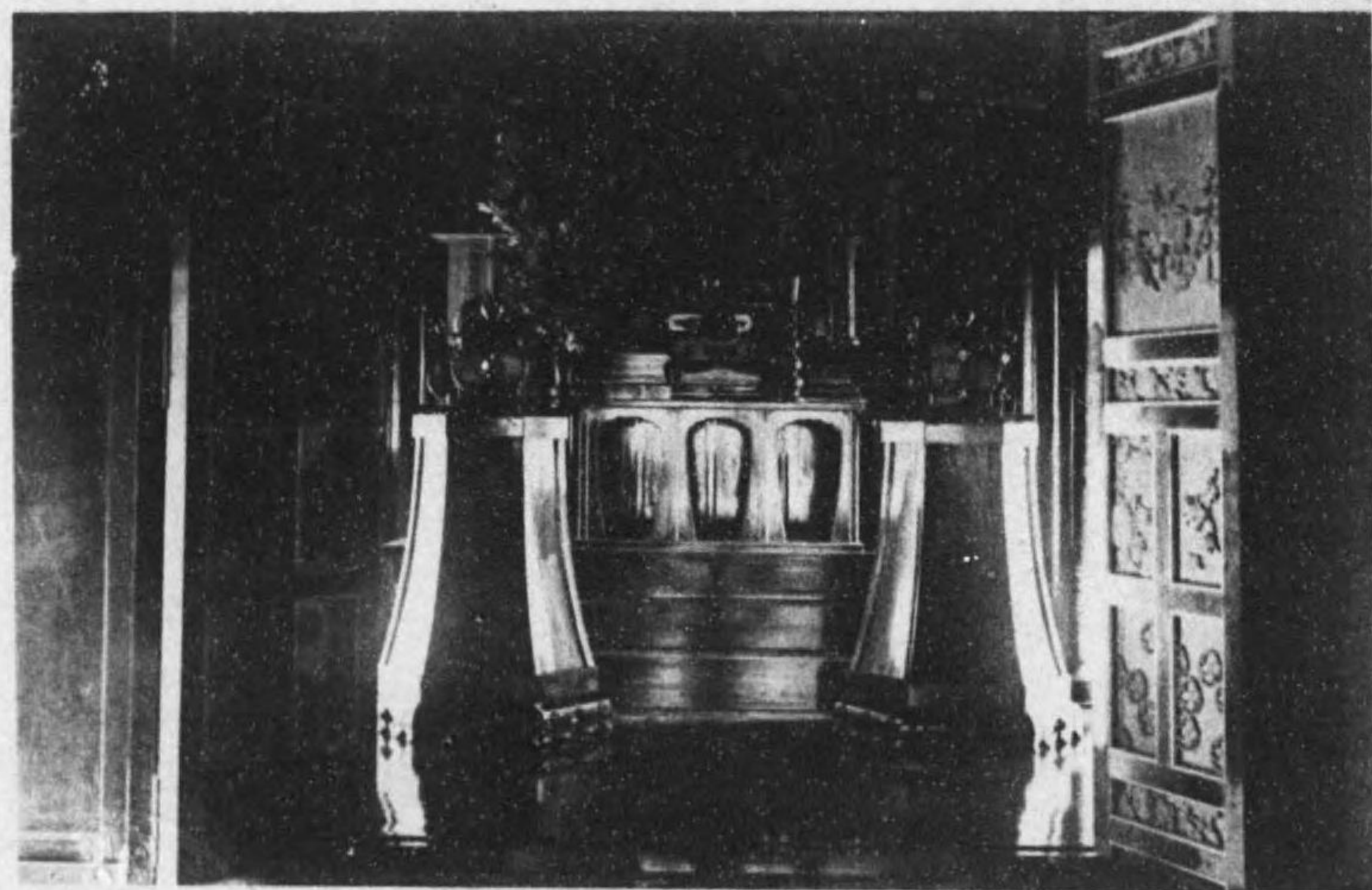




松溪山智源寺



圓通山觀音寺

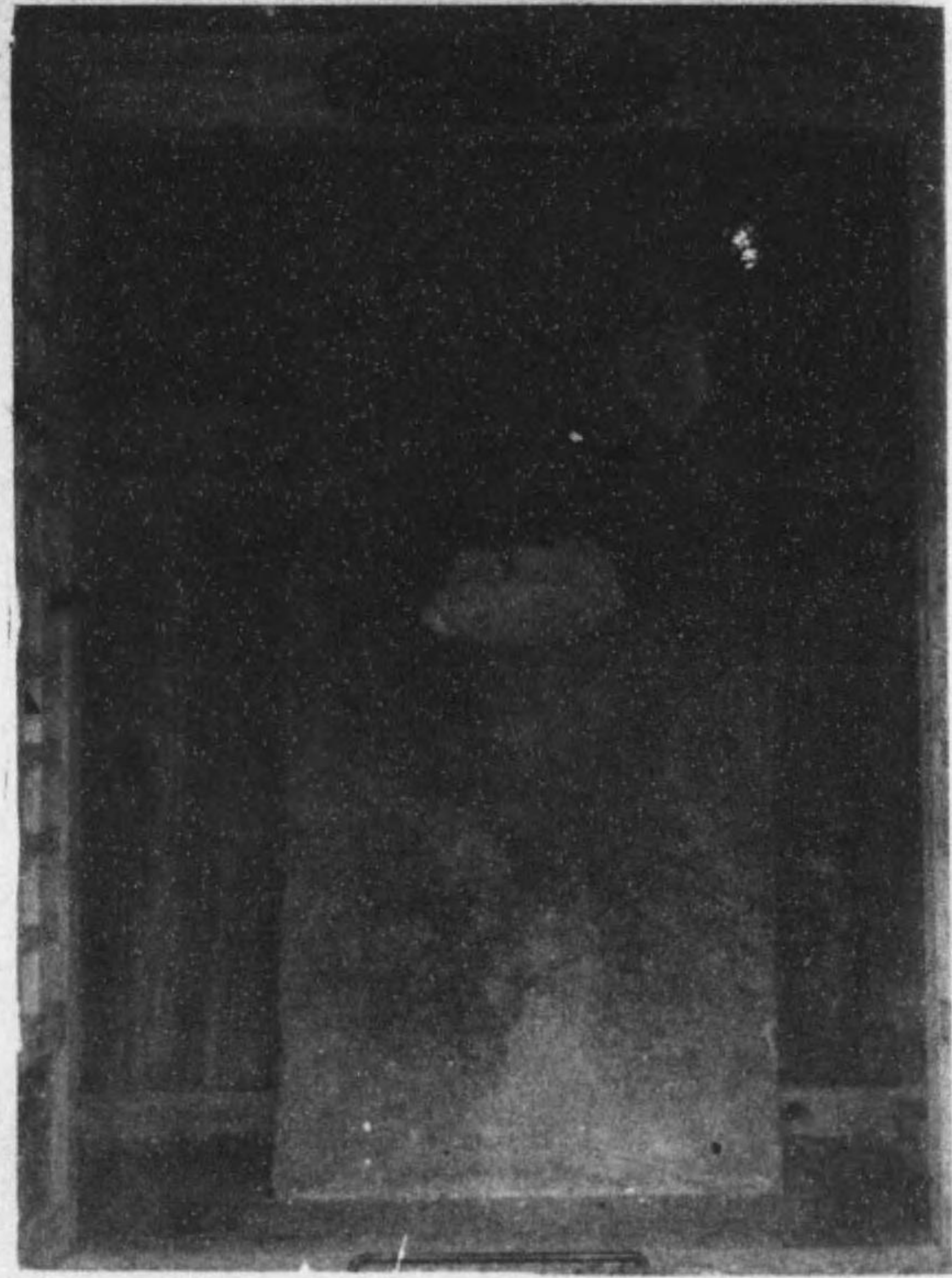


大頂寺本莊家廟

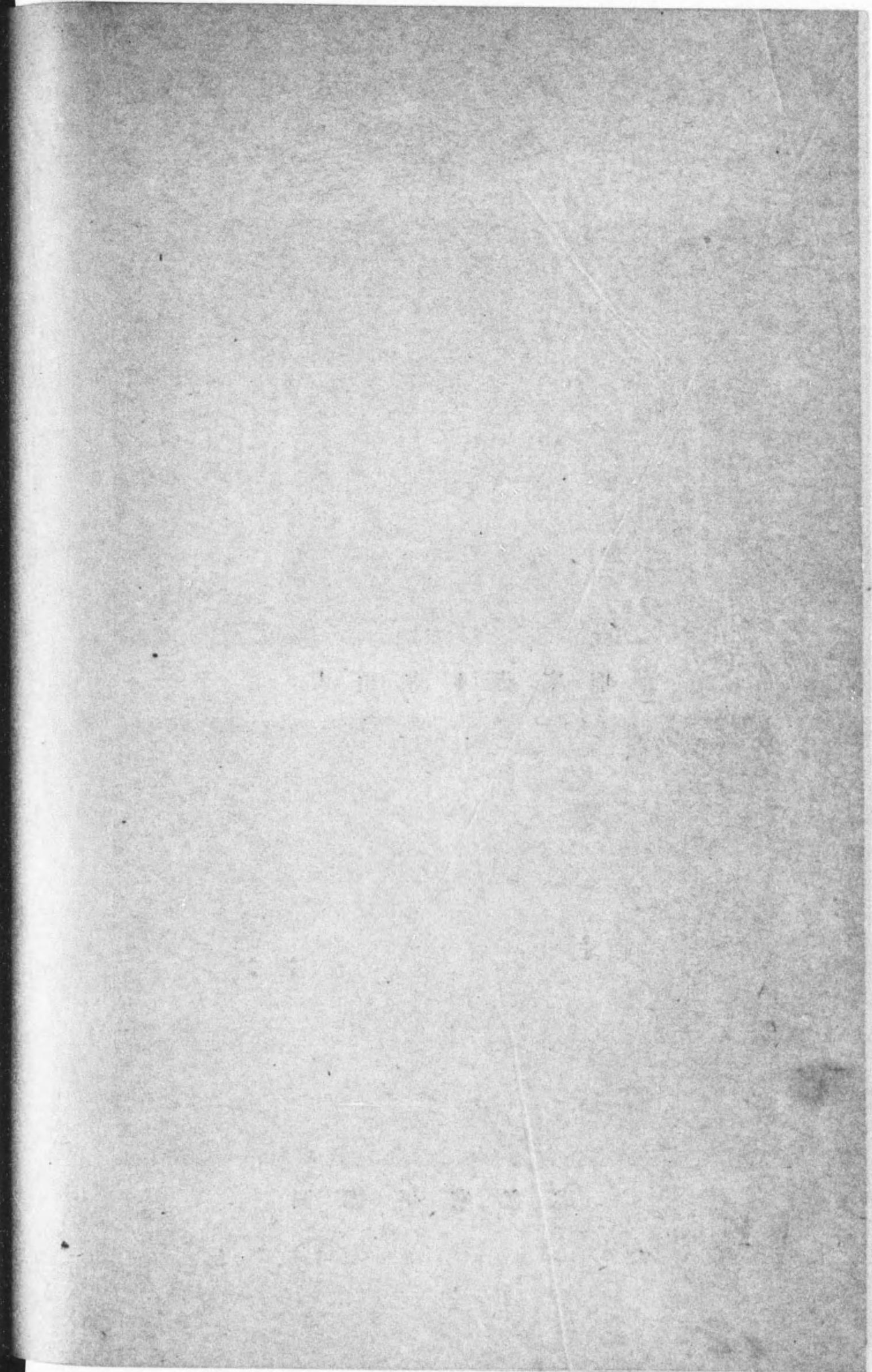


同德川家寶塔

國清寺出世地藏尊



天主教會





第四編 禮 祀

第十章 宮津の神社

第一款 神社の概説

一、敬神と國體

上下悠悠三千歳、皇室及び國家と相ひ始終して渝らざるものは神社なり、蓋し建國の初め夙に神祭のことあり當時未だ神殿なければ皇祖神武天皇の鳥見山の靈時に於けるが如く神籬を設けて直ちに神祇の降坐と目し、崇神天皇の朝神器奉安の爲めに宮殿を作りて神社始めて起り、酒饌を供へ幣帛を進し齋戒沐浴して敬神崇祖の誠を致す、是我が天孫民族固有の美德にして國體の淵源また爰に胚胎せずんばならず、高木兼寛博士國民必修神社概説 曰

敬神の本義として重んずるの一事は、古今三千年を一貫し、常に町村民としては郷村社に地方民としては府縣社に、國民として官國幣社に敬事し以て能く敬神の誠を致せるは正史の示す所なり、而して全國大少幾多の神祇即ち八百萬の神々は、孰れも皇祖天照大神に對し君臣親子の關係を有するが故に、國民は各々其氏神を通じて天照大神に朝祭し「天照大神は我等の大氏神なり」との信念を生ずるに至る、

乃ち斯の大天神の直系現神たる我皇皇は我等の大宗業にして其間に一種言ふべからざる親愛の情誼を形成する。固より其所なりずんばあらず云々。

また最近大正十三年一月中、竹野、熊野郡神職會支部は國の光と題する小冊子を頒布せられたり、神社崇敬の概念を説くこと切なるものあれば左に一節を抄出す。

抑も日本の國は神權が經營せられて夫から君さまふすべき天照大神を御生みになつた、天照大神は誠に御徳の高い御方で此の日本の國を治め給ふ爲めに御孫様の瓊々杵尊を君とする神勅を降し給ふたのである、斯ふして日本の國は開闢以來神權の御子孫が君となられやうに洗つて居る、斯様に神權が國土を經營せられて其の國土を治める爲めに君を御生みになつた、即ち神と國と君とは離るべからざる關係があつて外國の如く神と君と國とが離れ離れになつて居ない、人民も亦祖先以來君に仕へ國を守つて今日に至つたので大昔から君臣の別が判然立てられて居たのである、我等が 天皇陛下を尊敬する一念は總て我等の祖先が天照大神を尊敬した一念と變りはない、祖先が天照大神に盡した真心は我々が 今上陛下に御盡しする心と變りはない、そこで萬世一系天壤無窮の國體が出来上つたのである。(中略) 是に於て我國は忠君即ち愛國、敬神即ち忠君といふ關係になつて此の三つのものは切つても離れない、我々の頭にも祖先の血が通つて居るやうに 天皇陛下は天照大神の御末裔で天照大神の延長であらせられる、昔の神様の御心を承繼がれて居る現代の神様で現つ神と申しあげる。即ち人にして神、神にして人、生神様であらせられる常に人民を慈まれ民を以て本とせられる、人民は亦君を以て本とし親の如く御仕へするのである、外國の歴史は言はゞ君臣上下の喧嘩の歴史であるが日本では建國以來君臣の關係が堅く結び付いて、皇室對人民の争さいふものは曾てないのである、權臣が跋扈して我儘な振舞をした事はあつても皇室對人民は實に密接な關係があつて圓滿な國體を形造つて居る、斯ふいふ精神が三千年の歴史を貫いて居る所から敬神忠君愛國の念が熱烈で、外國の皇帝とか王とかは人民の選舉でなければ武力で以て國の首長となつたもので位に即かれる時の儀式でも約束を守ると云宣誓をせられるが、日本では神を御祭りになつて人民に賜つた御勅語にも「祖宗の神靈照鑑上に在り朕夙夜兢兢々天職を全くせん事を期す」と仰せられてあります、(中略)斯くの如き君を奉じ萬國に冠絶せる國體を有する國民としては、こゝ迄も此の神國たる特色を失はぬやうに努めねばならぬ、殊に吾國民性の同化力に強かつた事は古

來の歴史が證明して居る、我が國體に反する處は捨て、良い處を採つて日本のものにする、佛教が日本に這入つて來ても其通りで原始佛教ともいふべき教理は我國狀に反するから良い處を採つて我國體に一致せしめる、所謂佛教を同化せしめ眞の日本の佛教を建設して今日に至つたものであり儒教が這入つて來ても亦た同様であつて日本の儒教として採用したのである。日本固有の精神は國民の頭に潜在して居るから日本の精神と相容れない所はいつも排斥して日本の精神に同化せしめる、近代國民の思想が亂れて國家は愛するが忠君は考へ物だとか 天皇は尊ぶが敬神はしないといふ様な間違つた考を持つて居る者もあるやうだが、忠君といふ事は祖先に逆れば敬神より外はない忠君即ち敬神であつて 天皇は敬ぶが 天皇の御祖先は敬はないといふ理窟は立たぬ、之れは祖先に對する信念を忘れるからで、神と國と君とは何うしても離るべからざるものなる、こゝは日本の歴史が明かに證明して居るのである云々。

二、延喜式内社

敬神崇祖は敍上の如く我が天孫民族の特性にして古來朝廷政を行ふや必ず神事を先にし國家大事あれば天神地祇を祀り皇祖皇宗の靈に奉告し給ふを例とし臣民また民族の祖先を氏神として祀り一族相倚り相扶け渾然として上下悠々三千載を通じ、敬神即ち忠君、忠君即ち愛國となりて神髓の精華を發揮し以て萬國無比の國體を維持す、此の故に神社の起原は遠く神代に胚胎して奈良朝時代既に具體化し平安朝に入りて漸く其數多きを加ふ、醍醐天皇の朝廷喜式を選上せしめ給ふや與謝郡神社二十座の内杉末神社は實に宮津の地にあり、尙同式に載する布甲ノ神社、久理陀ノ神社、宇良ノ神社、多由ノ神社等も和名類聚抄所載の宮津郷内にありしが如し。與謝郡誌 曰

醍醐天皇の朝廷喜式を撰上せしめ給ひ藤原時平等勅を奉じて延長五年に至りて功を竣る、總編五十卷の内神名帳には天神地祇三千一百三十二座を擧げ其の内丹後國に屬するもの六十五座、此の内三分の一は實に我が與謝郡にあり今其の神名を擧ぐるこゝ次の如し。

籠 神社 名神、大月次新嘗 物部神社 竝小 彌刀神社 同 須代神社 同
 布甲神社 同 宇豆貴神社 同 阿知江神社 同 久理陀神社 同
 多由神社 同 宇良神社 同 矢田部神社 同 阿知江部神社 同
 倭文神社 同 三重神社 同 木積神社 同 板列神社 同
 杉末神社 同 吾野神社 同 大虫神社 名神、大 小虫神社 名神、大
 右二十座は所謂式内社にし此の内三重神社は式撰上當時與謝郡なりしも後地城を丹波郡に割きたれば今本郡に無し、他の十九座の内にて籠、大虫、小虫の三社は名神の大社に列せられ残りの十六座は竝小の神社にて案下の官幣若くは國幣に領からせ給ふ神社なるが祭祀の淪りなきもの今僅かに物部、須代、宇豆貴、彌刀等三四を數ふるに過ぎず、杉末神社山王權現は主客顛倒の形なるも位置に大變なきが如きも他は概十年を経るに従つて陸替し殊に維新の改革神祇官の復興せらるゝや式内神社の爭奪甚しく爲めに長くも全然所在を移したるも神の如し。

栗田村字小田宿野の久理陀神社、同村字田井の多由神社は最近に至りて公認せられ、同村字中津の浦宮は式の宇良神社また上宮津村字小田寺屋敷の富久野神社は布甲神社なりとの傳説あり未だ公認せられざるも此の説全然否定すべからざるものあり、宮津郷内往時崇敬の狀況また擧すべきなり。

三、式外の神社

延喜式以後の神社に至りては其數頗る多く、而かも其の神社の殆んどは佛教の所謂本地垂迹の説によりて勸請せられし各種の權現にて、如願寺に於ける日吉山王權現、宮村藥師寺に於ける祇園午頭天王の如きは割合に早くより祀られ愛宕、秋葉、金比羅等の權現は之れに亞ぎしものゝ如し、今宮津府志及び丹哥府志によ

りて寶曆頃の宮津町内竝に宮津地廻の神社を擧ぐるゝこと次の如し。

- 宮津町内 波止場
- 地主權現 川向町
- 山王宮 山王境内
- 杉末神社 山王の四
- 秋葉權現 山王の雨池の谷
- 愛宕權現 砂山
- 稻荷大明神 見性寺境内
- 金毘羅大權現 金比羅の次
- 秋葉大權現 鍛冶屋町
- 天滿宮 同
- 分宮大明神 京街道
- 古稻荷 古稻荷の次
- 大久保稻荷大明神 安智
- 安智稻荷大明神 宮津地廻り
- 宮津地廻り 波路村
- 繩守大明神 獅子崎村
- 三寶荒神 惣村
- 三寶荒神 惣村

熊野權現	皆原村
山王社	山中村
祇園午頭天王	宮村
八幡宮	同
瀧馬大明神	有田村
生野大明神	喜多村
荒木野大明神	今福村
妙見大明神	金山村
愛宕權現	關ヶ瀬村
普甲神社	寺屋敷

此内にて宮津町内波止場の地主権現は今龜ヶ丘に移轉し砂山稻荷は萬年町に降り新町の秋葉權現は廢滅に歸し地廻りに於ても或は遷座、時に合併等行はれ現在にては幾分の異動は免れかたし。

四、現在の神社

明治維新皇政復古により神祇官復興し神佛も剖判して神社の本義を顯彰せらるゝや明治六年二月先づ社格を制定して祭祀を肅整するに至る、宮津町内に於ける神社の數は今二十五社にて此内郷社一、村社四、無格社二十あり、郷社は例祭、祈年祭、新嘗祭には與謝郡より神饌幣帛料を供進し村社の内分宮神社一社は宮津町より幣饌料を供進すべき神社に本府より指定せられたるものなり、以下款を分ち之れを敍せんとす。

第二款 郷社

一、日吉神社の沿革

日吉神社往古山王權現と尊稱し宮津町字宮町瀧上山麓通稱松ヶ岡に鎮座し、(寫眞參照)社格は郷社にして祭神は大山咋命、大己貴命、例祭毎年五月十五日執行す。抑も當社創建に就ては宮津舊記 曰

山王權現は元來如願寺成智院の鎮守なり、然る處正保四亥年九月永井右近大夫權杉末明神の合殿に祭り給ひ例年四月中の申の日祭日に被執行則延寶二卯年御領主より拜殿御建立爲御助成米百俵御寄附夫より杉末と山王社別殿に相成る、其頃宮守清左衛門と申す者相初め候也其後官職の儀御願申上りけり。

蓋し當社の創建に就いては或は崇峻天皇の御代に江州阪本より勸請すと云ひ或は聖武天皇の御代と云ひ或は平城天皇の御代と云ひ或は後一條天皇の朝と云ひて一定せず。與謝郡誌に曰

郷社日吉神社

宮津町字宮町鎮座、社格は郷社、祭神大己貴命、大山咋命、聖武帝の朝天平九年江州阪本より勸請すと或は云平城帝の朝なりと(中略)蓋し固に此に延喜式所載杉末神社ありしを、後一條院萬壽の頃比叡山の名僧皇慶上人留錫して如願寺を創建するや其の鎮守とし比叡山の阪本に於けるを倣ひ近州阪本なる日吉山王二十一社權現を勸請す、爾來寺運隆盛一山塔中六ヶ院、鎮守山王隨て榮え京極公入國以來累代領主尊信あり、始め分宮島谷家をし祀らしめしも後には如願寺に在りし牧氏を權禰宜に任じて祭祀に預らしめ殊に寛保以來領主も山王を氏神と仰ぐに至りて社頭領に面目を改め遂に如願寺を分離し後には山王本社となり杉末神社は却て末社の感を呈するに至る、明治維新神佛剖判により二年山王二十一社權現の稱を廢して日吉神社と改め五年氏神は一社に定むべき豐岡縣の示達に基き杉末神社を宮津西部の氏

神と定め日吉神社は舊例により無氏子同六年二月十日豊岡縣十三大區内郷社と定められ同四十年三月一日京都府告示第八十四號を以て神饗幣帛料供進神社に指定せらる云々。また寶曆初年の編纂に係る丹後宮津記に曰

山王本社 杉の末ニ有

神主 牧大和

當社ハ人皇三十三代崇峻天皇御宇戊申年九月神の告ありて江州日吉之社を爰に勸請し奉るなり、祭禮は四月の中ノ申の日ニツなれば所の氏神なれば宮津町中々祭禮を營む也この社鎮座有し北を中頃京極安智之御代一覽ありて瀧の景他に勝れし與佐の入海間のあたりに見渡されながら三保の松原清見寺に風景に似たるを社を下へなるしたてまつりて跡に茶屋を建てをけり其時は正保四年四月申の日といふり其普請の時あやしき瓶を壺つ掘出し又赤銅の箱あり開き見るに竹紙の如くなるに書たる神職き年の星霜をかけ經にけん文字もまたかに見へ不知を入見候得共見えかぬる故吉田殿の遺し見せ參らするに深く秘して置くへしとて右の内へ筒さもいれ封納してをけり云へり、今に於て社人神原が家に有り扱彼の茶屋成就して安智只一度成り給ふ、息高國代に至りて茶屋取拂空地となして置かれしに又永井信州尙長の時に至るに此所より少し上に瀧上と云地號をつけて普請あり永井家の靈を崇祭り大廟を建て給ひの其の經營の結構なること言詞なし毎日人夫百人宛附添て掃除せしほざいさ、か塵ほこりもなく金銀をちりばめ奇麗清御等言語同斷成しかとも尙長不慮の滅亡なるに社殿も俱に亡果たり瀧上の舊跡あり扱御社は其後元の所へ遷坐なし奉りたり。

まだ寶曆末年に編纂されし宮津府志には

山王社 在府城西川向町

社人

牧大和守

社記ニ曰ク人皇四十五代聖武天皇天平九年從江州阪本勸請スト一説ニ曰人皇三十三代崇峻天皇元年戊申九月依神告移祭江州日吉社於此ニ云。

下 馬 石鳥居 拜殿 廊

本社 末社 姪子社 小社

祭日 四月中申日

水無月神事 六月晦日

古記曰此社古ヨリ鎮座アリシテ京極高廣公ノ時此山ノ眺望良キヲ愛シタマヒ社ヲ別所今社人ニ移シ其跡ニ別莊ヲ作り玉フ時ニ正保四年ナリ別莊ノ造營成就ノ後高廣公一度來遊アリテ心ニ應ヘストテ其後來リ給ハス高國公ノ時ニ至テ別莊ヲ取除キテ空地トス後永井尙長公ノ時此所ヨリ少シ山上ニ祠堂ヲ建テ永井家四公ノ靈ヲ祭ラル又傍ニ別莊ヲ作り玉ヒ山ヲ瀧上山ト名ツク永井公没後ニ至テ祠堂別莊共ニ廢絶ス其後數年ヲ經テ奥平昌春公ノ時元祿十五年山下ノ空地ヲ山上ニ寄附シ玉フ此時本社ヲ再ヒ前ノ所ニ遷坐ス。正保年中京極公別莊築ノ時社地土中ヨリ奇シキ銅器ヲ掘リ出ス其中ニ紙ニ書寫シタル物アリ年久シク土中ニ埋リ在リシ故ニヤ文字モサカカニ見エズコレヲ京師吉田家エ遺シ見セマイラセケルニ深ク秘シテ置クヘキ旨申來ル此器今ニ社人家ニアリ其圖高サ七寸五分周リ一尺七寸五分。

神社明細帳

京都府管下丹後國與謝郡宮津字宮町一曰松岡

郷社 日吉神社

一、祭神、大山咋命、大己貴命

一、由緒 社記曰人皇五十一代平城天皇御代近江國阪本ヨリ遷奉云々中元領主代々崇敬之神社且ツ宮津一統ノ惣産土神ニシテ例祭ヲ宮津祭又ハ國祭ト稱シ宮津東西士民一般祭祀ヲ勤ム蓋シ寛保年間ヨリ當社並ニ杉末神社兩社ヲ以テ氏神ト尊信シ來リ明治五年神社取調ノ際氏神ハ一社ニ定ムヘキ旨舊縣ヨリ被達式内杉末神社ヲ以テ宮津西分氏神ト相定メ士族ノ内些カニ當社氏子ニ相殘リ候得共例年ノ祭儀等ハ舊式古格ヲ失ハズ宮津東西ノ士民一般是ヲ遵守精勤メ明治六年二月舊豐岡縣ニ於テ十三大區内郷社ト被定候時寶曆二年城主永井家ヨリ調査ニ付上申書ノ寫後來參考ノ爲左ニ書加候。

一、杉末山王氏子京海道筋ヨリ下ハ東ノ堀川迄切四ノ分古ヨリ山王氏子。
 一、證據ハ京海道大久保村田邊ヨリ御城引申節田中村ヘ引京海道ニテ生レノ者唯今田中村ヨリ山王ヘ參詣仕候摺又東堀川ニハ古獵師町罷在候右之節獵師町ヘ引。
 一、脇ノ宮氏子田町紺屋町ニ少々御座候。
 一、嶋崎ニ荒神一社御座候堀川ヨリ大川迄一町荒神ノ氏子田邊越ノ時分惣村ヘ勸請仕唯今惣村ノ氏子町ハ豆腐屋ト申候 右ハ當所神社ノ氏子分書付差上申候。
 一、大手ヨリ東之御門迄城内ハソサキノ荒神氏子此荒神ハ大手之内唯今岩井頼母殿屋敷ニ御座候右田邊越ノ時分杉末山王ヘ勸請仕候。

延寶二年寅三月 但シ 山王ハ日吉ノ舊號 脇宮ハ分宮ノ別號

右之通ニ御座候

- 一、社 殿 坪 敷 梁行三間五尺 桁行三間貳尺
- 一、境内坪敷並ニ地種 九百四坪 民有地第二種
- 一、境内 神社 七社
- 一、杉末神社
- 祭神 大物主命 相殿 大己貴命 少彦名命
- 由緒 延喜式神名帳所載ノ一社也社記曰人皇三十一代敏達天皇即位元年大和國三諸山ヨリ遷奉杉末神社ト書祭明年癸巳四月六日官幣ヲ奉ルト云々社地元來杉末町ノ上ニ鎮座ニテ社ノ側ニ杉ノ大樹在之依テ杉末神社ト稱スト也當社地ヘ遷シ候年曆不詳一曰天正年間領主細川藤季依心願遷之ト云々。明治六年二月村社被定置
- 建物 梁行三間 桁行貳間壹尺
- 一、惠美須神社

祭神 事代主命

由緒 不詳 建物 梁行三間 桁行貳間壹尺

一、船魂神社

祭神 佐陀毘古命

由緒 不詳 建物 梁行壹間四尺 桁行壹間壹尺

一、金刀比羅神社

祭神 大物主命

由緒 不詳 建物 梁行貳間壹尺 桁行壹間參尺

一、年德神社

祭神 大歲神

由緒 不詳 建物 梁行壹間四尺 桁行一間一尺

一、稻荷神社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳 建物 梁行二間一尺 桁行一間四尺

一、山神社

祭神 大山祇命 句々酒馳命

由緒 舊領主本莊家入國ノ節遠江國濱松ヨリ引運サレシトナリ。建物 梁行二間二尺四寸 桁行壹間四尺

一、境内招魂社

由緒 致命壯烈社ト稱ス慶應四戊辰年六月舊宮津藩ヨリ創立藩主本莊宗武 建物 梁行三間 桁行貳間

一、日吉神社氏子月數 三十九月

二、杉末神社氏子戸數 千百八十二戸

一、管轄廳迄距離里數 三十一里三十二町

以上

明治十五年一月

右神社祠官

牧

正 就

二、日吉の祭神

日吉神社の祭神は何れの資料に據るも江州阪本より勸請すといふに一致せるを以て、阪本なる日吉山王社の祭神を奉祀せし事は言を俟たず、阪本の日吉山王と當社の關係に就ては、三重郷土志中谷内日吉神社の條に

當社山王二十一社權現種子曼陀羅を藏し往古之れを靈代となせり(中略)近邊若し猿猴の出沒することあらば里人當社の使官なりて畏敬甚だ努む、和漢三才圖會近江の條に「日吉山王權現在阪本村祭神二十一社比叡山鎮守以猿爲宜者社傍養之云々」とあり又日吉新知抄には山王二十一所權現の形相を圖示し其儀姿のもの聖眞子、二宮、小禪子、十禪子、の四所唐裝のもの大宮、劍宮の二所、又同裝女性のものは聖女、岩瀧、客人、三宮の四所、尙は同裝兒童のもの玉子宮、牛御子、惡王子の三所本朝衣冠のもの早尾、八王子、下八王子、大宮龜殿、二宮龜殿、氣比宮の六所と外に猿猴の衣冠束帶姿のもの大行事、新行事の二所と都合二十一所權現と爲せり、猿猴を尊稱する豈因縁なしとせんや、當社勸請の年曆今知るものなしと雖も按ずるに岩屋寺成就院と相ひ終始するもの、如く、蓋し岩屋寺成就院開山は宥榮法印にて、元は田邊圓隆寺塔頭成就院の住僧にて京極高廣公の師依淺からず高廣公宮津に居城を築きて移住するに及び公に從て亦宮津に移り如願寺塔中に密嚴寺成就院を建てたる名僧なり、而して如願寺は比叡山の高僧皇慶上人の開基に係り近州阪本なる日吉山王權現が叡山の鎮守ならに方どり同寺の鎮守とし山王權現を阪本より勸請し現今の日吉神社を奉奠したる實例を鑑み、宥榮法印が如願寺の成就院を弟子の頼元に譲りて當村に來り岩屋寺を興院より引きて第三次の成就院を建つるに際り其の鎮守として此に山王權現を奉奠したりしは推測するに難からず、參考の爲めに如願寺の縁起を見れば「抑も當山は人皇六十八代後一條院の御宇、萬壽元年甲子年叡嶽の沙門皇慶上人自ら行基并一刀三禮の遊師如來の尊像を負ひ奉り安置すべき有縁の靈場を求め給ふ所當山に登りて眺望し給へば高峯北に聳へて蒼海東に臨み巖松

修竹蒼鬱として朝澄翠綠を瀧ふ誠に尊像有縁の靈區なることを感嘆し給ひ則一字を建立して尊像を安置し奉り永く末代濁惡の依怙と成給ふ則ち山王權現を勸請し奉り鎮守として七堂伽藍を建立し給ふ(中略)今世山王權現の神徳に浴する、と偏に皇慶上人の恩澤なり云々」とありて如願寺と山王社との關係を證する乃耳ならず伽藍建立に當りて如何に山王權現を尊崇せしかを知るに足る云々。

維新後神佛剖判により權現の稱を廢し日吉神社と號し祭神も舊二十一社を改めて大己貴命大山咋命を祭るとなせり。蓋し叡山の大國天殊に當社は古來甲子歲毎に還曆大祭を執行せし恆例あり子は鼠にて大黒天の使官なりとの信仰より後世當社の祭神に配するに大己貴命を以てするに至れるが如し。

三、日吉の祭禮

例祭は毎年四月第二の申日に行ひしも維新後太陽曆を用ふるに至りて五月十五日を例祭日と定む、弘化二己二月協定宮津藩年中行事 曰

四 月

一、當月中二ノ申ノ日山王祭禮ニ付御馬拜借之願書出ル祭相濟翌日御祈禱之御札神主牧伊勢差出之。但大祭年隔年ニ有之小祭之年は御馬拜借無之。

一、山王祭禮ニ付町方ハ觸書出ス書面月番御用人ハ差出候事。

一、山王祭禮之日は大祭小祭共二月番當番之外ハ出仕無之事、但五ツ時出仕之事。

但肩衣に而出仕暫時見合せ退出。

祭禮の模様につきては丹哥府志載する處次の如し。

山王の祭は四月中の申日なり申の日二つの時は後の申を用ふ所謂宮津祭り是なり市街より藝屋蓋といふものに舞子を乗せ輪にて出す凡そ

十三又屋臺といふものあり其山の神體を屋臺の上に安置す各藝屋臺の後に従ふ合せて數二十六、抑も祭の次第始め幟一本次に突獻次に神樂次に鷹匠並御刺各二人次に修験次に母衣武者二人次に萬籠馬二疋次に羽簾二本次に纏十本次に鈴鹿山所謂藝屋臺なり以下十三屋臺各山屋臺を従ふ次に三輪山次に春日山次に高砂山次に稻荷山次に天神山次に萬歳山次に岩戸山次に日吉山次に紅葉山次に蛭子山次に住吉山次に明神山次に幟一本次に長柄二十本馬二疋蓋し官より之を出す次に徒士二十人次に幟一本次に楯六枚凡そ楯の類を持もの皆白張を着す次に御膳箱次に鐙弓四張次に長刀四本次に四神鉢次に飾鉢四本次に日鏡鉢二本次に太刀次に金幣二本次に銀幣二本次に紙幣二本次に神輿次に賽錢箱二荷次に鞍掛次に神主次に集官五人次に神子一人神主の從者若黨二人草履取一人刃番一人長刀持一人挾箱持一人長柄一人床机持一人六尺四入口取二人是日神主騎馬或は乘輿次に浮太鼓。以上

また田山花袋海とトネル

宮津の町では丁度山王様のお祭りで屋臺が出て来てそれが町中をわけて歩いてゐた、私は夜出かけて行つて見た、屋臺には一々山といふ號がついてゐる、松樂山紅葉山などいふ風である、つまり山車の山といふ意味である、それには屋臺に可愛い小供役者が綺麗につくつて坐つてゐてさうろくに行つて淨瑠璃入りの芝居をする、さ、近所の人々は一杯にその周圍に集つて見物する、そしてそれがすむと屋臺の前に二本ついでゐる長い太い綱をえいやくといつて曳く、屋臺のすぐ前には大人が調子を取つてゐて綱の前の方には小供が大勢綱につかまつてゐる、つまり牛の代りに人間が屋臺をひくのである、屋臺では狐憑信などを七才位の子が躍つて居た。

明治四十年三月一日京都府告示第八十四號を以て神饌幣帛料供進の神社に指定せられ爾來例祭、祈年祭、新嘗祭には與謝郡より神饌幣帛料を供進せらるゝこととなりて其都度與謝郡長參向することとなり。

追加

最近大正十三年四月十二日橋立新聞第七百八十一號に丹後での名物祭り甲子大祭と題し、上人の屋臺が、郷社、宮津町日吉神社(祭神大己貴命、大山咋命)は其の昔聖武帝の御世に江州阪本より勸請した御社であるが舊藩時代は代々の藩主の信

仰厚く同社の祭典は之れを藩祭と定めて最も盛大懇懇に執行せられた者である其後日吉神社祭典、宮津祭は維新以來例年五月十五日と定めて事昔日の比較ではないが年々之を舉行して其の佛丈を止めて居るものだが日吉神社祭典大國主命は初めて我が國土を開闢せられたと云ふ新始開闢の神であるとの大陰曆に見られる十千の勢頭甲子十二支の勢頭である子と所謂甲子を大國主命即ち大黒さんと結び付けて祈祭する風俗は國民性の奥深く沁み込んでなり此の甲子年には一層盛んな宮津祭を舉行する事は宮津町に於ける舊來の風習であるが其の甲子年は六十一年目に還元するのであり本年は恰も甲子年に相當して居るのみならず何等かの因縁で宮津町民が三十年間待ちに待つた鐵道が宮津に開通する記念す可き歡喜に充ちた年と合致した關係上例年の五月十五日を一ヶ月繰上げて四月十三日より十五日迄最も賑やかに最も盛大に舉行する事になつた譯である。今六十一年前即ち前回の甲子祭當時の記録を綜合すると去る文久三年は五月十九日より廿三日迄五日間に互つて舉行されてゐるが内二日は町内の祭儀後三日は地方村落よりの練り込みを歡迎慰勞的に町は藝屋臺を出して小供藝を景氣良く打つて見せて居る、當時町は十三の屋臺が引き出されて居るが外に流師町萬年新地は程々緋の幟を押し立て馬を牽きたて飾り伎を作つてマイヤ〜と練り歩く地方の練込みは與謝郡内の町村々落各字は元よりお城關係の竹野郡、中郡、天田郡、加佐郡方面より太刀、獅子其の他諸種の催し物を思策して大小太鼓を打ち鳴らして練込んでゐる此の宮津祭りには廿日は若殿下臣を引つれ厳しき護衛に抱圍せられて晴やかな扮装で日吉神社に參拜し廿一日は城主本莊宗秀公前日と一層重々敷形式と厳正な禮列を作つて參拜廿二日は同藩の奥の方が參拜と相成つたと記されてゐる、更に大祭五日間はお城の鐵扉を開放して大手門より波路大門に練込を心良く通されてゐる「宮津祭は將基の駒と大手々々詰めかける」こんな俗語があるのは舊藩時代の盛んな祭の模様一端を窺知するの一資にもならう。扱本年は廢藩置縣改政後である昔の夫れと比較は出来ないが十三、十四十五日の三日間は龜ヶ丘太神宮神殿より毎日百餘名の稚子が日吉神社に參拜する十五日本祭の當日は全町々筋悉く神輿御渡御があり長々數祭列は次ぎへ續く八の藝屋臺新濱の花屋臺流師町の練太鼓杯に押され〜て雪崩を打つ而し藝屋臺は三日間共晝夜をかまわず開演して町内を押廻る云々。

四、日吉の建造物

神 殿

入母家造り檜材屋根博葺東向き建坪參坪七合五夕、但し梁行壹間五分桁行貳間五分。

幣 殿 入母家造り檜材屋根博葺建坪五坪但梁行貳間五分桁行貳間。

拜 殿

入母家造檜材屋根博葺建坪七坪五合但梁行三間桁行貳間五分正面神武の大額面を掲げ四圍山王例祭の繪圖を掲げたり。

境内神社杉末神社神殿

本社の北に並びたり延喜式に載する杉末神社は蓋しこれなるべく神殿は流造檜材屋根博葺建坪壹坪壹合、但梁五尺桁八尺。

境内神社惠比壽神社神殿

本社の南に並びて東向に建ち事代主命を祭神となし神殿は前者と同じく流造、檜材屋根博葺建坪壹坪壹合、梁桁同上。

同船魂神社神殿

祭神狹田彦命にして本社 of 北新約四五間の處に東向にあり流れ造り檜材屋根博葺建坪四合四勺、但梁桁各四尺。

同年徳神社神殿

祭神大年神を祭り本社 of 東北六七間にありて南向流造屋根博葺建坪八合八夕、但梁四尺桁八尺。

招魂社神殿

維新前後戦死者を祭り本社 of 西方惠比壽社三四間の處にあり流造檜材屋根博葺建坪壹坪壹合梁桁殆んど惠比壽社殿に同じ。

同山神社神殿

寶曆十二年午一月本莊子爵家祖先松平富之助建立、大山祇神及び屋船匂々廻馳命を祭り本社東北方瀧上山中に南面し檜材流造建坪四合四勺。

此他金刀比羅、稻荷等の境内神社あり東北方に神馬、東南方に神輿庫あり、社殿造營の歴史に就ては社藏文書天明元辛丑稔九月山王神主牧讀岐守對馬守父子再改

永代寄進帳 曰

正保三丙戌年

一、山王社殿再建被成下候

右者京極丹後守様 高廣 號安知 高國

寛文十一辛亥年

一、本社爲御修覆料銀拾枚被下置候

右者永井信濃守様 尙長

貞享五戊辰年

一、本社再建仕金貳兩米參拾石被下置候

右者阿部對馬守様 正盛

元祿十五年

一、山王宮社地御寄附被成下候

右者奥平大膳太夫様

元祿十六癸未九月

一、山王宮神前御鈴壹振

右奥平大膳太夫様 御家老奥平修理定膳

寶永元甲子十月

一、御神器 二具

右奥平大膳太夫様 御家臣奥平大五郎定資

享保元丙申

一、廊下御建立被成下候

右者奥平大膳太夫様 昌春

寛延二戊巳年

一、拜殿爲御建管材木 長二間之六寸角 五拾本被下置候

一、廊下爲御修覆料銀五枚被下置候

右者青山大膳亮様

明和三丙戌年九月

一、拜殿廊下爲御修覆料銀三枚被下置候

松平豐後守様

安永二癸巳年五月

一、本社爲御修覆料金五百疋被下置候

松平伊豫守様

以下省略す、要するに累代領主の尊信頗る篤く、藩の年中行事にも前掲の如く「中二ノ申日山王祭禮に付御馬拜借願出云々」また當日は「月番當番の外は出仕無之云々」とあるより見ても崇敬の厚かりしを知り得べし、此の他境内重なる工作物は

一、本社前八角形石燈籠基徑七尺高九尺壹對

銘曰 石燈籠兩基 嘉永四年辛亥五月吉日 本鎮城主 藤原朝臣宗秀

一、同上石狛犬高三尺一對

傳永井侯の寄進といふも詳ならず形態典雅愛すべし。

一、石燈籠一對高七尺

銘〔奉寄進石燈籠 元祿十六歲次 十二月吉日 生田氏〕

一、惠比壽神社前石燈籠高六尺二基

銘〔丙午天明六年五月吉日 願主西年男 石工三四良〕

又〔辛丑天明九年五月吉日 願主宮城氏 男女九人〕

一、漱玉碑

延寶四丙辰年城主永井信清守當社地に別業を營み漱玉店と命じ自ら筆を執つて石に記せるものといふ。

一、明治三十七八年戰役紀念碑

銘〔松浦與之助 山添徳之助 高木初三郎 小倉初藏〕

但し自然の岩石の面に彫刻せるものなり。

一、水船幅三尺長七尺高三尺五寸花崗石造青銅龍口吐水設備

銘、清敬〔文久二年壬戌四月吉日 大阪御出入方町人中〕

一、社頭高麗犬一對石造三段積臺共高四尺五寸

銘〔文政十三庚寅 五月吉日〕

一、同石燈籠一基敷幅七尺舞臺掛三段積臺石共高十尺

銘〔大正十三年甲子四月吉日 寄進 池田孫七 石工 由良〕

一、同石燈籠一對敷六尺高八尺

銘〔常夜燈 寛政六甲寅四月吉日 願主 延壽講 文化十四丁丑四月吉日 山王宮 柳講 石工 澤氏 鹽見氏 津出氏〕

一、花崗石造明神型華表高十四尺橫明十三尺

一書曰伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上共計曰底下豈無因歎避以天之瓊矛指下而深之是獲浚溟其矛鋒滴瀝之洲凝成一島名曰檄驅盧島二神於是降居生日神次生月神次生蛭兒次生素戔鳴尊抑號鳥居日神入于天安河邊計其可禱之方故思兼神深謀遠慮遂使世之長鳴鳥鳴此時日神豁開混沌之磐戶天之柱此拔兩儀之爲門戶無形而爲形以無名而爲名一生二萬物亦資始神之爲德其幽深乎茲大已貴尊之幸魂奇魂日本國住三諸山於此大三輪神也敬逢天皇即位元年從三諸山垂跡丹陰吉佐杉末給奉崇杉末大明神亦日吉二十一社神祕甚深乎聖武天皇御宇從江州坂本鎮座茲給宜哉在此時亦生日日此兩社之戴恩願渴仰義哉矣神德湛四民之頭悉應人之願望乎云爾

銘曰 偉哉神德二柱陰陽 出入門戶 萬物無疆 神風化浴天下治長 國家洪福 庶民榮昌 享保十四己酉天九月吉祥日建焉 願主 榊原伊勢守利誠

石工 津田三四郎 氏子中

一、狛犬一對敷三尺出雲石高六尺五寸

銘〔元治生子年會 上野重吉 森本せい 杉森寅藏 津田ゆく (以下省略)〕

一、社頭石橋(鐵道前)

銘〔延享三丙寅六月吉日 石工 津田三四郎〕

一、社號石柱一尺三寸角高十尺

銘 郷社日吉神社 明治三十五年十月
式内村社杉末神社 川向青年
石工 波見長

大正十三年初春より社頭を横断し鐵道布設せられ石橋華表間に鐵橋を架設して汽車を通じ舊觀を革む。

五、日吉の神職

當社神職累は代牧氏の奉仕する處にして同家所藏明治三庚午歲十二月改に係る神社明細書上帳に載する所左の如し。

- 一、神職代々相勸來候得共以前世代不詳
- 一、貞享四丁卯年六月二十一日 大和守 藤原時家
- 吉田殿ヨリ祠官御許狀頂戴
- 「参考」 牧大和守藤原時家一稱榊原伊勢守藤原時家、又稱伊勢守利誠
- 一、寛保三癸亥六月七日 大和守 藤原正信
- 吉田殿ヨリ御許狀頂戴
- 寶曆十一辛巳四月二十四日 從五位下 讚岐守 改 時征
- 勅許
- 一、安永八己亥年三月二十九日 對馬正 藤原時庸
- 吉田殿ヨリ御許狀頂戴
- 文化四丁卯四月二十八日 從五位下 陸奥守
- 勅許
- 一、寛政五癸丑年九月一日 備後正 藤原時寛
- 吉田殿ヨリ御許狀頂戴
- 一、文化十癸酉年二月十七日 伊勢正 藤原時睦
- 吉田殿ヨリ御許狀頂戴

- 一、天保十己亥年二月二十九日 大和正 藤原時永
- 吉田殿ヨリ御許狀頂戴
- 安政三丙辰十二月二十二日 從五位下 大和守 改正就
- 勅許
- 明治二己巳年六月十二日神祇官補職御許狀頂戴

今参考の爲め菩提所如願寺の過去帳を閲するに全然符節を合するが如く如上の記事の正確なるを覺えしむるものあり要抄次の如し。

- | | | | |
|-----------|--------------|----------|------|
| 松興道寒信士 | 寶永五戊子十一月十日 | 合羽屋 | 清左衛門 |
| 秋山清玉信女 | 正徳二壬戌六月廿七日 | 大和守父 | |
| 清淨院神降松覺居士 | 享保十四己酉年九月十八日 | 清左衛門母 | |
| 初居圓融淨光巫 | 享保十五庚戌三月十七日 | 清左衛門 | |
| 眞昌院正阿天噉居士 | 寛政三辛亥八月十三日 | 榊原伊勢ノ子左膳 | |
| 眞亮院歡嶺道喜居士 | 文化九壬申十月三日 | 時征 | |
| 桃林院教覺宗受居士 | 文化五戊辰三月十五日 | 時庸 | |
| 牧伊勢時睦命 | 天保六乙未十二月九日 | 時寛 | |
| 牧倭彦正就命 | 明治十九丙戌八月十六日 | | |

當主清左衛門の法名清淨院神降とある所及び其女左膳の法名初居淨光巫とあるを考察すれば、前記書上帳の貞享四丁卯六月二十一日京師吉田家より初めて祠官の許狀を頂戴して大和守藤原時家と改めて神社に奉仕

せるは明かに知るを得べく、之れを前掲宮津舊記「山王權現元來如願寺成智院の鎮守の處延寶二卯年御領主より拜殿建立御助成として米百俵御寄附なされ杉末と山王と別殿に相成り其頃宮守清左衛門と申すもの相勤め後に官職御願ひ申上げ云々」とあるに徴すれば尙ほ更ら牧家と神社との關係の密接なるを證すべきなり、況んや宮津日記の上巻載する所次の記事あるに於ておや。

竊視録、貞享三丙寅年秋ヨリノ事山王惣テノ支配分宮ヨリ可仕トノ儀、山王清左衛門ハ昔ヨリ代々我等ノ持分ト申シ彼是申分有之日向ヨリ書付差上ル御裏判出候、清左衛門ヨリモ返答書認メ候得共町中寄中色々扱ヒ此書付通りニ致シ相濟此上ノ口上ニ申渡ス互ニ申分無之上ハ分宮へ清左衛門被參御神前ニテ御禮被申候迎モ可然義日向守モ山王へ被參候テ御禮申上候共可然義也互ニ構無之儀可被致也ト申聞候。

一、松ヶ岡山王神主ノ儀分宮紀伊守エ從安知様被爲仰付候併自今以後右清左衛門官位可仕候ハ、神主ニ可能成候テ日向申分無之候、右山王神前御祈禱其外何ニヨラズ古來ノ通り山王へ上リ申分清左衛門取分ニテ御座候神子ノ儀先年ヨリ分宮神子持分ニテ御座候祭禮之節ハ先乘之馬分宮日向乘可申候官位仕候得者御與之供清左衛門馬ニ乘可申候山王之支配以後ハ何之構日向守無御座候
右之趣分宮山王出入ニ付惣町年寄衆御扱被成參届此上少茂互ニ申分無御座候 以上

貞享三丙寅年

十一月十一日

惣町御年寄衆中

分宮神主 日向守 印判
山王禰宜 清左衛門 印判

第三款 村 社

一、杉末神社

杉末神社は延喜式内庭小の村社にして宮津郷内唯一の古社なり、祭神大物主命、相殿大己貴命、少彥名命を合祀し宮津町松ヶ岡に鎮座す、社地今日吉神社即ち元山王權現の發展の爲めに殆んど境内末社の觀あり。(寫眞參照) 當社山王社の關係に就ては宮津府志に「杉末神社載ニ延喜式神名帳、今僅々在ニ山王社傍一如ニ攝社ニ、山王之社地者元是祭ニ杉末明神之地也自中古合ニ祭山王於此ニ已後星霜幾遷王ニ祭山王ニ而却移ニ當社於傍ニ云々(抄)要」とあり、前款日吉神社如願寺の關係を推究すれば此説は確實なるべく、加之後世山王神主たるべき牧清左衛門神職拜命に關し宮津事跡記に

山王權現中絶罷在候處永井棟御再建例年四月申ノ日祭禮被仰出(中略)祭禮之節御上様方御代參有之賑敷其後鍵守清左衛門と申者官職に上京其節杉末神社の神主と被仰付候事。

とあるより推すも杉末神社の尊嚴を證するに足れり、當社に關する資料左に列擧す。

延喜式神名帳 曰

與 謝 郡

杉末ノ神社

神名帳考證 曰

杉末神社

○末當作米出雲國須義禰神社米與禰通

丹後舊事記 曰

杉末神社 宮津市場杉末町
祭神 杉末大明神 延喜式 小社
合神 山王大權現

人皇三十一代敏達天皇即位元年壬辰從_ニ和名三諸山_ニ降_ニ丹波國餘座郡宮津杉末山下_ニ出現鎮座而垂跡給杉末大明神號_一舊記曰明年四月六日始官幣奉_レ捧齋_レ之

丹後一覽集 曰

杉末神社 宮津市場

延喜式並小社 祭日九月九日

祭神杉末大明神 宮司牧 大和守

合神 山王大權現

杉末神社は延喜式神名帳に載れば即與謝郡に有りし籠神社久理陀神社と共に是れ古社の存するものにして今僅かに山王社の傍らに在りて末社の如く可歎哉云々。

宮津府誌 曰

杉末大明神 在同所(府城四川向町)山王社地内

祭神 祭日九月九日

社記ニ曰ク人皇三十一代敏達天皇即位元年自_ニ和州三諸山_ニ降_ニ在丹後國餘座郡杉末_ニ出現鎮座垂跡號_ニミスト杉末大明神_一云云舊記曰明年四月

六日始_テ奉_ニ官幣_一齋祭

丹哥府志 曰

杉末神社 延喜式

杉の末神社今山王の境内に在り祭九月十日

丹後細見録 曰

杉末神社 宮津市場末杉町

祭神 杉末大明神 延喜式並小社

合神 山王大權現

人王三十一代敏達天皇即位元年壬辰從和州三諸山降丹波國與佐郡宮津杉末山下出現鎮座而垂跡玉杉末大明神號

舊記曰明年四月六日始而官幣奉捧齋也合神山王大權現者人皇四十五代聖武天皇平天九年丁丑江州從坂本里勸請

又人皇卅三代崇峻天皇即位元年戊申九月神告依給江州日吉社移祭此寶殿有山上洪水流漸々殘棟札以杉末大明神合殿

丹後神社道志留倍 曰

杉末神社 宮津杉末町に在す

宮津大明神と申す

神社叢録 曰

杉末神社

杉末は須岐須と訓へし。祭神詳ならず。宮津市場杉末町に在す

神祇志料 曰

杉末神社

今宮津の杉末町に在り杉末明神といふ。

地理志料 曰

杉末神社 在宮津杉末町

丹後式社證實考 曰

杉末神社 宮津町日吉神社境内

往昔杉末町ノ山ニアリシナリ、サテ大和國三諸山ヨリ遷シタルニテ祭神ハ大物主櫛瓊魂命ナル趣ナリ

丹後宮津記 曰

杉末神社 山王同前に有 神主 山王同人

當社ハ人皇二十一代敏達天皇ノ御宇和州三諸山ヨリ降臨まして此所鎮座なり、明年六月初而官幣を奉りて崇峻天皇戊申年九月十日祭禮奉初といへり此邊町名杉の末町といへり。

丹後國式内神社取調書 曰

杉末神社

(頭註) 宮津志

宮津城下杉末町ニアリ杉末大明神山王同所ナリ山王社地ハ本當社鎮座ノ地也中古ヨリ山王ヲ本社トナシ當社ヲ攝社

ノ如クナシ來レリ

取調書 宮津市場杉末町

明細 宮町祭神大物主相殿大已貴少彦名祭日九月十日

道 宮津大明神

式考 宮津町日

吉社境内祭ル神ハ大和國三諸山ヨリ降臨ノ由サレハ大物主櫛瓊魂命ナルヘント吉岡氏云リ

豐 宮津宮町字松ヶ岡大物主神十月十日

中村樂天丹後宮津 曰

橋立みやげ 曰

宮津には松岡神社と杉末神社とあつて何れも今明が祭禮ぢや此の祭禮に藝妓仲間が芝居しやうとて棧敷を結ふたが警察で許さないげな

○杉末神社 日吉神社の境内に在り當社は三十一代敏達天皇即位の元年大和國三諸山より遷し奉れり元と宮津町字杉末の山上に鎮座まし

まし、なり社の傍らに杉の大木ありしに依り杉の末神社と號し又宮津の神社とも云ふ延喜式神名帳所載の二社なり社の傍らに漱玉の二

字み刻せる石あり往時京極高廣公此地を愛し別荘を營み亭を漱玉亭と名つけし時の立石なりと云ふ。

大日本地名辭書 曰

杉末神社は延喜式に列す、宮津杉末の愛宕山に在り

丹後考 曰

○村社、杉末神社、與謝郡宮津町宮町小字松岡鎮座

祭神 大物主命 相殿大已貴命 少彦名命

由緒 延喜式神名帳所載之一社也社記曰人皇卅一代敏達天皇即位元年大和國三諸山より遷奉杉末神社と齋祭明年癸巳四月六日官幣を奉

ると云ふ社地元來杉末町の上に鎮座にて社の側に杉の大樹在之に依て杉末と稱す也又宮津明神とも稱す當社地へ遷座年月未詳一日

天正年間領主細川藤孝心願遷之と云ふ明治六年二月村社に列せらる。

宮津郷土誌 曰

杉末神社 村社(延喜式内)

位置 宮津町字宮町小字松ヶ岡日吉神社境内

祭神 大物主命 大已貴命 少彦命

祭日 十月十日

沿革

延喜式神名帳所載の一社なり

社記曰人皇三十一代敏達天皇即位元年大和國三諸山より遷奉杉末神社と齋祭明年癸巳四月六日官幣を奉る云ふ是杉末明神を祭るの地なり中古山王なるに合祭せしより以後星霜移り山王を主祭として却て當社を傍に移す。

與謝郡誌 曰

杉末神社。社格は村社にて祭神大物主命相殿大己貴命少彦名命。敏達元年大和三諸山より奉遷癸巳四月六日官幣を奉る云傳へ延喜の制此小社に列す(中略)明治六年二月十日豐岡縣より村社に列せられ祭日九月九日氏子千四百有餘戸

俚俗當社を松ヶ岡明神と云ひ又宮津明神といふ由なるも如何にや、前者は御鎮座地名通稱松ヶ岡と云へるより何時しか松ヶ岡の明神と唱へ出したるに基因するならんも、後者に至つては神社道志留倍に宮津明神と載せたるに始まり本府式内神社取調書にも引用し又關清謙の丹後考にも記載せる所となりしが如きも、和漢三才圖會に

宮津 明神 在二與謝郡宮津

祭神 二座 大己貴命 少彦名命

後冷泉院永承五年九月依二詔宣二建之

とあれば式内社にあらざること勿論にて、杉末とは全然別箇の神社と見ざるべからざるが、宮本池臣は典據を何れに求めて道志留倍に當社を擬したるや不明にて又實際宮津明神なるものが當社に併せ祭られたることありしやも計りがたし。

社殿流れ造向唐破風向拜付樺材屋根榑葺建坪貳坪三合氏子戸數千百八十二戸、祭九月十日宮津藩年中行事九月の條

十一日

一、杉末神社祭禮濟に付神主牧伊勢方御札並洗米差上候事

當社工作物の主なるものは

一、石燈籠高五尺宮立形一對

銘(天明七年十二月 越前屋喜助)

一、狛犬高五尺石造一對

銘(大正五年十月 有志者松本彦兵衛、村田安藏、小西安藏、黒川鐵藏)

二、分宮神社

分宮神社は宮本町(文久二年正月)に鎮座し指定村社にして宮津町東半の産土神なり、(寫眞参照)その勸請に就いては宮津事跡記に

分宮大明神御勸請之儀京極丹後守高廣公府中一之宮の御信仰被爲在毎月御參詣被遊處雪中又は荒等之節御參詣難被遊に付寛永五年丑九月職人町の御勸請同十一月御遷宮其後は一之宮之神主年々祭禮之節神事相動候處職人町住人に太兵衛と申者至而實體之者に而信仰致候に付社内之掃除又は宮守に被仰付其後官職可致旨被仰出當社神主と相成御領内神主筆頭に被仰付候

また宮津傳記に

分宮大明神は京極高廣公御在城の砌府中一の宮へ御信仰雪中御參詣を御厭ひ今宮津職人町の地へ御引移寛永五辰九月十一日運宮即ち宮守には同町太兵衛と云ふ者至つて信仰故に宮守となり其後官職の儀は阿部對馬守權御取斗に依つて當社の神主となり從六位島谷出雲守と改めらる。

とあれば寛永五年九月十一日藩主京極高廣侯籠神社の分靈を祀られしに遷賜すること明かなり。

丹後舊事記 曰

分の宮 有宮津市場東渚

祭神 豐受皇太神宮

記傳往昔燒失鎮座年曆不詳、相傳ふる處與佐宮豐受皇太神宮之分宮也。

宮津府志 曰

分 宮 在職人町 社人島 谷 齋

祭神 國常立命

祭日 九月十一日

末社 二座 蛭子社 稻荷社

社記中古燒失故鎮座年曆不詳、相傳曰當社府中一宮之別宮祭而國常立尊古者直稱二別宮一中古以來稱三分宮一

按スルニ當國一宮ハ往古ヨリ籠神社ナリシチ中古眞名井カ原豐受太神宮ヲ合祭リテ後ハ籠神社ヲ傍ニ移シ豐受太神ヲ主祭トセシヨリ

今ノ世ニ至リテハ豐受太神ヲ當國一宮ト諸人オモヘリ當國一宮ハ籠神社ニテ祭神住吉同體ナルコト諸神書ニ載ル所明白ナリ云々。

當社ノ後東北ノ隅ニ方ニ丈許ノ大殿アリ相傳テ云古昔此邊マテ海中ナリシチ段々築出シテ村居トナル此殿モ其時分ハ海水ノ中ニアリシ

丹哥府志 曰

分宮大明神

ニヤ四五十年マテハ蠟穀ナドツキテアリシト古老ノ物語ナリ宮津開發ノ前マテモ此邊ハ村居ニテ鍛冶獵師ノ兩村海端ニ並ビアリ其時ヨリ當社ハ兩村ノ氏神ナリシトナリ今ニ獵師町ニ分宮ノ氏子ノ家アリ。

西堀川より以西を總て四町といふ以東を東町といふ正徳の頃傳記燒失して鎮座の年曆を詳にせず祭る所は國常立尊なり相傳へて一宮の別宮なりといふよつて分宮と稱す宮津府志云元和年中京極侯のいまた知府を開かざる以前は今の宮津の地市場といふ鍛冶獵師の二村海濱に相連る其頃分宮は二村の氏神なりこそ今獵師町は西にありと雖も分宮の氏子と稱することのあるは蓋し是か爲なりといふ。

分宮社記 曰

丹後國與謝郡宮津宮本町鎮座

總社分宮大明神 式外

一、本 社 八尺ニ七尺

拜 場 八尺ニ壹間

廊 下 貳間ニ貳間

拜 殿 四間半ニ貳間半

木 鳥 居 高サ壹丈七尺横壹丈三尺八寸

表 門 壹間半ニ壹間

裏 門 壹間壹尺五寸ニ五尺貳寸

神 輿 藏 貳間ニ貳間

神 馬 上 屋 五尺八寸ニ八尺

手水鉢上屋 壹間八寸二五尺

一、祭 神之 天之水分神 豐字氣毘賣命

勸請年曆之義者正徳二年辰七月七日傳來古記燒失仕候間相知し不申候得共往古當國與謝郡府中庄一宮籠神社方別宮總社と定め給ふ亦中古々分宮とも申來り候享御藩一統市町産土神

一、祭 八月十一日

一、社地境内 東西九間半南北貳十間

一、造營御城主様御代々御寄附産子助力

一、末 社

惠美須太神社 三尺五寸ニ 上家 壹間貳尺ニ

稻荷明神社 貳尺五寸ニ

兵主明神社 壹尺九寸ニ

一、神主家内五人 男三人 女二人

一、當社方宮津藩廳迄壹丁

右之通り御座候 以上

明治三庚午年十一月

宮津藩廳

御 中

神主 嶋谷從五位實民

丹後宮津記 曰

分宮本社職人町に有

神主 嶋谷 出雲

當社はさして謂れなし今尋ルニ神代ニ諸神達を此所にて分けたまひたるよし申傳へタルマテ也、本殿ニハ天照皇太神宮相殿ニ伊弉册ノ三神ヲ祀ひたり、祭禮九月十一日也社ノ右ノ方ニ靈なる岩有御腰石と云ふ此所ハ昔ハ海中ナリシヲ段々築出シ今町ト成タルヨリ古考申候也

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津宮本町

村社 分宮神社

一、祭神 天之水分神 豐受毘賣神

一、由緒 正徳二年七月夜近傍氏家ヨリ出火シ宮殿古記傳來悉ク燒失其際不思議ニ近代ノ棟札出ル永正二年再建慶長十七年再建往昔社宇創建鎮座年曆不詳然リト雖モ往昔此地海岸ニテ大巖松ノ大木生タリ浪打際ニテ漁船ノ寄リ所ト傳フ其後年代屢々變遷シ途ニ埋地トナリ人家追々湊集シテ與謝ノ湊萬代郷宮津ト號ス時ノ國主當國府中莊式内明神大一宮籠神社崇敬アリ分社ヲ宮津ニ乞ヒ遷座シテ一宮別宮總社大明神と崇メ當所ノ産土神ト稱ス彌々祭事ヲ重シ舊吉田神明帳並ニ裁許狀ニ載ル所一宮別宮總社大明神ト有リ中古ニ至リ別ノ字ヲ分ノ字ニ書リ或ハ巖ノ神社トモ古老ノ口碑ナリ依テ庶民崇奉敬祀ス就中京極丹後守永井信濃守阿部對馬守與平大膳太夫青山大膳亮松平富之助代々ノ崇敬神方今貫屬市街ノ氏神ト仰ク處千百有餘戶ヲ過ク明治六年二月十日舊豐岡縣ヨリ村社ニ被列

一、社 殿 三間三尺ニ四間三尺

拜 殿 六間ニ三間四尺五寸

廊 下 貳間ニ貳間五尺

表 門 貳間五尺ニ貳間貳尺

裏 門 貳間五寸ニ壹間四寸

神 輿 藏 三間ニ四間

木神馬 上屋 壹間三尺五寸二貳間
手水鉢 上屋 壹間四尺五寸三壹間二尺

一、境 内 貳百四拾坪

一、境 内 神社 三社

惠美須社 祭神事代主神 由緒 勸請年紀不詳 建物 貳間壹尺二貳間貳尺八寸

稻荷社 祭神宇賀之御魂神 由緒 勸請年紀天保三年九月 建物 三尺二五尺

兵主社 祭神大岡玉神 由緒 勸請年紀文化拾貳年四月 建物 三尺二五尺

一、氏 子 千百四十貳戸

一、管轄 廳 迄 三拾壹里三拾三丁

以 上

明治十五年一月

分宮神社祠掌 島谷資民

與謝郡誌 曰

分宮神社

宮津町字宮本四百二十八番地鎮座一名殿神社といふ神饌幣帛料供進指定村社、祭神天之水分命相殿豐受毘賣命を祭る（中略）國府なる府中村の一宮籠神社の分靈を請ひて産土神に崇め京極侯此に知府を開きてより面目傾に一新し累代城主の崇敬厚く文化四丁卯三月再建の際の如きは用材を寄進されたりといふ。（中略）その拜殿に掲げられし華山の「五條の牛若辨慶」龍橋の「張雲」雪春の「卜部六彌太」等の繪畫は京都以北三丹の神社に於て見ざる大家の名筆なり云々。

當社棟札二枚を藏す。

正徳參巳歲五月廿六日

奉建立別宮總社大明神宮殿一天泰平社願榮久國家安全萬民武運長久祈處

鳴谷出雲守

賤愚某壯歲此當社頽敗如何欲奉造宮雖雖雖微力愛國守 奥平大膳太輔公造金有寄附之群臣隨之國中賤賤無洩因之正徳元年中修造同八月廿一日有遷宮干時天災難遁乾明歲七月七日夜一時宮殿類燒是某有官位之望在京都巫女頂戴之暫登天神山既其身危火災免而已以是傳來記錄悉燒失固堪歎息矣且當所民家亦頗災燒也 干恥國守再難成建立憂爲費用金有寄附雖雖拜殿鳥居玉垣數箇所就災燒不得遂其趣意仍以國中衆民助力之功宮殿成就是偏神慮不少哉

鳴谷出雲守護言

社記「後冷泉院永承五年九月社建立訖宣ノ事アリ云々」と記せるものあり、果して然らば前款宮津明神は當社に比定すべきに似たりと雖も、當社の創建前記の如く寛永年中京極氏の勸請と云は、無論當社と宮津明神とは別箇の社といはざるべからず、隨て累代奉仕の神職も島谷家の家傳によれば永正二年乙丑九月造營棟札祠官嶋谷大祝慶長十七年壬子九月造營棟札島谷紀伊守寛永十四丁丑年七月五日吉田殿御許狀頂戴島谷紀伊守などあるも前掲宮津事跡記宮津舊記の記事によりて今之れを探らず、編者の信する同家歴代は

正徳二壬辰年七月十日吉田家ヨリ許狀頂戴
寶曆二壬申八月十九日同上二十日昇進

從六位 出雲守正秀
正六位下 上總介正規

明和二年十二月十二日許狀頂戴

從六位 相模守敬忠

天明元年辛丑年四月二十九日同

同 相模守明景

被柳原大納言男

同 長門守資前

文政三庚辰年二月十五日許狀

同 攝津守常民

天保十一庚子年正月二十六日許狀元治元年甲子三月五日

從五位下 能登守資民

元治元年甲子二月二十五日許狀同三月十八日位記頂戴

從五位下 加賀守資裕

又祭禮に就ては宮津事跡記

文政十亥年十二月上旬より東町分宮氏子共一統打寄相談之上何卒分宮神輿之儀九月十一日祭禮之節差出申度段申合せ其節分宮神主儀鳴谷長門は勿論氏子共一統累年願望ニ付衆議一決し殿様大阪御城代御勤役之節爲内願魚屋町油屋瀬平笠子三月上阪御家老御用人其外諸御役方御衆中の精々御内願申上置罷歸り四月同町小田屋與兵衛上阪仕内願いたし猶又七月十七日出立右與兵衛上阪いたし御家老鞍岡基助様有本助左衛門御用人關孫八郎様鈴木茂十郎様は神輿渡り之儀再願仕候(中略)然る處神主長門儀同年八月病死いたし悴重千代儀幼年ニ付講中一統相談之上竹野郡外村神主大和と申人後見に相頼み左之通願書相認差上申候

奉願口上覺

當社分宮之儀は寛永年中之經營ニ御座候而神輿之儀も其節造營に御座候右神事之儀は神職は勿論氏子共宿願に御座候而神輿渡り奉願於御城内 御城主様御武運御長久之神祭相勤め夫々氏子町内爲安全神輿渡り執行仕度段奉願度存念ニ御座候得共御城主様御國替繁ニ付可奉願時節無御座願望のみに相成候趣書留等は無御座承傳候神輿は其儘社内に相納時々修補候迄に御座候而神職代々空敷罷過候儀ニ御座候(中略)乍恐奉願上候例年九月拾壹日神事氏子町内神輿渡り於地主權現御社地に波濤揚御藏前齋磨所之神祭 御武運御長久之齋禱相整夫々神輿宮入仕様祭式奉願上度何卒宿願之趣被爲分聞召 御許容被成下候ハ、神職代々之種願成就仕冥加至極雖有仕合奉存候氏子共私同様之宿願に御座候右之段 御許容被成下候様奉願候 以上

文政十二年七月 日

分宮神主 嶋谷大和印

寺社御役所

覺

一、大神 樂 前々有來に而例年祭禮之節氏子中社内並年番に町内爲相舞申候

一、幟 一本 前々有來に而祭禮之節社内に建來り候幟之内に御座候

一、神 輿 神輿昇之儀別段對之浴衣に仕立て着用不仕平常之着類にて爲昇可申事

一、神 主 神官二人若黨一人草履取一人長柄傘

右之通召連れ罷出申度存候

一、笠 鉢 前々有來候間差出申度奉存候

一、太 鼓 前々有來に而例年前日當日氏子中に爲打來候義に御座候間差出し申度奉存候

右之通り新規に仕立候品は聊無御座不殘前々有來之品に相違無御座候神輿渡之儀 御免被成下置候は、右程之品は神輿通行道筋御旅所迄持出候義御免被成下候様御願申上候尤萬事實素專一に心得少も花美成義は仕間數候右之外ハ相減候儀出來不仕候間何卒何卒右之通御許容被成下候様奉願候 以上

文政十二年丑七月

分宮神主 嶋谷大和印

寺社御役所

また宮津舊記右願書附帶願書を掲げたり。

乍恐願口上覺

私共氏神分宮祭禮例年九月十一日に御座候處右社内に前々より神輿埋と相成罷在候ニ付何卒神輿渡之儀奉願上度段累年申蓄候得とも其儘

打過罷在候處此節御上様御怒悦の御時節にも御座候へば神主島谷大和より奉願上候通り御城下登々御繁昌賑神輿渡しの儀何卒厚以御憐愍
を以許容被成下置様奉願上候尤も神輿渡しの節大神樂幟一本神輿渡神主笠鉾太鼓の外華麗成儀一切差出し不申様可仕候間右願之通り被爲
仰付被下置候へ、氏子共續年の願望成就仕難有仕合に奉存候 以上

文政十二年八月

氏子總代

- 本町 寶萊屋 甚兵衛
- 同町 油屋 喜右衛門
- 魚屋町 油屋 彦左衛門
- 同町 栗加久屋 長治郎
- 萬町 香具屋 儀兵衛
- 同町 松屋 善兵衛
- 職人町 越後屋 利兵衛
- 同町 丸屋 九郎右衛門

右氏子共奉願上候通被仰付置候様仕度私共にも奉願上候 以上

本町組頭 儀兵衛

同町 同斷 市治

魚屋町組頭 瀬兵衛

同町 同斷 彌兵衛

萬町組頭 善右衛門

同町 同斷 卯左衛門

職人町組頭 伊右衛門

同町 同斷 安兵衛

本町名主 衣川八右衛門

萬町名主

細野嘉助
魚屋町 名主
藏内彦兵衛
職人町 名主
四川嘉兵衛

町御役所様

此の事に就ては山王より苦情あり、宮津事跡記 曰

右分宮神輿渡り之儀又政十一子年春方御願申上候様及相談候處山王神主牧伊勢加判無之而は不相成旨被仰付候ニ付東町中々山王神主の精々頼入候處分宮祭禮賑敷相成候而は山王祭禮衰微之基と可相成候間加判難出來候旨申聞承知不仕且又山王分宮氏子分々致候杯品々難題申懸り又は分宮祭禮之節俄藝又はれり物屋臺様之品決而不差出旨證文差入不申候中而は加判不仕杯種々難題申懸其上御役筋の種々分宮神輿願之儀差障り候得共東町氏子中は何分氏神の勤と存込み名主組頭氏子中厚く申合堪忍いたし西町より申懸候儀少も違背不仕西町方左之通り規定書下案差越右及違背候は、一切加判不相成杯申張候ニ付無詮方右規定書相認候文意左之通り

規定書の事

一、今般分宮祭禮之節神輿渡御願申上候儀西町中承知之上奉願上候杉末山王宮四月祭禮之儀彌古格之通無相違相勤可申候
 一、當時杉末山王宮と分宮氏子分之儀上は西堀川限り下ハ魚屋町之端限り金屋谷新町小川町横町東側魚屋町之内西堀川東側支配に御座候得共杉末山王氏子に相違無御座候
 一、分宮祭禮之節後に至り屋臺様之品差出申度願出候様相成候得は山王祭禮自衰行可申候と被申聞候條委細承知仕候後に至り候共屋臺様之品差出候義決而仕間敷候
 右之條々銘々共は不及申分宮惣氏子中に爲申聞前條之通後代迄無相違爲相守可申候爲後日規定書依而如件

文政十二年九月

分宮氏子惣代

職人町 丸屋 九郎右衛門
同町 越後屋 利兵衛
萬町 香具屋 儀兵衛
同町 松屋 善兵衛
魚屋町 油屋 彦左衛門
同町 栗加く屋 長治
本町 寶來屋 甚兵衛
同町 油屋 嘉右衛門
職人町 組頭 伊右衛門
同 斷

宮津藩年中行事九月の條に

十一日

一、分宮祭禮濟ニ付御祈禱之祓神主島谷大和方差上候事

三輪山世話人諸割合覺帳 曰

慶應四辰秋、御上御隱居候、格別の御思召且ハ御殿様京都御用濟にて目出度初御入城に付當祭禮日正四ツ時御入城の事、御祝言とし而大手入東御門出外側通龜ヶ岡御旅之事、別し而古今類なし最御與此上なき無事宮入ニ付御上様方組頭壹人世話人壹人御召出され御言葉被下置候。

また以て舊藩時代の模様を窺ふに足らん。

當社寶物として藏するもの

一、分宮大明神の軸物 關白一條忠良筆

箱書 千時文化八辛未年九月吉日
一條從一位右大臣藤原朝臣忠良公御染筆
右者當社鳥居御額御直書島谷三郎資前依願頭戴水々重寶申傳者也

一、分宮大神の軸物 本莊宗秀筆

一、太刀 二振 村正作

一、馬具、足踏、鞍、小笠原長殿作

鳥居その他の工作物左の如し。

一、鳥居 花崗石造明神鳥居高十四尺横明十二尺

銘曰 明治四十一年五月建立氏子中

一、石燈籠壹對 高七尺宮津城主奥平大膳太夫昌成御寄附

銘曰 分宮珍寶前石燈籠兩基 寄附之
從五位下大膳太夫源昌春
享保九丙申年十二月吉辰

一、石狛犬壹對 三尺二寸 傳同上御寄進

銘曰 享保三戊戌歲十二月吉辰

一、神馬 藤原邦毅

社殿拜殿その他建築物は明細帳に詳かなれば再び贅せず、氏子千百四拾貳戸、明治四十年三月一日京都府告示第八十四號を以て神饌幣帛料供進神社に指定せられ、爾來例祭、祈念祭、新嘗祭に宮津町より神饌幣帛料を供進し町長供進使として参向すること、し永例となれり。

三、稻荷神社 附 古稻荷

稻荷神社、宮津町字京街道小字大久保鎮座、村社、祭神倉稻魂命、慶長四年十一月の勸請なりといふ。

宮津舊記 曰

慶長四亥十一月朔日細川越中守忠興公心願に依て菅野村孫四郎稻荷大明神を城下職人町大久保へ御引移被遊是則今の古稻荷の地なり。また神職に就ては宮津事跡記に

慶長四己亥十一月細川忠興公神之御告に仍而菅野村孫太郎山稻荷明神を下宮津の市場に御引移し相成候然ル處一色家幕下竹野郡島村元城主坂根修理進が弟を下宮津に分家させ孫太郎稻荷の宮守とす。

當社に關する資料の主なるものを次に列擧す、

丹後一覽集 曰

稻荷大明神 在宮津大久保
祭神 命婦 野狐孫太郎

慶長四年細川忠興寄願の事ありて神殿再興あり夫より例月午日長久の祝詞おこたらず云々。

與謝郡誌 曰

稻荷神社

宮津町字京街道、村社、倉稻魂命、保食命、配祀武甕槌命、經津主命、大山祇命、慶長四年細川忠興靈夢を感じ筒川庄菅野村の太鼓岳より大久保に勧請し其後寛永二年京極侯今の地に遷し文化十年本庄宗發公社殿を再建す云々。

宮津府志 曰

稻荷社 在大久保

鎮座年曆未詳

坂根石見

社記曰勸請ノ始知レズ慶長四年細川忠興公寄願ノ事アリテ神殿再興アリヨリ例月午ノ日長久ノ祝詞オコタラズ寛永二年京極公當城造築ノ時マテハ大久保山ノ北ノ端ニアリ大久保山續ハ田中村ニテ則其村ノ氏神タリシ所此田中村ヲ此時有田村ノ前船山ノ下エ移サル當社ハ其マ、殘レリ其後社ノ上宮津川ノ流傳ヒ東ノ山端岩根ヲ北エ一筋ニ流レ落チ此地地後ハ山前ハ清流ヲ帶テ誠ニ清淨ノ神地ナリシ所ニ向シコロ此川筋ヲ東エ移サル今ノ追手川筋是ナリ又大久保山東エ出張ノ分殘ラズ海面エツキ流シ平地トシテ町屋續ノ地トナルコレニ依

テ當社也此時北ノ山端ヨリ今ノ地エ移シ祭ル此神座ノ跡今ニ殘リテ大久保山ノ北ノ端ニ小社アリ今京海道新長屋ノ裏山麓ノ小社是也

祭日 二月初五日
九月初八日

末社 二座 粟島明神 祭日三月三日
翁社 號ニ抱齋神勸請神祕

丹哥府志 曰

大久保稻荷大明神

祭 初午九月二十八日

丹後細見録 曰

稻荷大明神社 宮津大久保

命婦野狐孫太郎

慶長四年霜月朔日細川忠興有寄願時命婦孫太郎細川家之榮行事告有之依再建立例年例月午日毎祝詞

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津字大久保

村社 稻荷神社

一、祭神 稚産靈命、保食命、大山祇命、武甕槌命、經津主命

一、由緒 勸請年曆不詳慶長四亥年舊領主細川越中守祈願ニ依テ北大久保ノ地ニ小社在シテ再建被致候爾後寛永二丑年京極丹後守今ノ社地へ被移候爾後領主代々崇敬之神社ニ有之候明治六年二月村社ニ被列

一、社 殿 正面壹丈八尺 妻三間
一、拜 殿 正面三間五尺 妻貳間貳尺

- 一、手水鉢上舎 正面壹間 裏四尺五寸
- 一、表門 正面壹間四尺三寸 裏壹間三尺
- 一、境内 貳百五拾貳坪 地種民有地第二種
- 一、境内末社 六社
 - 保食神社 祭神 保食神 由緒不詳
 - 倉稻魂神社 祭神 倉稻魂神 由緒不詳
 - 翁神社 祭神 不詳 由緒不詳
 - 梅宮神社 祭神 木花咲耶姬命 由緒不詳
 - 稻荷神社 祭神 倉稻魂神
 - 粟島神社 祭神 少彦名命 由緒不詳
- 一、氏子 三戸
- 一、管轄廳迄距離 三十壹里三拾壹町

右神社受持日吉神社祠掌

牧正就

境内末社六社の内資料の徴すべきもの粟島神社のみ宮津日記 曰

享保三癸亥三月三日大久保本社傍ニ粟島明神ヲ祭候

宮津藩年中行事に

正月九日

一、祈年穀之祭り大久保稻荷神主に被仰付日取書付を以日限伺出ル

九月二十八日

宮津舊記 曰

一、大久保稻荷祭禮濟ニ付御祈禱之御札神主坂根肥前方差上之

文化十曾年五月七日より九日迄大久保稻荷社再建之町中より地築に罷越町々より獻上物又は俄様の練物差出町中殊の外賑々數礎築に罷越申候。

また社地貢租御免に關し寺社免除高取調帳に

大久保 稻荷社

一、米四斗九升

有田村

但シ社地之分

前々定納年貢米明和八辛卯年方御免除

とあり爾來御免地となりて維新に至り社格は明治六年二月舊豊岡縣より村社に列せられたり。

附 古稻荷

古稻荷は大久保稻荷の舊地なりとて今宮本町に小祠鎮座あり、前掲宮津舊記「菅野村孫四郎稻荷大明神を城下職人町大久保へ御引移被遊是則今の古稻荷の地なり」また宮津府志の「大久保山東エ出張リノ分残ラズ海面エツキ流シ平地トナシテ町屋續キノ地トナル之レニ依テ當社モ此時北ノ山端ヨリ今ノ地エ移シ祭ル此神座ノ跡今ニ残リテ大久保山ノ北ノ端ニ小社アリ今京街道新長屋ノ裏山麓ノ小社は也」といへるもの即ち古稻荷なり、丹後一覽集大久保稻荷の條末段、

北の端より今の地へ移し祭る此神座の跡今に残りて大久保山北の端に小社あり今京街道新長屋の裏山麓近藤某が宅地の前の小社はなりも
まやしろ稻荷といふ。

丹哥府志 曰

古 稻 荷 京街道

古稻荷は大久保稻荷の舊跡なり。舊社の跡に小祠を建つ是を古稻荷といふ古稻荷の後山を天神山といふ密嚴寺の境内なり天満宮の社後
より登り古稻荷へ下る其山にも亦稻荷の社あり社の前後一望清快の地なり。

此の一望清快の天神山は安政年間龜ヶ岡と共に島崎砲臺築造の爲めに削られ櫻樹を植へて今櫻山といふ。
神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津宮本町

無格社 稻荷神社

一、祭 神 倉稻魂命

一、由 緒 大久保稻荷神社ノ舊地ニテ此所ヨリ大久保へ遷座ノ由

一、社 殿 梁行二間三尺
桁行壹間四尺五寸

一、境内坪數並地種 百貳坪 民有地第一種

一、境内神社 一社

宇都貴神社 祭神佐陀毘古命 由緒不詳

一、信徒 人員 三十人

明治十五年一月

右神社受持日吉神社祠官

牧 正 就

四、天満神社 附 惠比須、秋葉祠

天満神社、宮津町字萬町小字櫻山鎮座、(寫眞参照) 村社、祭神菅原道眞公、祭日二月二十五日とす。

宮津府志 曰

天 神 社 在萬町

祭神 菅公木像 成就院

末社 一座

相傳云此神像ハ元大関秀吉公尊奉シ玉ヒ後松ノ丸殿エ傳ヘラレ又松ノ丸殿ヨリコレヲ京極高廣公エ傳ヘラル高廣公此國ニ主タルノ時當
社ニ祭り玉フトナリ

別當成就院者眞言宗嵯峨大覺寺末寺也號ニ大窪山密嚴寺ニ本尊不動明王

丹哥府志 曰

天 満 宮 鍛冶屋町

天満宮の社は處々にこれありといへども多くは是書畫の二つにあり此社に祭る所は書畫の二つにあらす菅公の木像なり、抑此神像は何
人の作なる事を詳にせず蓋し太閤秀吉の祭る所なり太閤之を松の丸殿に傳ふ松の丸殿より又之を京極高廣に傳ふ、元和年中京極高廣宮
津の刺史となる後新に神籬を築きて其神像を爰に納め奉るといふ、 祭二五九月廿五日

大窪山密嚴寺 眞言宗
天神の別當

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津萬町字櫻山

第四編 第十章 宮津の神社

七七三

一、祭神 菅原道真公

一、由緒 當社往古ハ山上ニ鎮座在之候處寛永五戊辰年領主京極丹後守社殿再建有之或日此神像元大閤秀吉公尊奉シ玉ヒシナ後政所松ノ丸殿へ傳ヘラレ松ノ丸殿ヨリ京極高廣へ傳ヘ玉フ高廣此國ニ領主タル時はナ當社へ納メ祭ルト云フ勸請年曆不詳明治六年二月村社ニ被定置

一、社 殿 梁行四間三尺 桁行四間

一、境内坪敷地種 三百七十七坪 民有地第二種

一、境内神社 二社

惠美須神社 祭神 事代主神

稻荷神社 祭神 倉稻魂神 祓戸四柱神

一、信徒人員 五十人

明治十五年一月

右神社兼勸日吉神社祠官

牧 正 就

宮津郷土誌 曰

天満神社 村社

位置 宮津町字萬町櫻山

祭神 菅原道真公

祭禮 舊曆二月二十五日

沿革

古昔元龜天正の頃豊臣秀吉が尊奉し職陣に臨む毎に肌身を離さず西は島津征伐東は小田原攻撃の時も此神靈の守護あり殊に山崎の吊戦の如きは厚く尊奉せり其後天下全く平定して政所松の丸は又侍臣京極高廣に授け高廣は其父高知の遺命に依りて宮津城々主となるや豫て松の丸より下されし神靈を吾が寢所に齎し祭るは其の神靈を汚すものなりさて地を櫻山にトし社地となし別當大窪山密嚴寺をして祭らしめたり今密嚴寺なく只この神殿のみ。

與謝郡誌 曰

天満神社

宮津町字萬四百七十四番地鎮座、社格は村社にて祭神は菅原道真、配祀事代主命、祓戸四柱、火産靈命神像は元豊臣秀吉の祀る所にて之れを政所松の丸に傳へ、松の丸之を京極高廣に傳ふ元和年中高廣田邊より宮津に移り其の歸依僧有榮法印を田邊圓隆寺の成就院より宮津に招き、如願寺塔頭に密嚴寺成就院を建てしめ奉祿二百石を附して神像を祀らしむ、明治維新神佛割判により別當寺院を離れて獨立し六年二月十日豊岡縣より村社に列せらる。祭典三月二十五日。

當社寶物

一、天満宮繪圖御傳記

三卷

一、天満宮軸物

壹幅

一、同 後陽成天皇御宸筆

壹幅

一、同 後水尾上皇御宸筆

壹幅

一、渡唐神像 狩野永徳畫

壹幅 山崎某贊

一、不動尊像 巨勢金剛筆

壹幅

一、同 湛海上人筆

壹幅

神殿流造櫻材勾欄付樽葺建坪壹坪八合、拜殿入妻造檜材樽葺建坪五坪、瑞垣之を圍り中に瑞門あり。

鳥居 花崗石明神型高十一尺横明九尺

銘 四民鴻向 華表巖々 寶永六歲次己丑秋九月廿五日
柱石堅固 福祚肇基 大窪山主瑜珈者 祐辨銘焉
宮城鎮護 普神靈祠 爲東道正猷院○肩壽者也
○千歳 明於朝暉 施主○○○

鳥居 同上 高十二尺横明十尺

銘 明治壬寅五月一千年祭執行之日建之
今林仲藏 同直吉 世話人 石工 藤田光五郎

石燈籠 五對

内鳥居前にあるもの花崗石造宮立形高六尺一對

銘 奉燈 萬町講中
安永五丙申歲五月

鳥居内にあるもの花崗石造宮立形高六尺一對

銘 天保十二年丑八月吉日 大和屋藤兵衛
寶來屋義八定客 壺屋利兵衛

出雲石造春日形高六尺一對

銘 漁師町青年

拜殿前にあるもの出雲石造春日形高六尺一對

銘 明治三十五年七月 新濱中

瑞垣内にあるもの花崗石造高五尺一對

銘 天保十二年丑五月吉日 水屋彦右エ門
伊勢屋喜八金四郎 三河内屋平八郎

紀念碑 二基

内社頭にあるもの花崗石江戸切柱石一尺四寸角高十二尺

銘 菅公千年祭紀念 明治三十五年五月 宮町青年

祠傍にあるもの高巾四尺自然石

銘 千年祭紀念碑 明治三十五年七月建之 蛭子青年

狛犬 三對

内一對鳥居内にあるもの出雲石高四尺

銘〔明治三十五年五月〕
明神山

拜殿前にあるもの同上

銘〔明治三十五年五月〕
白柏青年

瑞垣内にあるもの同上

銘〔明治三十五年〕
宮本町中

銅牛 壹座 高花崗石臺共五尺

銘

〔明治三十五年五月一千年祭獻之〕
宮津町字萬櫻山 寄附人三上勘兵衛(以下三十二名省略)
天満宮 世話人 太田伊兵衛(以下二十一名省略)
明治三十五年壬寅歲五月二十五日
鑄造師 大阪南堀江住 新藤鼎山

境内梅櫻多く賽者四時絶へず。

附 惠比須

天満神社境内惠比須神社あり、舊宮津藩の米會所内に祭りありしを文久元年藩主龜ヶ岡に遷さんとする内
意ありしも果さず廢藩後當櫻山天神境内に移したるものなり。

宮津郷土誌 曰

惠比須神社 無格社

位置 宮津町字萬町 櫻山天満神社境内

祭神 事代主命

祭日 舊十月二十日

沿革

舊宮津藩主本莊宗秀の創立にして元宮津米會所内にありしを明治四年今の處に移し其神靈は宗秀の眞筆なりと。

附 秋葉權現

もと小川町新町今の有樂館の西方に秋葉の祠あり山伏善性院守護したりしも廢絶し今當社に合併せり。

丹哥府誌 曰

金刀比羅大權現 見性寺境内

秋葉大權現 金刀比羅の次別當善性院

神社明細張 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津萬町

無格社 秋葉神社

一、祭 神 火産靈命

一、由 緒 不詳

一、社 殿 間敷桁行二間三尺梁三間

一、境内坪數並地種 七坪五厘 民有地第一種

一、信徒 人員 拾七名

明治十五年一月

尙ほ金屋谷稻荷の祠あり。
神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津金屋谷

無格社 稻荷神社

- 一、祭神 保食神
 - 一、由緒 不詳
 - 一、社殿 梁行五尺 桁行四尺
 - 一、境内坪數竝地種 十坪 民有地第一種
 - 一、信徒人員 七拾五名
- 以上

五、猪岡八幡社

猪岡八幡社 城東村字宮村小字猪ノ岡鎮座、(寫眞参照) 村社、祭神應神天皇、神功皇后、玉依姬命四座、弓矢の守護として累代宮津藩主崇敬あり、氏子三十七戸。宮津藩年中行事八月の祭

十六日

一、宮村猪岡八幡御祈禱の御札別當寶性院より差上候事
とあり別當寶性院は如願寺の塔頭なり宮津府志 曰

八幡宮 在與謝郡宮村

祭神 別當如願寺 寶性院

社記曰長和五年從二城州石清水勸請スト云

按長和三條院年號而五年壬子至今茲寶曆十一年辛巳迄凡七百四十六年也

丹後宮津記 曰

八幡宮 宮村の山に有城下より半里南別當如願寺中寶性院

當社は城下近所なる故に毎月十五日參詣多し八月十五日は就中群集せり小き社ゆへ祭禮なし山内に城跡あり。

與謝郡誌 曰

八幡神社

城東村字宮村小字猪岡鎮座、村社、祭神應神天皇、神功皇后、玉依姬命、長和五年十一月朔日國司丹後守藤原保昌城州石清水正八幡大菩薩を勸請す云々、社後の山頂天正六年細川藤孝丹後平均の命を受けて入國の際陣地を設けて一色と戦ひ有名なる古戰場あり、累代宮津城主の尊信ありて社殿の再興社領寄進祭具奉納參拜又は代參等あり、宮津如願寺塔中寶性院之れが別當たり明治初年別當を離れて村社に列せらる氏子三十七戸八月十五日放生會祭典執行す。

華表銘

正八幡宮華表造立社頭不朽威光自在別當寶性院祐慶謹誌
鎮護國家萬民豐樂
岩文化七庚午年八月吉祥日 總御家中並諸組中

石燈銘

八幡宮常夜燈 奉納 大乗妙典三部
天保四年四月吉日 願主 津國屋喜八 (本願主家喜八) 本願主家喜八
第四編 第十章 宮津の神社

社藏寶物、古刀(雲刻住太宗)短冊(本莊宗秀室松子)及本莊寄附の幕、提灯等あり八月十五日放生會例祭を行ふ。

追加

大正十三年五月九日京都府告示第三二八號を以て神饌幣帛料供進神社に指定せられたり。

六、宮村祇園社

宮村の祇園今八阪神社と云ひ同村同字小字高尾田に鎮座し素盞鳴命稻田姫命を祭神とす、城州愛宕郡八阪郷なる薬師寺より祇園牛頭天王を勧請せし由なるも年曆を詳かにせず、社傳文永年間悪疫流行に際り當社勸請尊敬によつて殲すとありて祭典も八阪祇園社に倣ひ六月七日十四日に執行し神樂を奉納せり。宮津府志 曰

祇園社 在同村(與謝郡宮村)

祭神 牛頭天王

末社 一座 稻荷宮

鎮座 年曆未詳

與謝郡誌 曰

八阪神社

城東村字宮村七十六、七番地鎮座、村社、祭神素盞鳴命、稻田姫命、文永年間悪疫流行の際薬師寺を建立し京都八阪の祇園社より牛頭天

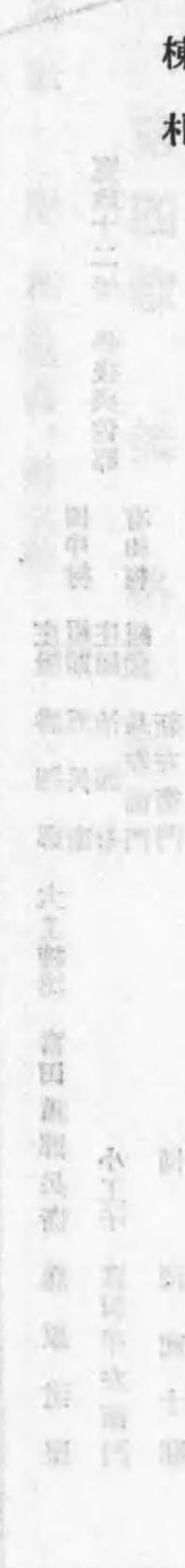
王を勧請せしも別當薬師寺衰へ祇園の祠宇も從て傾き寛文十一年春纒かに社殿を興したるも薬師寺は恢復すること能はず、後世正印寺に移轉せしか合併せしか不明なり而しながら正印寺山號を東光山と號するより見れば當社と因縁絶無にはあらざるべし、延寶三年三月福宜猪岡傳兵衛前堂を建立せんとせしことは記録に徴すべきも其他不明なり、實曆十一年六月十八日社殿再興天保十三年晚秋領主本庄公神木を伐採して城郭の用材に供せんとするや杣夫運搬人足その他關係者殆んど横死せしことありて爾來尊信篤く明治初年領主宗武公不豫の際祈願あり御平癒の後御父母君姫君御同道御參拜幣帛供進其後數次神寶祭具御獻納あるなど有數の神社にて寺社御調帳宮村八幡植田出雲、明治六年二月村社に列せられ拜殿籠屋等あり、氏子二十四戸祭典四月十五日云々。

天保十三年安政四年五年明治二年十二年悪疫流行の際の如き衆庶先を争て當社に祈願せりといふ、社寶として、神號軸物一幅(本莊宗秀)和歌冊子一冊(本莊宗發母堂喬子)鳥居額面、幕、提灯(本莊宗秀)等藩主寄附に係るもの今に藏せり。

七、其他下宮津の神社

瀧馬神社は城東村字瀧馬小字宮垣に鎮座、祭神水波女命、有名なる金引瀧の下端にありて瀧端明神、瀧場若宮また單に若宮明神ともいへり、固と有田村田中村の氏神なりしも明治十八年二月兩村合併瀧馬村と稱するに至り神社も瀧馬神社と稱す。

當社棟札



寛政十二年 丹後與佐郡 田中村 庄屋 勝四郎 大工棟梁 富田重郎兵衛 藤原道堅
 有田村 組頭 長左衛門 小工子 富田平左衛門
 新左衛門 同 同和十郎

樽牌奉鎮若宮神社天神地祇八百萬神天壤無窮五穀成就神籬安寧禳処也

市左衛門 木挽 忠兵衛
 仙四郎 圓治 耶
 忠四郎 嘉七
 重右衛門 屋根工 仁兵衛

庚申六月廿一日

世話人

此の他下宮津地内には惣の國名賀神社、皆原の熊野皇神社、山中の日吉神社、波路の鍵守神社、獅子崎の高津神社等あり、みな村社なり

國名賀神社 城東村字惣小字駒ヶ坂鎮座、祭神火産靈命、與津彦命、與津姫命の三柱とす、元三寶荒神と稱し境内現存瀨間氏寄進の石燈籠三寶大荒神と刻せるものあり明和二年酉九月十八日家中より寄進の石燈籠文化十四年建造の鳥居あり、當社一説一色義清の靈を奉祀せりと云ひ神社の紋章も一色家の紋所を用ふといへり。氏子四十一戸例祭九月十六日。

熊野皇神社 城東村字皆原小字轆轤鎮座、もと熊野權現を祀りし處元治元年八月朝日明神、三寶荒を當社に合祀して今祭神伊弉諾命、木花咲耶姬命、火彦靈命、與津彦命、與津姫命の五柱を祀る。氏子三十三戸例祭四月十五日。

日吉神社 同村字山中小字小島、祭神大山昨命往昔山王權現を祭りしも勸請年曆不詳弘化四年八月社殿再興氏子二十一戸例祭四月十五日。

鍵守神社 同村字波路、祭神天手力雄命蓋し社側巨石怪石起伏して自然の巖窟を爲せるより俚人天の岩戸を聯想し窟前に手力雄命を祀りしなるべし。氏子八十戸例祭同日。

高津神社 同村字獅子崎小字一丁田、祭神丹哥府志に三寶荒神を祀るとあるも維新後は不詳とせり氏子十八戸例祭十月六日。

八、上宮津の神社

上宮津村は大字小田、喜多、今福の三ヶ部落なるも各字とも更に小字山間に散在せる爲め村社頗る多し、關ヶ淵の布徳神社及び愛宕神社、寺屋敷の富久能神社、辛皮の山神社、喜多村の生野及び天満神社、今福の荒木神社など皆明治六年二月村社に列せられたる神社なり。就中富久能神社は延喜式の布甲神社なりとの説あり、愛宕神社はもと法光寺教海上人の勸請に係り宮津上下の總鎮守なりとて崇敬頗る篤かりしも維新後法光寺を離れて以來は舊時ほど神徳振はず。

第四款 無格社

一、愛宕神社 附 池谷稻荷、御女社

宮津町金引山に鎮座、もと如願寺威性院鎮守として山頂に將軍地藏權現を祭りし所、明治維新神佛剖判により過遇突智命を祭神として愛宕神社と稱するに至れり、如願寺舊威性院跡より登ること凡そ二町高燥典雅にして眺望極めて絶佳なり。宮津府志に曰

愛宕社 在葛屋町西南山上

別當如願寺

威性院

宮津日記下巻 曰

享保七、五月廿二日朝七ツ時金引山愛宕堂焼失町々騒ク

丹哥府志 曰

愛宕權現

愛宕權現は如願寺の鎮守なり、池の谷より山に登る凡二町餘社の後山に金引山といふ山あり、よつて金引山愛宕權現といふ。

龜ヶ丘鐘樓時鐘銘 曰

奉興鑄

金引山

愛宕大權現

丹後國與謝郡

宮津庄

別當嚴松山 如願寺

威性院現住 比丘阿闍梨快純

右以城下並講中志施令成就者也

花屋妙香

草心常空

本願主

鑄物師宮津住人

藤原朝臣木崎與三左衛門次廣

柔感光軟

地藏念佛講中行者

乳木

息災延命火難消滅

如意満足祈所

享保十乙己曆

四月吉日

享保七年五月炎上同十年四月再建當時の鑄造なるべし。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津萬年町字金引山

無格社 愛宕神社

一、祭 神 詞遇突智命

一、由 緒 不詳

一、社 殿 梁行壹丈四尺
桁行壹丈四尺

一、境内坪數竝地種 百貳拾坪 官有地第一種

一、信徒人員 百四拾人

以上

明治十五年一月

例祭六月二十三日、町在信仰厚く賽者頗る多し社殿拜殿の外重なる工作物

一、鳥居 花崗石造明神形高十尺横明九尺

銘 巖巖愛阜 維神千止 茲鎮祝融 撤斥饑魅
夕嵐翻浪 曉松奏翠 斬斬華表 千祀萬祀
享保十七歲壬子秋九月 金引山主威性院沙門快純諱焉
作者 津田三四良

附 御茶山稻荷

瀧上山の麓如願寺の背後にあり京極侯及び永井侯此地に御茶亭を設けられしより爾來御茶山と云ひ本莊御

稻荷神社を勸請して瀧上山稻荷又は御茶山稻荷といふ。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津萬年町字瀧上山

無格社 稻荷神社

一、祭 神 保食命

一、由 緒 寶曆年度舊領主本莊家入國ノ際官林鎮守ノ爲メ勸請有之由申傳フ

一、社 殿 梁行貳間貳尺
桁行壹間五尺

一、藏 屋 梁行
桁行

一、境内坪數竝地種 七拾坪 官有地第一種

一、信徒人員 拾五名

以上

境内工作物の主なるもの

華表 石造明神形高七尺横明六尺一基

銘 奉納
明治三十五年二月

水鉢石 高二尺五寸一基

水銘〔元治元年四月
世話人 松原施主某

萬年新地奥に鈿女神社あり慶應三年同新地開拓と同時に祀られたるものにて

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津萬年町新地

無格社 鈿女神社

一、祭 神 天鈿女命

一、由 緒 不詳

一、社 殿 梁行壹間四尺
桁行壹間三尺

一、境内坪數竝地種 三拾坪 民有地第一種

一、境内神社 一社

一、信徒人員 倉稻魂命 由緒不詳
四拾五人

以上

社内棟札を藏す 曰

慶應三丁卯歲 大宮司牧大和守從五位下 藤原朝臣正就敬白

表

奉勸請鈿女大明神御武運長久國家安穩郭中繁榮諸願成就修

夏四月十三日

嫡男 同苗泰千代
集官 坂根右兵衛

裏

萬年町新地掛り年寄

御社掛り

三上金兵衛

品川菊五郎

山本善哉

元結屋長兵衛

名主

大美嘉兵衛

三上宇兵衛

河邊屋與兵衛

殿村五兵衛

二、秋葉神社 附 川向稻荷

秋葉神社は宮津町字川向の烽火山に鎮座、火産靈命を祭る、往昔秋葉三尺坊大權現と號し火災鎮護の神として上下の崇敬あり、社頭鳥居の額「烽火山」は藩主松平資恭の筆なりといふ、七月二十七日例祭頗る賑はし。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津川向町字烽火山

無格社 秋葉神社

一、祭 神 火産靈命

一、由 緒 不詳

一、社 殿 梁行壹丈三尺
桁行壹丈三尺

一、境内坪數竝地種 六拾四坪 民有地第一種

一、境内神社 貳社

第四編 第十章 宮津の神社

稻荷神社 祭神 倉稻魂命 由緒不詳
 天滿神社 祭神 菅原道真公 由緒不詳
 一、信徒人員 百人
 以上

社殿内陣棟札を藏す次の如し

表

奉葺替烽火山秋葉大権現

彌天下泰平風雨順時五穀成就
 今上天子御寶祚萬々歲公卿百官
 及征夷大將軍御安泰當御領主御
 家運長久萬民安穩火災消除別而
 願主講中祈願成就登夜守日守護
 幸給登畏々申
 神主 牧伊勢正藤原時睦 敬白

裏

正遷宮 願主世話人

文政二己卯年 萬町一番組講中 川向町 上組講中
 五兵衛 同 二 川向町 中組講中 葺替料
 清三六 三 獵師町 上組講中 十三貫文
 德三郎 四 同 中組講中 屋工
 卯平次 同 川王下講中 小坂嘉七
 十一月十八日 横町講中 同儀八

宮津郷土誌 曰

秋葉神社 無格社

位置 宮津町字川向小字秋葉

祭神 火産靈命

祭日 七月二十七日

境内外重なる工作物は

一、社頭 石燈籠四重臺高十二尺壹基

銘(天保三壬辰三月十七日
 世話人 大利、船長、米治、小坂、由伊、宇徳
 運 淨留理、魚力、魚勇、魚龜、魚鳥、魚里、魚笑、若重、八三
 三絃、千四、豊吉)

一、石鳥居 明神型一基(額烽火山松平資謹書)

銘(嘉永五年 願主 御家中總町中
 壬子三月吉日 世話方 萬町步組、川向町中)

一、狛犬 壹對高五尺

銘(明治三十七年五月 安達鶴藏(外七名)佐藤和藏(外七名)
 世話人 樺田中治郎、小丸善太、松本市兵衛(外書略)

一、石水鉢 壹個

銘(萬町上二組
 寛政由卯年九月吉日)

一、六角石燈籠高四尺一對

銘(紅葉山)

附川向稻荷

稍西方に川向稻荷あり。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津川向町

無格社 稻荷神社

一、祭 神 倉稻魂命

一、由 緒 不詳舊領主本莊家入國ノ節遠州濱松ヨリ勸請ノ由申傳フ

一、社 殿 梁行貳間一尺 桁行壹間三尺五寸

一、境内坪數竝地種 四拾四坪 民有地第一種

一、信徒 人員 三拾貳人

以上

三、龜ヶ岡太神宮 附 德若稻荷、金刀比羅社

龜ヶ岡の地もと砂山と云ひ白柏町の邊まで突き出で、鬱蒼たる森林なりしを開墾して畑とし、頂上稻荷及び金毘羅の小祠ありしが後ち藩主島崎砲臺築造の爲めにこれ等神祠を山下に降し此の山の土を削り龜丘と命じ砲臺竣成後波止場にありし地主権現を丘上に移したるに濫觸し爾來幾變遷の後今日に至れり。

丹哥府志に曰

砂山

山の北を白柏東を横町南を小川町西を吹屋谷といふ四方皆市街にして中に山あり山の高さ僅かに二三丈東西一町餘山の上に平地あり稻荷大明神を安置す社の前に溪あり紅の溪といふ其の溪に橋を架す橋を渡りて月色江壁共一樓といふ樓あり抑も此山開けてより未だ幾ならず追々繁昌なる勢なり是非は斯くありたきものなり。

宮津舊記 曰

一、嘉永六癸酉年三月二十日頃白柏砂山御取拂被仰出惣町中順番に罷出波止場濱手へ持運賑々數云々

一、安政三辰年九月十二日より島崎御城裏に御砲臺御築立に相成御殿様始め御家中一統日々白柏砂山竝に古稻荷山土砂御持運被遊候に付町在よりも爲御手傳罷出千人二人又は三千人づゝ罷出土砂持運翌巳年過申出來上り郷中人足都合十五萬人計見込にて御高割にて巳三月より郷中日々三百人づゝ九月まで罷出云々

一、文久元酉年九月下旬に至り御上様より町在へ仰出され候には砂山地所此度龜丘と改名大久保稻荷水番稻荷地主権現竝に萬町天満宮竝に稻荷共右砂山跡へ遷座の儀竝に町在申合地ならし致し早々右社不殘引移し且又米會所蛭子社是又同所へ遷座取計申べき旨被仰出(要抄)

村田安藏記録 曰

一、文久元辛酉年九月下旬砂山地所ヲ龜丘ト改メ大久保稻荷古稻荷水番稻荷地主権現萬町天満宮竝稻荷共遷座ノ内命有之米會所蛭子モ同様ナレ地主権現ハ遷座ノ上ニテ龜丘神社ト稱ス其後龜丘ハ「キキユウ」ト唱ニ付龜岡トスヘシト領主ノ命ニヨリ尤龜丘ノ文字ハ梶川大窪ノ取調ナリ、龜ヶ丘ハ宮津城内ニ昌國神社アリテ鶴賀山ト云ヒシヨリ之ニ對シテ云フ。

宮津郷土誌 曰

梶川景典の筆蹟に係る燈籠に龜岡と認めず龜丘とあるは始め龜丘と命名せしも漢音危急なるを忌み後に龜岡に改稱せられたるなり龜ヶ岡は龜賀山に對する命名なり、龜ヶ岡の下に祀れるは德若稻荷にて砂山の上でありしものなり御利益あらたかにしてこの稻荷を念する時は怪我せず、龜ヶ岡となりしより以來數十尺の上より落ちたるもの幾人なるを知らずと雖も曾て一人の傷者を出さず之れ全く德若稻荷の御神徳なりと云傳ふ。

斯くの如くして出来たる砂山の龜ヶ岡へは波止場の地主権現を遷座せしも他の神社は移すに至らず、而して其の地主権現は村田安藏記録に

一、文化七庚午年十月二十八日波濤場ニ而地主権現始テ勸請シ殿棟ヲ安置ス則白柏町元結屋新兵衛世話方也神主同様ニ被仰付御社建立有之毎月二十七日夜ハ河原町筋市店夥數差出シ賑數相成申候

また丹波府志に曰

地主権現

文化中宏道公大に倉裏を開き波止場といふ處に二倉を建て許多の米穀を納め窮を救ふに備ふ一は救窮手當米なり一は臨時手當米なり今日飲食に乏しきものは一俵二俵を賜ふ融通に窮するものは之を借り用ひ富て志あるもの米穀を納めんを欲するときは之を許す元より穀の多少に拘らず年々餘りあれば此倉に納む是を積添米といふ平年と雖も澤を蒙るもの跡からずまして四五年前の飢饉には之によつて命を助かりしもの擧て數ふべからず於是倉を彌刃の神社と合せ祀り地主権現といふ二倉の前にあり祭八月二十八日年々相撲を擧行す又六月には納涼會とて二倉の前に舞臺を作り市街の藝妓相集りて夜々歌舞をなす。

藩主宗發侯救荒貯蓄米積立を實施し米粟を波止場に設けて營々救助の徳を布きしより領民仁徳に服し社祠を構へて侯を祭りしも文久元年九月元砂山を龜ヶ丘と改め波止場の社祠を移す、然るに明治六年一月豊岡縣

宮津支廳より神宮及び朝憲御祭典遙拜所として現建物(桁行三間五、分梁行貳間)を建造するに當り稍北方に位置を變じ昌國神社といふ、編者聞説らく當時神宮教會設立に際り其神通事務分局設置の候補地三丹地方廳所在地の關係上豊岡町に内定の噂あり、舊藩主本莊宗秀曩きに營々此地を平けて波止場の祖神を移し今神宮大宮司の要職にあり、廢藩後の町勢衰微を憂ひ神道事務局を茲に置き能ふべくんば神宮の分靈を奉祀せんと希望ありて明治九年正月神宮司應員を巡視せしむ、小西長兵衛西田義兵衛三上勘兵衛正本彌兵衛諸氏相携へて應員を宿所西川善藏に訪ひ縷々懇請する處あり、遂に事務局を此に開きまた本莊侯は神宮祭主近衛忠房に請ひ聽て神宮の御分靈を仰ぐこととなり正面神殿を構へて奉祀し龜ヶ岡皇太神宮と尊稱し宮司籠神社神官荒川政風、禰宜籠神社主典大原美能野分宮祠掌島谷資民等奉仕せりと、爾來近衛忠房本莊宗秀の徳を崇めて神宮に配祀することとなせり、本府社寺課神社明細帳此の太神宮を神武天皇遙拜所と爲して神社とせず。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津小川町字龜ヶ丘

神武天皇遙拜所

一、由

結

神武天皇孝明天皇神宮神嘗祭都ヲ朝憲御祭典遙拜所也明治六年一月舊豐岡縣宮津支廳ヨリ設立ニ相成リ縣官始メ市街人民一般ノ遙拜所ト被定置候

一、建

物

間敷桁行三間三尺梁貳間

一、境内坪數並地種

三拾坪 民有地第一種

- 一、信徒 人員 貳千五百名
- 以 上

明治十七年五月

同帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津小川町字龜ヶ丘

無格社 昌國神社

- 一、祭 神 舊領主本莊家祖先神靈

一、由 緒 文政年度宮津市中人民領主本莊家爲報恩之ヲ勤請シ後神宮教會所神道事務局設立ノ際ヨリ境内ノ鎮守トス

- 一、社 殿 梁行貳間
- 一、拜 所 桁行壹間半
- 桁行壹間貳尺

一、境内坪敷地種 百貳拾坪 民有地第一種

一、信徒 人員 貳千四百五拾人

明治十七年五月

斯くて舊砂山新陳代謝して今稀有の遊園地をも兼ねるに至れり橋立みやげ 曰

龜ヶ丘、宮津町の西端に在る小丘にして皇太神の祠あり丘上廣瀾にして眺望によろしく北は天橋の勝景を眺むべく又港灣に林立せる帆船を見るべし春は櫻花の爛漫せるあり夏は納涼第一の區にして晩景より涼を趁ふの客絶へず遙の沖に漁火の明滅せる款乃の櫓聲と相和する奇絶語るべからざるの勝地なり。

と、明治四十年忠魂碑を建設し毎年五月祭典を行ふ、境内主なる工作物、

- 一、鳥 居 花崗石明神形高十五尺横明十四尺

銘〔文久二年壬戌之秋八月 魚仲買勤力建之 石工 小野治八郎〕

- 一、六角青銅燈籠壹對

九目紋鑄出 龜ヶ丘奉燈 能廣前

銘〔文久元年辛酉冬十一月吉辰 町在 絹屋中〕

- 一、石燈籠高六尺壹基、九目紋付

銘〔文久二年壬戌九月 神原彌右衛門、山本織右衛門、櫻井駒右衛門、寛頼右衛門、河合儀右衛門〕

- 一、同上神前一對方形高六尺

銘〔明治十五年四月納之 奉納宮津萬町(水)永井源治郎〕

- 一、昌國社前石鳥居高九尺横明八尺

銘〔明治三十四年一月 宮津町有志者中 世話人 高中善七、石間金助、坂倉彌七、和田太兵衛〕

- 一、同手水石壹個

銘〔文化六年乙酉 河原町講中〕

一、阿石燈籠一對三重臺高七尺

銘〔文化八末年三月 日〕

一、同六角三脚石燈籠壹個高八尺

銘〔奉納 阿州鹿島屋爲助 宿由良屋牛左衛門〕

境内東南角に鐘樓あり雲表に聳へて全町肆を俯瞰すべし前項愛宕山の梵鐘を吊し晝夜時を報ず、

如上龜ヶ岡の發展に引換へ此の地を逐はれたる徳若稻荷は東方石崖下にあり、さゝやかなる神祠なるも俚

民の尊崇殊に篤し。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津萬年町

無格社 稻荷神社

一、祭 神 保食命

一、由 緒 元龜ヶ丘之上ニ有之候處安政三辰年炮臺築立ノ際該地へ遷座ニ成

一、社 殿 梁行貳間三尺 桁行貳間

一、境内坪數竝地種 四拾八坪 民有地第一種

一、信徒 人員 三拾人

以上

また同時に遷されたる金毘羅權現は却て地主權現と入替りに波止場に祀られ維新後神佛剖判により金刀比

羅神社と稱す、社殿流造向拜付樺材樽葺建坪六坪六合命乞の神として崇敬者尠からず。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡宮津字波瀆場

無格社 金刀比羅神社

一、祭 神 大物主命

一、由 緒 元龜ヶ丘ニ有之候處安政三年炮臺築立ノ際該地へ遷座

一、社 殿 梁行壹間三尺 桁行貳間

一、境内坪數竝地種 七拾七坪 民有地第一種

一、信徒 人員 七拾人

明治十五年一月

移轉當時波止場海岸にありしも大正六年府道海岸道路開鑿に際り稍南方に遷座し今日に至れり。

當社工作物

鳥居 明神型石造横明七尺高八尺一基

銘〔明治四十二年四月建立 施主 日引吉助 濱田治八郎〕

同 上

一基

銘〔慶應元乙丑十一月吉祥日 田邊城下 村田兵左衛門 高雄屋牛兵衛(以下省略)〕

水鉢 花崗石造長 高三尺幅一尺五寸一基

銘奉寄進手水鉢
元祿十四辛巳歲九月吉日

その他春日燈爐一對狛犬一對あり

尙ほ之れより東方新濱を隔て、魚屋町追掛町海岸に稻荷神社あり有名なる宮津三本松の内一本茲にあり今魚菜市場を設けらる。

四、本莊神社

本莊神社は宮津町字萬町通稱櫻山に鎮座す、(寫眞参照)祭神本莊家祖先、祭日五月十一日、もと宮津城内二の丸に昌國大明神と尊稱せしも、廢藩後城地取毀ち將さに祭祀の絶へんとするを舊藩士等大に遺憾とし町民その他舊封知名の志士等と共に再興を企圖し、地を櫻山に相して明治十九年社殿建設鎮座祭を行ふ。

宮津藩年中行事 曰

正月十一日

一、昌國大明神御祭禮ニ付御代拜濟方席々參拜之事

十五日

一、昌國大明神御供饗餅躰子候而御膳所々相廻り頂戴之

二月十一日

一、昌國大明神の御家老御代參之事

神酒御洗米等頂戴之事

但月次相定期候儀ニ付月々箇條々略之

五月三日

一、昌國大明神の大頂寺

御靈殿の御家老御代拜之事

十日

一、昌國大明神御神酒御洗米三ヶ所稻神酒洗米頂戴之事

一、昌國大明神の御饗膳御調理相出來候旨御用人被申出於大廊下見分之事

但懸り之向の不及挨拶候事

十一日

一、昌國大明神御祭禮御祈禱濟案内有之御家老御代參相動引續き席々自拜之事

御名代之御家老罷出御饗膳有之御祈禱濟御客下階左之方に相控居御祈禱濟ニ而御代拜相動

若殿様御參拜相濟に而御家老拜畢る

御庶子様方御參拜相濟御中老參拜御庶子様方御代參は此所ニ而相動畢而長袴以上始諸々拜禮

一、於櫻馬場鳴鐘有之長袴以上一同御高見所へ出席

但御用番ハ辰刻參拜濟に而登城いたし御内所口方御高見所へ相廻候事

一、於雁間御神事鳴鐘相動候向へ面謁之事

但御用番斗出席列座無之

一、御祭禮に付長袴以上奥向の御赤飯被下置候事

但射手之向にも御赤飯被下置候事

一、御赤飯被下置候爲御禮表御用所の統罷越候事

十二日

一、昌國大明神御神酒御洗米頂戴之事

六 月

一、天氣見合セ、昌國樓御手日記風入いたし候事

九月十一日

一、昌國大明神御祭禮辰之刻御家老

御代參相濟引續席々拜禮之事

十二日

一、昌國大明神御供御鏡餅御神酒御洗米等頂戴之事

十一月九日

一、御領知之御初米御嘉例之通仕立出候事

一、御 上 一袋

一、昌國大明神 一袋

一、大頂寺御靈殿 一袋

一、芝御靈前 一袋

一、安養寺御靈殿 一袋

一、岩倉兩山 一袋

右青漆内黒之桶に入月番御用人被差出一覽之上表御用所の次小姓を以差戻す。

以て舊藩崇敬の狀を察すべきなり。
神社明細帳 曰

京都府丹後國與謝郡宮津町字 大萬町 小櫻山

無格社 本莊神社

一、祭神 本莊家祖先

一、由緒 舊宮津藩主本莊家祖先松平富之助資昌丹後國與謝郡宮津へ徒封以還治績殆ント百三拾年國民一般其德澤ニ浴シ追慕ノ至情難止
茲ニ於テ舊封ノ士民有志相議リ社名ヲ本莊神社ト尊稱シ永世崇敬祭祀センコトヲ希望シ社地ヲ宮津町大字萬町小字櫻山ニ撰定シ明治十
七年十一月五日社殿建設ノ儀ヲ京都府知事ニ請願シ翌拾八年六月六日願ノ趣聞届ノ指令ヲ受領シ直ニ起工翌拾九年ニ至テ落成ヲ告ク明
治二十六年四月廿一日京都府知事ノ許可ヲ得テ更ニ社務所新築ニ着手シ同年九月十日成功ス本社境内ハ宮津地方ノ最高金引山々脈ニ連
接シ其一端市街ノ中央ニ突出シ宮津港ニ在ミ前面ハ成相山ニ相對シ背面ハ大江山々脈ヲ以テ圍ム満山櫻樹頗ル靈地ニシテ櫻山ト稱ス近
ク與謝海ノ風光天橋立ノ勝景ヲ眺望シ遠ク踏島冠島等ヲ望見セバ眼界更ニ涯リナシ四時ノ風景自ラ具ハル且少年々種々ノ樹木ヲ栽培シ
層一層ノ風致ヲ添ヘ壯麗美觀ノ社地トナレリ。

一、社 殿 梁行貳間 廊下 梁行八尺 拜殿 桁行貳間

一、社 務 所 桁行貳間 梁行三間半 桁行八間半

一、境 内 民 有 地 第一種坪數七百貳坪

一、永續基本財産 舊封ノ士民相議寄附金ヲ以テ公債證書額面千五百圓ヲ備置シ其利子ヲ以テ社費ニ充ツル計畫ナリシモ當時人民貢
擔ノ費途多端ニシテ未ダ希望ヲ達スル能ハス現時其三分一則公債證書額面五百圓ヲ有シ信徒總代之レヲ管理ス

明治二十九年一月十三日

受持神官 島 谷 資 裕

明細帳前者昌國大明神との關係を言はず全然新規創立と爲せるも事實然らず、
宮津郷土誌 曰

本莊神社 無格社

位置 宮津町字萬櫻山

祭神 松平富之助藤原朝臣資昌

祭日 五月十一日

沿革

其元は城内にありしを明治二十年此所に移し祭る祭日には射術擊劍柔術等の奉納あり舊藩侯の
橋立みやげ 曰 其元は城内にありしを明治二十年此所に移し祭る祭日には射術擊劍柔術等の奉納あり舊藩侯の
で當日は人出少からず。

○櫻山、宮津町字萬さいふにあり舊宮津の藩主本莊侯の祖先を祭れる本莊神社あり境内の眺望は龜ヶ丘に優れり毎年五月十一日の祭禮
には擊劍鎗術砲術より其他舊徳川時代に行はれし諸術を奉納し又神樂浮れ太鼓の奉納等ありて喧鬧雜沓せり。

神殿流造樺材樽葺勾欄付建坪四坪、入母屋造建坪四坪拜殿完備し勤王愛國の額を掲ぐ、境内社務所あり建
坪四拾五坪五合、前に武徳殿あり巍然として近傍を威壓す。

境内主なる工作物は

一、鳥居 花崗石造明神鳥居高十四尺横明十三尺

銘〔明治三十六年十月建之 石工 波見長作 三上勘兵衛 三井長右衛門 今林仲藏 黒田宇兵衛 寄附者 田中甚三郎 今田佐平治 宮城宗七 石井與治右衛門〕

一、水屋 花崗石手洗水九目紋浮刻

銘〔本莊家舊臣 河瀬秀治 沼野秀正 關 清 森 捨 鈴木匡 伊從保孝 尾見管休 柴田 務、 有本 潛 神戶竹苞 田副實政 松本誠宸 岡島利和 關 轉 鞍岡泰明〕

一、石燈籠 宮立型高六尺一對

銘〔明治二十季五月、本莊家舊臣〕

社側揚弓及び射的場あり、社前尙敬碑あり巾三尺高七尺裏面に子爵本莊宗義以下二百拾名の氏名を刻し、
表面尙敬の篆額を箝め碑文を刻す曰く

從四位勳四等 河瀬 秀 治篆額

雖雖在宮則尙和肅肅在廟則尙敬本莊神社者在丹州宮津城西櫻山舊宮津藩主歴代之尊靈也明治十七年七月
得官允設宮殿每年五月十一日供酒饌行祭典爾後舊藩士民同志胥謀釀金起工平丘阜廣境域瑞牆立華表於是
神威彌高壯嚴益顯年々歳々花傳芳歳々年々月揚光聊表尙敬報恩之微衷以記同志氏名於碑陰也

大正七年五月

正六位勳五等 栗 飯 原 鼎 撰書

尙ほ山麓萬町に本莊宗秀宗武父子の墓標あり、何れも松を植え前に方一尺高八尺の石柱を建つ

銘〔神宮故大宮司兼中教正從四位本莊宗秀之墓 明治六年十一月二十日卒六十有五〕

銘〔從四位子爵本莊宗武之墓 明治二十六年四月二十八日卒享年四十有八〕

兆城五間に三間の長方形の瑞垣をしつらへ内に各々松樹を植へて右石柱を建つ、前に石燈籠二對一は宗秀一は宗武の墓標前に竝ぶ、双方とも方二尺五寸高六尺

銘 獻燈(明治七年十二月建之 森田廣矩 池田安之助 渡利安定(以下略))

銘 獻燈(明治二十七年五月建之 寄附人 品川源藏 岸田藤藏 白杉長右衛門)

墓前泉苑を穿ち石缸を架す固と舊城内二の丸鶴賀山昌國明神(一之御神殿)に架したりしものを移せるなりと。

五、義清靈神社 附 安智、大鏡、矢場稻荷

一色稻荷は義清靈神社と云ひ宮津町字鶴賀(舊城内三ノ丸)にあり。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡鶴賀町字三ノ丸

無格社 義清靈神社

一、祭 神 一色義清、倉稻魂命

一、由 緒 明治二年三月廿八日舊城主本莊伯耆守稻荷字迦御魂神一色五郎義清ノ靈ヲ勸請ス

一、社 敷 間 敷 四尺四方

一、境内坪敷並地種 貳拾四坪 民有地第一種

一、信徒 人員 六拾人

以上

大正十三年三月社殿再建境内紀念碑を立つ、詳細は名所の部に譲る。

附 安智稻荷

安智稻荷は京極高廣安智齋と號し惣村口に館を構へて隠棲せる際邸内に祀る所なりとて爾來歷代藩主崇敬あり。

宮津藩年中行事 曰

正月十七日

一、惣村口稻荷二ノ丸三ヶ所稻荷に御奏者

御代參之事

一、惣村口稻荷御祈禱之御札分宮神主方差上之

五月三日

一、惣村口稻荷二ノ丸三ヶ所稻荷に御奏者

御代參之事

一、惣村口稻荷御祈禱之御札島谷大和方差上候事

八月三日

一、御城中三ヶ所稻荷惣村口稻荷へ御奏者

御代參之事

一、御城中三ヶ所稻荷神酒洗米御膳所方相廻り一統頂戴之事

一、惣村口稻荷御祈禱之御札島谷大和方差上之

九月廿九日

一、惣村口稻荷祭禮濟ニ付島谷重千代ノ御祈禱之御成差上之

丹哥府志 曰

安智稻荷大明神 安智

京極高麗既に致仕して安智齋と號し館を惣村口に造り爰に居る今の安智なり、抑も安智稻荷は安智齋の勤請する所蓋其の庭内にありし社なり。

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡波路町字大藪

無格社 稻荷神社

一、祭 神 倉稻魂神

一、由 緒 勤請年記不詳雖享保十二年大藪地開拓亦寛政年中ニ至リ今ノ地ニ移シ安政六年八月廿八日出火町内悉ク焼失ス

社殿ハ殘レリト古老ノ口碑ナリ

一、社 殿 間 數 四尺四方

一、境 内 坪 數 竝 地 種 四拾五坪 民有地第一種

一、信 徒 人 員 四拾貳人

明治十五年一月

右稻荷神社受持今福村

荒木神社祠掌 宮島民明

神社明細帳 曰

京都府管下丹後國與謝郡波路町字矢場

無格社 稻荷神社

一、祭 神 倉稻魂神

一、由 緒 勤請年記不詳

一、社 殿 間 數 壹間四方

一、境 内 坪 數 竝 地 種 九坪 民有地第一種

一、信 徒 人 員 貳拾貳人

以上

第十壹章 宮津の教會

第一款 教會の概説

一、宗教と教會

一言に宗教と謂ふ、吾人に安心立命の道を教ふるものを指して云ふと雖も、之れに天啓教道理教の二種あり、道理教は人間自然の發達に應じて天地宇宙を觀じ自ら宗教思想を喚起して終に宗教を成すに至りしもの、謂にして儒教の如く我が神髓の如き是れを道理教と爲し又自然教といふ、之れに反し天地宇宙の外に神ありとなし其神より吾が心の上に啓示感應あることを唱ふるもの之れを天啓教と云ひ又直覺教と稱す、凡そ天啓教には概ね一定の教祖あり一定の經典あり、神の啓示したることを信じて其の教祖の言又其の經典の文によりて吾人に教ゆるを常とす、此に於てか此種の宗教には必ず教會を設くるを法とせり。

二、神髓と神道教會

神祇を敬ひ皇室を尊び祖先を崇むるこれを神髓の道と云ひ、我が國體と終始すること前章神社の條既に言へり。

然れども此の神髓も前項天啓教の如く或る特定の神より直覺的に其の啓示を説くもの之れを神道教と爲し教祖あり教典あり教會また之れに伴ふ、神道一般の教義に就ては宮津郷土誌に曰

神道は我國特有の道にして我皇室の御先祖たる皇祖皇宗の御神靈及び其の臣民の氏神又は國家に功勞ありし人々の靈魂若しくは國民の代々崇拜せる神々即ち一言にして言へば神祇を敬ひ 皇室を尊び天理人道を明して根本反始の禮を盡すを旨とし理想とする教なり而して此の教は我國建國の大本にして我國家とは須臾も離る可らざる關係を有し其の教の域は日本民族の範圍内に限らるゝが故に此の道の盛衰は又やがて我國家の盛衰となるなり、こゝを以て我國は建國以來國家が率先して、これ等の神祇を祭り其威靈を慰め奉るべきなり。

と、斯は一般の教義にして所謂神髓と稱すべきものなるが、此道を擴張せる特定の神道教會の宮津にあるもの、天理教、黒住教、金光教等あり龜ヶ岡皇太神宮に神宮教會あり、以下款を別ちて略敘すべし。

三、佛教の集團と教會

佛教に就ては後章之れを概敘する筈なるも、神髓として神祇に奉仕し皇室に奉仕するもの、外一種の宗教として前項神道教會の存するが如く、寺院の外に一種信仰の集團また之れあり、我が宮津に於ては大師教會、觀音講社、妙見講社の如きこれなり。

四、基督教と其教會

基督教は純然たる天啓教にして前項道理教と大に其の趣を異にす、蓋し道理教は學術上の道理を本とし吾人の智力にて推理することを得るも、天啓教は之れに反し理外の理、絶對の體を本として之を説き、直接に其の啓示を感知するものにて、學術上之れを説明するを得ず、即ち耶穌の父なくして生れ一たび死して再び

蘇生せりといふが如き其他一代の奇蹟は所謂神の自在力を人に示す所以なりと爲すも、斯の如きは理外の理所謂神祕にして感情の上に直覺するの外智力の推理によりて究むべからず、基督教に就ては、
宮津郷土誌 曰

基督教

此の教は今を距るこ凡千九百餘年小亞細亞の猶太國パレスチナの邊陲ガリラヤの名もなき一寒村ナザレに生れ給ひしイエスキリストの創められし教なり、此教は教祖キリストが「行いて萬拜の民に洗禮を施せ」との言によりキリストの死後五十日の夜に弟子等が受けし云ふ聖靈（神の靈即ち神が有する力にて萬有を創造する力及び之を維持し繁殖せしむる力にて人の理性の源）の感化によりて愈事實となり爾後今日に至る迄最も傳播力に富み渾圓球上苟も足跡の通するこ此の教を見ざるなし。

教義

此の教の教義は純潔なるイエスキリストの生活と其の深遠なる福音教訓を中心としたる宗教にして所謂聖靈の感化によりて天道を尊び人道を行わんとするにあり即ち神の聖旨が天に行わるゝ如くこれを地上にも行わしめんとする超自然的宗教なり其の純潔なる生活と其深遠なる福音教訓とは種々雑多にして足らずと雖も其の主なるものは「神の國は近けり」「悔い改めよ」と宣言なりさらは其神の國とは如何なるものか其神とは如何なるものか何故に悔い改めざる可らざるかいかにして悔い改め神の國に入るを得可きかこれ等はそれぞれ第一神第二神第三救済の問題なり。

第一 神、イエスの説く所の神は萬邦の民を愛し貴賤の別なく貧富の差なくこれをいつくしむ所の愛の神にして又單に理論上の神ならず實際上存し尋ねれば必ず逢ひ叩けば必ず聞くこを得べき生氣に満ちたる神なるなり而して此活ける神は天地の主萬能の神なりしなり要するにイエスの説く神は宇宙絶對の力即ち働の方面にこの絶對力の人格化「人間的にせしもの」なり此の點は佛教淨土教に於て宇宙の絶對力の方面を重んじこれを人格化して阿彌陀佛とすに似たりと云ふべきが要するにこの神は暖き愛の光に包まれたる正義の神なるなり。

第二 罪、人は何故煩ふか、何故に絶えず涙の谷に沈まざる可らざるか永劫に惱み多き現世の苦をなめざる可らざるか曰く人は元來種々なる罪を犯せし罪人なり天下に一の義人なしこの罪を犯す故絶えず煩悶苦惱せざる可らずこの罪は如何にすれば除く可を得るか曰く其非をさとりて改むることの早き徑なしこを以てイエスは簡單に「悔い改めよ」と宣言せり而していかに悔い改むるも從來猶太の神の如く冷かなる活氣なき法律を守る善人のみに與し悪人を憐まざる神にては罪は永久罪として残り幾百萬年を過るも救わるゝ望みなし神と罪人は兩々相對立して關せざる事なる、これイエスの見るに忍びざる所なりこにイエスは先づ神の活きくたる力の内に感得し絶對の力の方面に接するによりて罪人を救はんせしなりこの絶對救済の力は貧富貴賤の差別なし其の悔い改むる者に對し救済する力あるなりかくの如くにして神と罪人は相近き相聯絡するに至れり即ち其の罪を悔い改め一度神を願みて其の慈悲を祈らば神亦これを憐みて洪大なる惠の露を降し以て吾人を救済するなりこれ神の國に入りしなり。

これ第三の救済なり然らば次に起る問題吾人は如何なる態度を以て此の神の國を期待しこの内に入り得るか曰く神意に違わざるにありこれ天國に入るべき通行券なりさらば神意とは如何曰く正義これなり勿論この正義は上に述べたる如く單に冷き法律の「一言一句を墨守するにあらず暖き愛の精神なり正義なりこれ神意なり天國に入る通行券なり即ち「凡ての人に爲られん」と欲することは汝等又人にもその如くせよ」とこれ神意の表言なり即ち全心を捧げて神を敬愛し自己の如く隣人を愛するの態度これ最も神意に合し神國に入る最も近き徑なりかくて敵と味方との差別を絶し「汝等の敵を愛せよ」と主張せり萬人神前に平等となり布施、祈禱、斷食も皆衷心より出づるにあらずんば價值なしと説くに至れり。

而して此の教旨の戦國時代の末に我邦に傳來するや國體と相容れず遂に國禁と爲すに至れり、編者曾て三重郷土志宗門改の條に敘したることあれば茲に轉録す。

後奈良天皇天文十八年葡萄牙人によりて初めて基督教即ち切支丹宗の傳はるあり、大村、有馬、大友等九州の諸侯が貿易の上に之れを利

用するや、教旨次第に弘まりて二十一年には山口に教會堂たる大道寺を建てたるを始めし、長崎に學林を起し加津佐に又學館を起し、弘治元年府内に學林亞で天草に大學林を創て、教義の宣傳と宣教師の養成に努力し神社佛閣を破却して頼りに教會堂を立つ、永祿十二年織田氏宣教師伴天連を安土に引見して布教宣傳の便宜を與へ、地を京都に賜ひて教會堂永祿寺を建てしめ比叡山の僧徒延曆寺の外年號を以て寺號とすものあるべからずとなし、山王權現の神輿を昇きて紫宸殿前に訴ふるに會して、天正四年南蠻寺を改めしめ同七年更に安土及び甲賀に僧院學林を樹て、相ひ前後して京都にサンミゲル寺、ノツサスミヨラ寺、平戸の天門寺、佐賀のサンバワロ寺、浦賀のサンフアンヨス寺、長崎のサンジョアン寺、サントス寺、サンタマリヤ寺、伏見のサンフランシスコ寺、臼杵、堺、大阪、岐阜その他各地に教會堂僧院を建て、隆んに傳播に力めたる結果西國、中國、近畿風に化するもの多く、信徒俄かに増大して隨て宣教師の權威益々加はり、其の勢力範圍宛然殖民地に對するが如きの態度を以て臨み、形勢實に侮るべからざるものあり、恰かも當時豊公の九州を征するありて到る處切支丹の專横跋扈の爲めに、神社寺院を壞廢して風物荒寥たるを目撃し、其の過害の測るべからざるを察して天正十八年遂に切支丹を國禁となし伴天連を追ひ南蠻寺を破壊せしむ、然るに其の徒容易に信仰を棄てず、山野に匿れて更に横暴を逞ふし、加之馬尼羅勸降事件を導火として西班牙の僧徒新たに入りて各地の良民を煽動し、舊教を排して暗裡に活動を開始し、遂に國土を窺審せんとする不逞の徒すら生ずるに至り、慶長元年には例の「銳意信徒の増殖を謀り機を見て兵を送り信徒を呼應して一舉國土を併呑せん」を以らしたる彼のサンフエリハ號事件の突發するありて豊公激怒、馬尼羅の使節、僧侶、宣教師等二十有餘名を捉へ、國禁に背きて布教するのみならず國土を窺ふ不届の輩として京都、大阪、堺の町々を引廻し長崎に送つて死刑に處し、各地の教會寺院學林を破壊せしむ、此に於てか切支丹の邪宗門は陽に姿を潜めたるも陰に之を奉ずるもの多く、過害續出前途憂ふべきものあるより慶長十六年八月徳川幕府法度を下して嚴禁し、外人を總て國外に追ひ信徒は悉く極刑に處して剿絶せんとしたるも果せず寛永年中餘黨島原に據りて亂を爲し終に誅戮せしめらる。

爾來國禁となり、天和の達書にも

一、切支丹宗門は累年御禁制たり、自然不審成者有之は申出へし、御褒美として

伴天連訴人 銀五百枚

いるまん之訴人 銀三百枚

立歸者之訴人 同 斷

同宿家並一之訴人 銀百枚

右之通可被下、たごへ宗門之内たりと雖も、訴出る品により銀五百枚可被下かくし置他を於相露は其村庄屋年寄五人組迄一類共に可被行嚴科者也

また宮津藩歴代の徹したる御仕置五人組連判帳にも「切支丹伴天連の類族有之は本人を之血族一人別に記し宗門帳の外に可差出候勿論此以後他村を仔細有之當村へ右之類族來り候は、早速可訴出候事」なる條文あり、慶應四辰年三月宮津藩御高札にも

一、切支丹宗門之儀是迄御禁制之通固く可相守事
邪宗門之儀は堅く禁止候事

なる控書あり、國禁たること三百有餘年明治二十二年憲法發布によりて、安寧秩序を妨げず臣民の義務に背かざる限りは信教の自由を許されて、再び將來弘布するに至れり、宮津に於ける基督教會は天主教會、魯西亞教會、日本聖公會、日本組合教會等にて以下款を分ちて述べんとす。

第二款 神道教會

一、天理教會

天理教會宮津支教會、宮津町宇大久保にあり始め明治二十八年四月京都支教會の宣教師樋口幾太郎宮津に

來り、萬町に集團所を設けて布教に従事せしに濫觴し、後ち片山太兵衛白井半兵衛等相繼で布教に努め、白井氏明治四十二年今の大久保の地に移し、大正九年より前記幾太郎嗣子信一來り代り専ら宣教せらる現在信徒町内五十名外數百人ありと。

宮津郷土誌 曰

天理教、(宮津町字大久保に宮津支教會あり明治廿四年創立)

此の派は大和の國山邊郡三島村農夫中山善兵衛妻中山みき女の主唱に係る實はみき女天保九年十月廿六日奇蹟を現しその孫中山新次郎官許を得て開教せしなり。

教義 十柱の神を立ててこの十柱の神を天理王の命と稱す、其の威徳を崇信する者は必らず毎朝夕自家の神に洗米酒燈明を供へて禮拜すべきものとせし毎月八日と廿六日の兩祭日には信者教會に參集して先づ神前に禮拜し次に教師高座につきて説教をはじむ、其始終には教師信者に向つて合掌すれば信者も亦一齊に教師に對して王遍拍手合掌して禮拜し教師説教し終らば各教師は一同結界内に入り柏子木太鼓横笛磨金胡弓三味線を合奏するを合圖に各教師は「悪しきを攘ふて助け給へや天理王之命」と唱へまた「助け燥焦込む一列澄して甘露臺」と大聲に唱へつゝ踊り始めれば信者も亦合唱しつゝ手踊をなすなり、これ昔日の神岩戸に隠れ給ひし時諸神の神樂を奏せられしを模倣したるなり。

主神、國常立尊、面足尊國狹穗の尊、月讀尊、靈體尊、惶根尊、大房邊命、帝釋天神、伊弉那岐神、伊弉那美神、世人稱もすれば教義を淺薄なりとてこの派を蔑視するものあれど其の實踐躬行の方面に於て近代この派が社會に貢獻せる事の大なる到底かの徒に高遠の理に誇り口頭の宗教に過ぎざるものと大なる差なり。

二、黒住教會

黒住教、宮津町字京街道にあり、明治二十三年備前本教會員及び外宮分教會松尾吾一など宮津に來り萬町

天神構内舊成就院跡に宣教所を設け、同町長濱やす女史を宣教師に囑して布教せしに始まり、同二十七年五月今の地京街道に移り教師やす女今茲大正十三年九十歳の老齡を以て尙ほ嬰孺として宣教に従事し毎月二十日小祭四月教祖祭七月大祓十一月冬至祭を行ひ、信者現在百名ありといふ。

宮津郷土誌 曰

神道 黒住教

此の派は備前國御津郡中野村今村宮の神官黒住宗忠の主唱に關る、宗忠は安永九年に生れ年卅三の時肺疾を病み殆んど死せんとせしが或朝太陽を拜し陽氣胸間に徹し歡喜に耐へず思わす陽光を嚙下せしに心氣頓に快に固疾遂に癒えこれより息吹の法を發明す。教義 惟神の大道を宣揚するに皇太神の遺訓を宗旨とし天照大神を禮祭し、天神地祇を崇祀し自然の大道を顯彰し皇國の神典を修明せるにあり又前述の息吹の法を習す、この法は神を最も深く崇敬する殊勝心に契のみならず惟神の道にして不言の教を宣揚するに適ふものとし毎日日天を拜し陽徳の光輝を景仰し快活なる陽氣を吸收し段田を充實せしめ然る後諸神を拜するなり。

主神 天照大神及天神地祇

我宮津町にては字京街道に説教所あり、備前御津郡中野村今村宮神官黒住宗忠四代目宗安を祀る明治廿三年の設立に係り云々。

三、金光教會

金光教、宮津町字小川にあり明治二十六年京都橋本鹿之助なるもの本町西堀川西角(現郵便局舎の地)に布教を開始し二十八年萬町櫻山天神構内元黒住教會の京街道へ移轉せる後を承けて二十餘年間同所にあり、大正五年今の地小川町龜ヶ岡下に敷地を買収して教會を構ふるに至れり、教祖は備中國淺口郡三和村の農藤井文治郎にて文治郎嘉永五年神授によりて姓を金光と改め因つて此の名あり明治十八年四月官許を得、神誠

即眞の道の心得を守り神を敬ひ祝詞を唱へ禊祓を誦し神の威徳に由りて人の不能を充すを旨趣とす、番町に於ける教會の現主任は橋本龍次未亡人専ら擔當せらる。宮津郷土誌 曰

金光教 宮津町宇櫻山に宮津教會所あり。二十六年京都府本所より遷りて宮津に於て安政六年より（この以前三年間は隠れたる修行）明治拾六年に至るまで前後廿七年間神意のまゝに世を教へ人を導き給ひて金光教を立てらる。

教義 他の神達と異り靈驗最も顯著なれば能くこれを信する人は決して災厄凶禍に罹ることなしこの金神は天地の親神にして其徳は天地に充満せり、即人間はいふに及ばず天地間の萬物を親が子に對する如く愛し守護し給ふと、

主神 天地金の神

奉齋 天地に御徳を充満せさせ給ふ、親神續なれば祀りなさんに確定せる神體もなく又定りたる儀式もなし要するに我眞心に信頼すれば可なりと教へられたりされど古來の習慣により何か目當あれば一心をこめ易ければ神體亦是宮を造りて其前にて拜むなり、されば形の上は御祀りのみすれば信心なりと思ふべからず故に本教にはこの誤なきため「御守」又は「御札」といふものなし。

神誠眞道之心得

一、神國の人に生れて神と皇との大恩を知らぬ事

宮津一、天の恩を知りて地の恩を知らぬ事

二、幼少の時を忘れて親に不幸の事

一、上與の道に居ながら眞の道を知らぬ事

一、口に眞を語りつゝ心に眞なき事

天 一、我身の苦難を知りながら人の身の苦難を知らぬ事

一、腹立ては心の鏡のくもる事

一、吾心の角で我身を討つ事

一、人の不行状を見て我身の不行状になる事

一、物毎に時節の待た苦をする事

一、壯健な時家業を疎にし物毎に驕る事

一、信心する人の眞の信心なき事

道教の大綱

一、今月今日で一心に頼めおかけは和實心になり

一、疑を離れて廣き眞の大道を開き見よ我身は神徳の中に生かされてあり

一、生きても死でも天と地とは我住家と思へよ

一、天に任せよ地にすがれよ

一、神は我本體の大祖ぞ信心は親に孝行するも同じ

一、神は晝夜も遠きも近きも問わざるものぞ信頼心に隔てなく祈れ

一、清き所も穢き所も隔なく天地の神は御守り在るぞ我心に不淨を犯すな

一、表行よりは心行をせよ

一、天地の内に於て金の神の大徳に洩る處はなき事ぞ

一、御地内をみだりに穢すなよ

一、今より何事にも方位は忌す解放の誓に復れよ

一、我身は我身なれば皆神と皇との身さおもひ知れよ

一、食物は皆人の命の爲に天地の神の造り與へ給ふもの

- 一、神信心にて靈驗の顯を不思議とはいふまじきもので
- 一、信心にて靈驗なき時は是ぞ不思議なる事ぞ
- 一、我信心する神ばかり尊て餘の神を侮るゝ勿れ
- 一、眞心する人の眞の神徳を知らぬ
- 一、慾得にふけりて身を苦しむるゝなけれ
- 一、四季の變りは人の力に及ばぬゝぞ物事時節に任せよ
- 一、天地のゝは人の眼をもて知りて知り難きものぞ恐るべし恐るべし

四、神宮教會

神宮教會は龜ヶ丘にあり、前章龜丘神社の條に述べたる神武天皇遙拜所を以て教會に充て、明治九年の創
 剱に係り皇太神を奉崇す。

宮津郷士誌 曰

神道

明治三十三年宮津町龜ヶ丘教會所ニ神宮奉齋會宮津支部ヲ置ク、其ノ經營ハ奉齋會本部ト宮津町十八ヶ字總代トニヨリテ十八ヶ字ヨリ
 會計係四名、神職一名ヲ置キ、本部ヨリ金六拾圓十八ヶ字ヨリ金百〇六圓八十錢他ニ參物四十圓合計金貳百餘圓ニテ維持經營シテ略本
 層ト大麻トナ頒布セリ、然ルニ明治四十四年末契約期限來リタレバ大正三年度迄町ヨリ金六拾圓ヲ多ク出シテ經營セシガ四年四月ヨリ
 本部ト全ク分離シ宮津町十八ヶ字ガ全部之ヲ經營シ以テ奉齋會ノ名義ナリシモノ全部ヲ町ニ寄附セリ云々。

第三款 佛教集團

一、大師教會

大師教會、宮津町 如願寺内に高野山大師教會宮津支部を置く、其宣言綱領は三信條にして

- 一、大師の誓願ニ頼リ二世ノ信心ヲ決定スベシ
- 一、四恩十善ノ教ヲ奉じ人ノ人タル道ヲ守ルベシ
- 一、因果應報ノ道理を信じ異端邪説ニ惑フベカラズ

明治維新の當時は教會と稱するほどの團體にはあらざりしも二十年頃會員三百餘名の講社となり大正元年
 には九百名に上り高野山大師教會宮津支部となし最近十三年には二千五百名の餘に出でたり。

二、觀音講

觀音講は宮津町に甚だ多く就中悟眞寺六十日觀音尤も名高し、元祿以前の創剱にかゝり時代の消長ありし
 も兎も角今日まで繼續し智源寺黃金觀音、大頂寺領主念持觀音また名あり縁日賽者蟻の如く漁師町の觀音講
 また毎月同町觀音堂に集り鉦を叩きて詠謠する媼尉群を爲すも只集團のみにて教會と稱すべきほどのもの
 にあらず。

三、行者講

行者講者は可なり古き歴史を有せるも當時の山伏皆廢れ今はこれを知悉すべき資料なし、尤も修驗寺院の
 ことは御領分社集覽に金屋谷永福寺大行院同町圓壽院、新町善性院、小川町天溪寺寶泉院、同町圓妙院、同
 町成福院を載せ、享和三年成福院に於ける行者尊柴燈大護摩修行の札には外に岩瀧の宗傳院、今福の地福

院、有田の龍藏院等を掲げたるが之れ等は孰れも行者尊を奉崇せしも令は寺院類れ尊像も如願寺天溪寺に聚められたるもの一二、池の谷其他に小堂を構へて祀れるものあるも多くは廢絶されたり。明治中頃淺田徳右衛門神谷佐喜藏楠本與七郎等相續ぎて之れを祀り、水口小兵衛柏原金助等を経て現今に至り、大正九年十一月二日瀧上山に行者尊石藏を安置し眞行院阿闍梨三谷仙藏大先達として信者百餘名あり。

四、其他信仰集團

以上の外信仰集團として有名なるは本妙寺妙見天、毎年節分星祭り北辰天を拜し住時の祈願あり、講員現在七十餘名抽籤によりて能勢代參を定む、七月十四日夏祭りを行ひ生花會を催す同好群をなす。本妙寺に隣れる經王寺に鬼子母神あり、毎月十七日縁日にして正、六、十月祭りを行ひ兒女生育の神として信者頗る多く講員現在百五十名餘あり、また日蓮宗寺院には妙照寺の清正公及び七面天あり、もと山上にありしも移して今本堂接續の堂内に祭る、七月二十三日縁日賽者多く殊に清正公講は近年萬人講を組織して信者の糾合に努めたれば今頗る賑はし、見性寺金毘羅權現、無縁寺瘡守稻荷、榮照院延命地藏また相當信者あり。

第四款 基督教會

一、天主教會

天主教、一にカトリック教と云ひ舊教に屬す、宮津町字宮本に教會聖堂あり（寫眞參照）佛國人ルイ・ルラ

ープ氏の經營に成る。

宮津郷土誌 曰

カトリック教會 日本にては舊教又天主教と云ふ。

宮津町字宮本に聖堂あり神父は佛國人ルイ・ルラ氏にして永年日本國に移住せし人明治廿二年始めて當地に布教し爾來漸次に信徒の増加せしより遂に明治廿九年聖堂を建築することとなり佛國よりは補助を受くこと、信徒數五〇名。

明治四十年四月裁縫傳習所を設け野村、村上兩女史の獻身的努力と黒川大佐夫人牛窪水産講習所長夫人等の援助によりて發達し開所以來今日迄一千餘名の講習者を出せり。

二、魯西亞教會

宮津町字京街道にあり、ハリスト教牧師山田政治郎明治三十年教會を設立して宣教に従事せり。

宮津郷土誌 曰

ハリスト教會 ロシヤより來れるを以てロシヤ教ともいふ。

宮津町字京街道にあり山田政治郎氏當教會の布教者にして明治三十年竹野郡間人村なる教會所より毎々牧師來り布教に従事せしが遂に教會を設くることとなりしなり。現住信徒數受洗者四九人、現在二三人。

三、日本聖公會

宮津町字島崎にあり、明治二十四年傳導師大嶽某宮津に布教し聖公會を設立す、聖公會は新教監督派に屬

し英國の國教たるものなり。郷土誌曰 英國の國教たるものにしてプロテスタント(普公の意)英國の國教なれば之が補助を受く又米國より

宮津郷土誌曰 日本聖公會 新教カトリック教が改革して分れたるものにしてプロテスタント(普公の意)英國の國教なれば之が補助を受く又米國より

宮津郷土誌曰 日本聖公會 新教カトリック教が改革して分れたるものにしてプロテスタント(普公の意)英國の國教なれば之が補助を受く又米國より

四、日本組合教會

宮津町字宮本に教會あり、明治二十三年傳導師竹内甚吉宮津に來り盛んに教義を宣傳し今日の丹後基督教會の基を爲せり、教派は組合教會に屬し米國に最も弘く布教せらるるものにて現今牧師井伊松藏宣教に従事せり。郷土誌曰

宮津郷土誌曰

日本組合教會 新教カトリック教が改革して分れたるものにしてプロテスタント(普公の意)英國の國教なれば之が補助を受く又米國より

宮津郷土誌曰

第十貳章 宮津の寺院

第一款 寺院の概説

一、寺院の濫觴 佛像を安置し時に法筵を開き佛道を修行する所を寺院と云ひ又佛閣と稱す、抑も佛とは廣義に解釋すれば覺者の義にて覺者の教を佛教と稱するが本義なれども、茲に曰ふ佛教は狹義の見解にて今を去ること三千年前中天竺の迦比羅城淨飯王の皇太子として藍毘尼國に降誕せられ、幼名を悉達と呼び出家成道して釋迦牟尼如來と仰ぐ所の大聖教主の教を而か云はんとす、蓋し釋迦一代の教法は年を経るに従ひ種々解釋擴張せられ、廣汎なる一大宗教の内に教義の異なるに伴れて宗派自ら分れ、其教義との信仰その功德等を徵象し之れを人格化して如來、菩薩、明王、諸天部等各種の佛像を想定し、各自の信仰的對象物として奉安し其教義に隨つて法筵を開き佛道を修行し以て衆生を濟度す、寺院佛閣即ち起る。

佛教斯の如くにして印度に起り支那、朝鮮を経て繼體天皇の御代に梁の司馬達等我邦に來り大和國高市郡の坂田原に精舎を構へて佛像經卷を安置したりしも當時未だ寺號なく其の寺號あるを史に徵するに欽明天皇十三年蘇我稻目自宅を向原寺と稱せしを矯矢とす、飛鳥より奈良朝に互り朝廷佛教を信じ殊に聖武天皇諸國

に國分寺國分尼寺を置き鎮護國家の祈願所と爲し給ふや天下靡然として佛法に傾き寺院の建立相ひ踵ぐに至り、我丹陰の地にも府中の國分寺は言ふまでもなく宮津町に於ける如願寺の礎石も實に此の時代に据へられたるもの如し。

二、寺院の消長

平安朝に入りては教義益々弘通し之れに伴ひて美術工藝の進歩著しく我邦の文化に貢獻する處實に大なるものあり、鎌倉時代以後勢力を獲るに從つて横暴を極め武力を以て權勢を張る所謂山坊主の跋扈するに至り、足利時代に彼の普甲寺成相寺の僧徒が兵器を携へて常に戦亂の巷に出入したりしなど教義を脱線し侮るべからざるものあり、織田信長兵權を執るに及び叡山を圍みて堂塔を焼き、豊臣秀吉根來の大傳法院を攻めて伽藍を焼き高野山を威服せしめしより僧侶の武力頓に衰へ、家康江戸に府を開き各宗寺院の法度を下して兵を解き、等級位階本末寺檀の關係を明かにし各宗僧侶も亦た宗風を張りて爾來互に消長ありしも江戸時代は純然として寺院の面目を保ちて維新に及べり。

三、寺帳所載の寺院

扱て宮津郷内には上宮津村に普甲寺あり下宮津村に如願寺あり戰國時代には宮村の薬師寺小田村の法光寺等あり江戸時代に入りては智源寺、觀音寺、大頂寺等を始め各宗寺院雨後の筍の如くに創建せられ、互に傳道に力を竭し優勝劣敗の極、幢幡の色彩鮮かに新興の寺院の蔭には燈火滅して香燈薄すく遂に廢頽に歸するも

あり、享保年中に輯めたる丹後寺帳に載する宮津町内並に宮津地廻り寺院の數三十一ヶ寺あり、次の如し

- 宮津町内に二十一ヶ寺
- 淨土宗木邊法雲寺 洞宗京海道智源寺 一向宗金屋谷佛性寺
- 淨土宗同榮照院 同 大頂寺 日蓮宗本妙寺
- 山同、妙照寺 同 經玉寺 濟宗國清寺
- 淨土宗新町見性寺 同小川町悟眞寺 同 眞照寺 眞言宗天神成就院
- 同 四方寺 同 眞照寺
- 同宗如願寺之内六ヶ寺 龍性院、成智院、威性院、吉祥院、寶性院、寶壽院。
- 宮津地廻り十ヶ寺
- 濟宗波路村海岸寺 淨土宗同村清運寺 洞宗同村寶泉寺
- 洞宗皆原村皆原寺 濟宗惣村觀音寺 山伏今福村地福院
- 濟宗同村智徳寺 洞宗北村盛林寺 同宗宮村正印寺
- 眞言宗小田村法光寺
- 其他 寺 社
- 濟宗九世月智恩寺(以下省略)

四、府志所載の寺院

寶曆十三年宮津藩の公著宮津府志及び小林父子編纂丹哥府志に載する處の寺院には前項寺帳所載の寺院は悉く之を載せ、外に臨濟宗默止庵修驗派天溪寺寶泉院、大行院、善性院を町内に加へ附録として圓壽院、成

福院、圓明院を掲げ、又上下宮津村に獅子崎村の獅子軒、六寺屋敷の普甲寺普賢堂を載す、今これ等を宗派別に採録すること次の如し。

真言宗	同 寶性院	同 威性院	同 龍性院
同 吉祥院	同 成智院	密嚴寺成就院	法光寺
曹洞宗	智源寺	皆原寺	正印寺
同 國清寺	觀音寺	戒岩寺	寶泉寺
臨濟宗	獅子軒	默止庵	智德寺
同 大頂寺	榮照院	見性寺	悟真寺
同 無緣寺	西方寺	法雲寺	清運寺
淨土宗	本妙寺	經王寺	妙照寺
日向宗	佛性寺	眞照寺	
天臺宗	地福院	天溪寺(修驗)	
不 明	普甲寺、圓壽院、成福院、圓明院、大行院、善性院		

但し普甲寺は既に廢寺となり普賢堂の存するのみの記事にて圓壽院以下府志に宗派の註記なきも皆修驗派山伏なりしは御領分寺社集覽によりて知らる。

五、現在の寺院

以上列記の内真言宗密嚴寺成就院廢寺となり如願寺塔頭六ヶ寺皆頽れて一山總名如願寺本坊のみ存し、曹洞宗には瀧馬村に龍井庵を生じ臨濟宗は默止庵廢寺となり、淨土宗法蓮寺廢頽し西方寺無緣寺また無住にて

荒敗に垂んとし、圓壽院成福院圓明院地福院等修驗派の山伏皆廢れ天溪寺は眞言宗に歸屬せしと雖も寺院としての實質を備へば現在寺院としては宮津郷土誌左の如く掲げたり。

- 郷土に於ける各宗派
- 曹洞宗、智源寺(宮津町) 皆原寺(城東村) 正印寺(城東村)
 - 臨濟宗、國清寺(宮津町) 觀音寺(城東) 海戒寺(同) 寶泉寺(同)
 - 眞宗 佛性寺、眞照寺
 - 日蓮宗 妙照寺、經王寺、本妙寺
 - 淨土宗 大頂寺、榮照院、法雲寺、見性寺、悟真寺、無緣寺、西方寺、清雲寺(城東)
 - 眞言宗 如願寺

本志これに上宮津村の寺院を附加し以下款を分ちて略敘せんとす。

第二款 眞言宗寺院

一、巖松山如願寺

如願寺は宮津町如願寺谷の一山地總名にて固と塔頭六院ありき、本堂藥師如來を祭り觀音堂聖觀音を安置し鎮守山王權現と愛宕權現を祭る。

當山緣起 曰

抑當山ハ人皇六十八代後一條院の御宇萬壽元年甲子年觀岳沙門皇慶上人自ら行基菩薩三禮の藥師如來の尊像を貢ひ奉り安置すべき有緣

の靈場を求め玉ふ所宮山に登りて眺望し給へば高峯北に聳へて蒼海東に臨み巖松修竹蒼鬱として瀾波萬緒を瀧ふ巖に尊像有應の靈區なる
ことな感嘆し給ひ則ち一字を建立して尊像を安置し奉り永く末代濁惡の依怙と成し玉ふ則ち山王權現を勧請し奉り鎮守として七堂伽藍を
建立し給ふ又帝の御歸依淺からず永世勅願たるべき倫言を蒙り造營不日にして成就し畢。其後五百餘年を経て天文永祿の兵火に罹り堂舎
靈寶僧院三捨餘坊悉く燈失せしに貴哉本尊藥師如來猛火の中より飛出させ玉ひ尊像に少しの障りもなく儼然としてましくけれども堂舎
の營分もなく露霜雪に侵され玉ふこと數年天正の頃に及んで國守細川越中守深く信仰せし給へばなるを興し廢れたるを繕ひて漸々僧
坊七ヶ院を再興す其後寛文十一辛亥年當御領主水井右近の大夫尙政公の長男水井重長同舍弟淺野秀高悲母天慶貞祐大姉同息女等二世安樂
の爲め淨財を寄せて當堂を再建したまふ當今山王權現の神德に浴すること偏へに皇慶上人の恩德なり。

橋木縁城寺年代記 曰 一 眞言宗 寺記

寛永十二乙亥八月十三日 丹波フタナ山ノ町皆流入多死

宮津如願寺鐘鐃有九月二十八日同禪宗チダシノカネヲ稱月

貝原益軒天橋記 曰

如願寺 巖松山と云藥師靈佛なり皇慶の開基と云。

眞言宗、寶壽、寶性、吉祥、威性、成智、龍性の六院あり。

丹後宮津記 曰

藥師堂如願寺に有

此所知願寺の名ありて今に寺はなし山門二王門有寺の地内に眞言坊中六ヶ寺所謂(寶壽院龍性院寶性院威性院吉祥院成智院)境内廣し此
谷奥より流出る水を今町用水とする也新取山にて左は愛宕右は瀧上裡ヶ嶽と云殿敷と云るなり。

日本地理志 曰

宮津府志 曰

如願寺在宮津市場一條帝時親之、本州七寺之一也

巖松山如願寺 在宮津城下白柏町

嵯峨大覺寺末寺眞言宗

本尊 藥師如來 行基作 開山 皇慶上人

觀音堂 聖觀音 傳教作

塔頭 六院

寶壽院 吉祥院 寶性院

龍性院 成智院 威性院

寺記中古燒失故開基年曆未詳

按以開山皇慶上人之年曆考之則當寺開基爲七百餘年前、皇慶之傳出元享釋書卷五、曰釋皇慶者橘氏黃門侍郎廣相曾孫性空上人之姪
也云々永承四年滅壽七十三云々永承者後冷泉院年號而至今茲寶曆辛巳年爲七百十二年、也相傳當寺者往昔大和加藍之地而寺領許多近
山盡其境内也。中古諸堂荒敗而今僅存二十之一而已至長岡侯之守當國、寄附寺領山林之制札今猶存焉後來宮津代々城主皆以當寺
爲祈願所、且京師東寺弘法大師遺忌之時賜當國密宗之繪旨亦納當寺、故爲當國密宗一派之額頭也

大日本橋立みやげ 曰

○如願寺 眞言宗にして此界限に於ける古刹なり天文永祿の頃一色氏の兵燹に罹り今は昔の面影だになきぞ口惜し、寺の前を流る、如
寺川といふは宮津人の生命と頼む飲料水、門前の藥師堂を廻りて日吉神社の裏手に出づ云々

丹後府志 曰

第四編 第十貳章 宮津の寺院

巖松山如願寺

眞言宗 山王の境内より相連す

巖松山如願寺は皇慶上人の開基なり、本尊彌師如來は行基菩薩の作なりといふ、本堂の右に寶壽院といふ塔頭あり寶壽院の前に鐘樓堂あり、橋を渡りて觀音堂あり觀音堂に安置する正觀音は傳教大師の作なり、堂の傍に經藏あり經藏より東川を狹みて塔頭相連り山門に至る、山門の左右に二王を安置す運慶の作なり、元亨釋書云皇慶者橘氏黃門侍郎廣相之曾孫性空上人の甥なり永承四年滅壽七十三云々今を距る八百餘歲當時の伽藍相續して天正の頃に至る、其頃一色氏尙存して兵革いまた治らず、是以伽藍を修補するに暇あらず遂に荒敗せしめ今僅に十の一を存する耳然共古佛の今に存する左の如し。

寶壽院 境内に歡喜天の一廟あり

本尊十一面觀音 聖德太子

吉祥院

本尊聖觀音 慈覺大師

寶性院

本尊不動明王 弘法大師

龍性院

本尊大日如來 慈覺大師

成智院

本尊不動明王 傳教大師

威性院

本尊地藏菩薩 惠心僧都

宮津府志「近山盡其境内也中古諸堂荒敗云々」丹後府志「天正の頃一色氏尙存して兵革いまた治らず伽藍

修補に暇あらず」と云ふ、如願寺の兵亂に就ては後鑑卷二百七十永正三年十月二十四日の條

丹後宮津城合戦 細川澄之 授三感狀於小笠原又三郎等諸將

諸家文書纂載

去廿四日子刻、於丹後國宮津城攻口、如願寺跡合戦一番打太刀被疵、殊其振舞拔群之由注進到來候、神妙之至感 悦無極候也 恐

々謹言

九月二十八日

澄之

小笠原又三郎殿

これによれば永正年中既に如願寺荒敗せるを知るべく、後世に降りては寛文六年六月宮津城没收の際城地受取勘定奉行河合甚吾兵衛當山威性院に御代官中村左衛門は成智院猪飼治郎兵衛龍性院を本陣に充てたること宮津事蹟記卷一にあり其後貞享三年仁王門以西龍性、威性、吉祥の三ヶ院烏有に歸せしこと宮津日記卷上にあり。

竊視錄 寅三月(貞享三年)晝九時如願寺見通ヨリ北四軒メヨリ出火山王川北迄燒家數百九軒御上ヨリ米三十俵出人數五百五人二割二升五合七

タツ、頂戴ス。

矢野記曰 上側下側燒北ハ橋ニテ留リ南ハ池ノ谷小路ニテ留リ池ノ谷へ燒登リ十四軒燒ル家田立長下屋敷又奥ニテ小屋壹軒殘ル如願寺へ燒登リ仁王堂龍性院威性院吉祥院三ヶ寺燒ル、仁王ハ雲慶ノ作ト云岩屋山雲岩寺ノ仁王、穢多鉢乞食火事人足へ交出ル事御停止ノ御觸アリ。

此の仁王の再興に就き同書また曰

矢ノ郎 元祿三年春如願寺仁王御被申候ニ付町在共奉加アリ十月ニ供養アリ仁王ノ再興佛師手問漆代斗モ三百目ホドノ由何角入用ニ廿兩程ノ由承リ候、國清寺ニ昔ヨリ有之候釣鐘壹尺七寸ノ小鐘ナリ此ノ鐘ハ天龍長老ノ代ニ買被置候也、但シ經王寺ニ有之候テ二百目ニテ買被申候然ル處ニ私鐘辨申候ニ付此小鐘モ打潰シ古カホニイタシ候様ト住持天隆和尚被申承知致候、併シ此鐘破レモ仕ラズ未ダ無事ノ鐘ニ候間又何方ヘ参リ候テモ馳走ニ成候事モ可有之候間先ツ其儘置可申ト申御寺ニ差置候處ニ如願寺ヨリ御所寫也、此委細ハ如願寺仁王燒失後無之故望ノ所に當國加佐郡河邊村觀音寺ト申古所ニ大破ノ仁王有之坊衆所望被申候處ニ賣申義ハ不成候自然釣鐘ナド有之候ハ、替物ニ可致由申候ニ付幸此所ニ古キ備付ノ釣鐘有之ト被申候テ大破ノ仁王ニ體トカヘ被申候、其時鐘ノ代ニトテ金子四兩國清寺ヘ來ル御合力ト思召候ヘトノ如願寺ノ御斷ナリ。

同書また享保七年五月廿二日威性院鎮守愛宕權現の燒失を記せり、寶壽院、寶性院成智院は藥師堂(今の)鎮守山王權現(今の)鐘樓等と共に幸ひ數回の火災に免れ得たるも山王の分離、瀧上山の土地、數度の水害は自然寺勢の衰頹を招致し亦た舊時の大觀を持續する能はざるに至り。當時は宮津藩累代の御祈願所たり、殊に本莊家は其念持佛の大聖歡喜天を當時塔頭寶壽院へ御預けとせしより其歸依も一入あつかりしものにて寺社免除高取調帳に

如願寺寶壽院
一萬三斗九升七合

皆原村

の條あり、また宮津藩年中行事に

正月五日
一、寺社御禮 細數御式帳に出る

但家中屋敷寺社の者共致往來混雜ニ付前々仕來ニ而御用番月番當之外出仕無之

一、郷中庄屋共御禮右同斷

九日

一、如願寺左之邊差上之

一、板御札壹枚 大手御門前

一、同 斷 切手御門前

一、紙御札洗米 御城

一、同 斷 江戸

一、供物菓子一包

昆 布

以 上

右目錄相添差出之

廿八日

一、於殿中如願寺罷出大般若轉讀修行有之御代拜濟長袴以上自拜之事

但御代拜は御側御用人相勤之

廿九日

一、大般若御祈禱之御札供物造酒洗米等出一統頂戴相濟表御用所相廻す

二月朔日

一、大般若御供之饅餅御用人被差出頂戴之

十六日

- 一、如願寺寶壽院之歡喜天御札供物等差上之
- 一、如願寺寶壽院之歡喜天御札供物等差上之

五月九日

- 一、如願寺之御祈禱之御祝左之通差上候事
- 一、木札 壹枚 大手御門
- 一、同 壹枚 切手御門
- 一、紙御札洗米 御城
- 一、同 斷 江戸表
- 一、供物 壹包
- 昆 布
- 以 上

十六日

- 一、歡喜天之御代參御用人相動候事
- 一、寶壽院之歡喜天之祈禱之御札守差上候事
- 一、歡喜天へ御代參御用人被相動候事

九月十三日

- 一、如願寺之大概若修行之御札紙御札洗米供物等差上候事

十六日

當寺寶壽院歡喜天堂棟札左の如し

- 一、如願寺寶壽院の御預ク之歡喜天御祭禮ニ付御用人御代參之事
- 一、右同院之歡喜天御札差上候事

文化八辛未年

聖主天中天迦陵頻伽尊 大檀那大梵天已

奉建之寶壽院歡喜天寶殿大願主現住密全法印 大工棟梁

哀愍衆生者我等今敬禮 大願主帝釋天已

八月吉日

富田長五郎	木挽	治助
富田重郎兵衛	清次郎	治助
富田繁七盛興	檜皮師	嘉助
富田政七	石工	榮助
富田庄治良	善六	庄助

與謝郡誌 曰

巖松山如願寺

宮津町如願寺谷にあり、本尊藥師如來行基菩薩の開基にて皇慶上人の中興なりと、皇慶上人は橘氏黃門侍郎廣相の僧孫性空上人の甥にして永正四年示寂す壽七十三歳、往時は堂塔伽藍完備し、山門の内左に威性院、成智院、龍性院、相並び右に寶性院、吉祥院、寶壽院を列れて塔頭六ヶ院、本堂は吉祥院の上寶壽院の前にあり東に鎮守山王權現(今の郷社)及鐘樓あり、西に愛宕權現及び鐘樓(今の鐘)あり瀨上山より狼煙山を経て愛宕山に至りし一山地にして京極家入津以來更に塔頭密嚴寺を設け成就院と號し天滿天神を祀りしも維新の交に廢絶せり、山門の二王像は加佐郡河邊村觀音寺より飛び來りし像なりとて有名なり云々。

寺院明細帳

京都府下丹後國與謝郡第三組宮津町如願寺谷

大本山山城國嵯峨大覺寺末

真言宗 如願寺

一、本尊藥師如來

一、由緒 創立開山ハ人皇六十八代後一條院ノ御宇萬壽元年甲子年叡山ノ英哲皇陵上人自ラ行基菩薩一刀三禮ノ藥師如來ノ尊像ヲ荷負シ來リ安置スベキ有縁ノ靈場ヲ求メ玉フニ誠ニ當山ハ尊像有應ノ靈地ナルヲ感得シ遂ニ一字ヲ建立シテ尊像安置ノ淨刹トナシ其後數百年ヲ經テ屢々兵火ニ罹ルト雖モ尊像ニ一點ノ障礙ナク靈德益々崇ナルヲ以テ天正年中國主細川越中守伽藍興復、寛文十一年ヨリ領主水原右近大夫尙征公御時代ヨリ累世國主ノ祈願所ナリ。

一、堂宇間數 東西九間 南北十一間

一、境内坪數 千二百九十九坪 民有地第一種

一、境内佛堂八宇

觀音堂	本尊如意輪觀世音菩薩	由緒不詳	建物	五間、四間
歡喜天堂	本尊歡喜天尊	由緒不詳	建物	二間四方
辨天堂	本尊辨財天尊	由緒不詳	建物	一間四方
觀音堂	本尊聖觀世音菩薩	由緒不詳	建物	一間半四方
庚申堂	本尊青面金剛尊	由緒不詳	建物	二間四方
仁王門	本尊仁王尊	由緒不詳	建物	五間四間半
鐘樓堂	梵鐘	由緒不詳	建物	二間四方

一、境内庫裏及建物三宇

庫裏 本尊 不動明王 創立不詳 建物 五間十三間

門二ヶ所 創立不詳 建物 二間四方

一、境内所有地

耕地反別四町六反七畝二十四步

荒地反別壹町〇四畝十九步

山林二反八畝八步

宅地三反八畝十八步

墓地壹反七畝十八步

一、檀徒人員 三百七十八戶

一、管轄廳迄距離 里數 三十壹里

明治十五年一月二十五日

如願寺欠住ニ付代印

成相寺住職 小野等戒

檀中總代 岩城清四郎

同 沙見善助

同 森井甚兵衛

京都府知事江垣國道殿

當寺本尊藥師如來木彫立像丈四尺六寸二分古色蒼然たり、大正十二年八月十五日京都府史蹟勝地調査會委

員魚澄惣五郎梅原末治氏一行調査せられ奈良朝時代の彫刻中地方に於ける典型とすべき優秀なる作なりと。

(寫眞参照)

寺寶

一、地藏菩薩像

掌善童子
掌要童子

絹本着色

竪三尺六寸五分
横一尺八寸

一幅

鑑査狀第二八〇號

一、涅槃大畫像

絹本着色

竪九尺五寸
横五尺八寸

一幅

天正二年八月十五日修覆再修正徳四年庚午五月吉日

一、阿彌陀觀音、勢至三尊佛

紙本着色

竪三尺七寸二分
横一尺六寸二分

三幅

傳慧心僧都經實壽院良鏡代修覆

一、鐘馗双龍之畫

三幅

一、報恩院檢校僧正實心自誓頌

一、不動明王

傳弘法大師筆舊成智院藏
文久二戊七月吉詳日表補

紙本着色

竪三尺七寸二分
横一尺六寸二分

一幅

一、不動明王

智海僧都筆舊吉祥院藏
天保九戊九月吉詳日補修

紙本着色

竪三尺七寸二分
横一尺六寸二分

一幅

一、藥師十二神將畫像

寛政十戊午歲
三月十二日補修

紙本着色

竪三尺七寸二分
横一尺六寸二分

一幅

一、船若十六善神畫像 同上

一幅

その他數點及び領主寄進大般若經六百卷等あり、當時も一山塔中六ヶ寺及密嚴寺成就院の七ヶ寺院より成り佛像の數も頗る多く本堂本尊藥師如來觀音堂本尊聖觀音菩薩の外府志所載の寶壽院本尊十一面觀音像は當時の寶壽院が現在の庫裏なれば其ま、奉祀し寶性院の本尊不動明王を併せ祭り、成智院本尊不動明王は藥師本堂弘法大師像皇慶上人像と並び祭られ、吉祥院本尊聖觀音菩薩、龍性院本尊大日如來、威性院本尊地藏菩薩像は何れも皆寶藏に安置し役行者其他佛像甚だ多し、尙太子堂に安置さる、聖徳太子木像及び三寶荒神像見事なり。

當時世代も頗る複雑にして殊に江戸時代初期以前は一向尋ねべからず、今判明せるものを擧ぐれば次の如し。

開山	山	行基菩薩	遷化年	月	日
中興開山	山	皇慶上人	長和五年	七月	二十六日
阿闍梨	梨	清覺大德	寛永二十未	七月	二十八日
阿闍梨	梨	良堅法印	元和八戌年	十月	二十五日
阿闍梨	梨	良養法印	正保元申年	三月	九日
阿闍梨	梨	教覺大德	慶安四卯年	十月	廿一日
阿闍梨	梨	秀榮法印	明曆元未年	九月	十一日

阿闍梨	良賢法印	萬治三亥年九月十七日
阿闍梨	憲祐上人	寛文三卯年六月廿八日
阿闍梨	俊海上人	同 十二亥年三月廿九日
傳燈阿闍梨	良範法印	同 十二亥年九月十一日
阿闍梨	祐賢法印	貞享三寅年三月十七日
阿闍梨	元真法印	元祿巳年二月二十日
阿闍梨	良遍法印	同 十丑年十一月廿八日
阿闍梨	良盛法印	同 十三辰十一月九日
阿闍梨	祐典法印	寶永三戌年六月廿八日
阿闍梨	義全法印	同 六丑年三月八日
阿闍梨	秀雅法印	同 六丑年十月廿八日
阿闍梨	本祐上人	正徳五未年十二月八日
阿闍梨	良鑲和尚	享保元申年十月朔日
大僧都	快賢法印	同 五子年四月廿一日
阿闍梨	祐演法印	同 十五戌年八月十五日

阿闍梨	良快法印	同 二十卯年二月廿七日
阿闍梨	祐辨法印	同 二十一辰年正月五日
傳燈阿闍梨	亮雄法印	寛延四未年二月二十日
阿遮梨	祐慶法印	寶曆十辰年九月廿三日
阿遮梨	實策法印	明和二酉年三月廿一日
阿闍梨	義周大和尚	安永四未年十一月八日
阿闍梨	養雄法印	同 五申年四月十一日
阿闍梨	義喬法印	同 年六月十八日
阿闍梨	義光法印	同 年七月廿一日
阿闍梨	泰辨法印	同 年九月二十日
阿闍梨	義諦法印	天明元丑年六月十九日
阿闍梨	祐賢法印	同 二寅年二月八日
阿闍梨	覺道法印	寛政八辰年六月十八日
阿闍梨	覺上法印	享和元酉年九月廿七日
阿闍梨	了海法印	同 年十月廿五日

傳燈阿闍梨	義戒上人	文化三子年九月廿七日
阿闍梨	義應法印	同十四年四月二十八日
阿闍梨	祐慶法印	同十四年五月四日
阿闍梨	實怒上人	文政三辰年十一月廿九日
阿闍梨	宥全法印	同六年六月廿八日
傳燈阿闍梨	義洞法印	同十一年七月廿七日
阿闍梨	理諦上人	天保六年六月十九日
阿闍梨	密全上人	同七年十一月十八日
阿闍梨	貞嚴法印	嘉永五子年十二月廿八日
阿闍梨	覺法上人	元治二丑年二月六日
傳燈阿闍梨	義貞上人	慶應二寅年十二月十八日
一山一寺初代	周全法印	明治十四巳年七月朔日
二世少僧正	義秀法印	隱居二十二年二月二十日
三世少僧正	義寛法印	現二十住二十五年正月五日

當寺境内建造物は前記寺院名細帳にあるものは現存せり、本堂前巖松の下に寶篋印塔一基あり、方形の石

に鑿穴を穿ちて所謂寶篋とし其の内に一切如來心祕密全身舍利寶篋印茶羅尼一卷を收め其周圍に大日如來の四親近定門尊即ち前に金剛波羅密、右に寶波羅密後に法波羅密左に羯磨波羅密の四孕密天女菩薩の種子を刻し上に金胎不二の笠石を冠せ露盤に九輪の若しくは五輪の寶棒を建て之れを三肩の臺上に安置したるもの具さに寶篋印茶羅尼塔と云ひ一般に寶篋印塔と略稱す、當寺にあるもの九輪の頂上まで十三尺、銘に曰

嘉永二年酉九月吉祥日敬建

發願主智令 大願主江戸喚舟尼

發起成智院閑居義貞 發起世話成智院弟子法成

石工鹽見善次 細工頭取石屋伊左衛門

此の塔建立勸進帳今尙ほ寺に存す其の要點を次に録す。

夫竹谷の淨頼上人も勅答に釋尊一代の説教四拾四餘年の法門八萬四千の教法廣大なれども此寶篋印陀羅尼經を最第一と演給へり宜哉彼經に曰く若人有て四重八重五無間罪謗方等經一闍提の罪ありて一善もなく命終に墮て惡相を顯すなも其の妻子眷屬信心快定して一七ヶ日夜此神呪を誦し寶塔を圍繞せば其亡者忽に苦身を離れて淨土に生ずと又常に寶塔を信して恭敬供養すれば現世に難を拂ひ後生善所に至るも亦此塔を高山蘆河の邊に造立せば影を宿の流塔に吹當る風に觸るゝの群類魚鳥にいたるまで皆大利益を受くこと説き給へり此金言を信して寶塔を建て四生を導利し一蓮胎生の因縁を結はん願ひ善男善女一紙半錢の志を添て我願を成し給へ、有信並先祖の靈名等贈り給は、塔の内納永く廻向し能施所施共に利益を蒙り人法與隆子孫永久百穀豐登ならん。云々

嘉永二酉九月

巖松山 如願寺

覺

- 一、金 壹 兩
- 一、錢 七 拾 匁
- 一、金 百 疋
- 一、金 五 拾 疋
- 一、金 貳 百 疋
- 一、金 百 疋

(以下省略)

總合錢壹貫五百四拾匁貳分八厘

此内諸入費

- 一、金 拾 三 兩

此錢九百五拾四匁八分五厘

- 一、金 壹 步 貳 朱 供養揚之節

此錢貳拾七匁五分四厘

- 一、錢 三 拾 八 匁 貳 分

(以下省略)

總合錢壹貫六百拾三匁七分

差引錢七拾三匁四分二厘

右不足錢七拾三匁四分貳厘

右算用皆濟

算用外寄附

喚 舟 尼

智 令 坊 親 類

黒 田 佐 左 衛 門

三 上 淳 道

垣 内 清 治

文 殊 村 茶 屋 勘 七

納 高 入

石 屋 工 料

石 屋 伊 右 門 祝 儀

御 役 人 御 見 分 之 節 八 百 匁 平 七 拂

物 入 費

不 足 之 足

米 屋 勘 八 寄 附

- 一、黒米貳俵同餅米壹俵貳斗

合參俵貳斗

- 一、小豆壹斗

代拾三匁

合貳拾三匁

(以下省略)

此の他重なる石造工作物

- 一、光明真言陀羅尼塔壹基高五尺五寸

銘(延寶五年十月八日)

- 一、光明真言百萬遍塔壹基

銘(文政七年甲申年五月吉祥日)

- 一、石燈籠一對高四尺

銘(天保六年未十一月)

- 一、除關通明燈壹對高七尺

池田銘(大正五年五月 施主 汐見平吉 鹽田喜兵衛)

第四編 第十貳章 宮津の寺院

此他寶篋印茶羅尼塔高三三尺斗りのもの一基あるも後章塔碑の條に譲る、また梵鐘及び鰐口銘は、

梵鐘銘

奉興鑄

丹後與謝郡宮津庄

巖松山 如願寺

右城家並町近在且方志施令成就者也

慶安五辰年

本願 心光淨蓮禪定門 俗名 沖忠兵衛

正月廿五日

皆原村 蘆田治郎右衛門

大工 宮津住人 藤原朝臣家次彦左衛門

同 四郎左衛門

正保三丙戌曆八月吉日 宗普

鰐口銘

明治四辛未卯月八日 勅許鑄物師 内田吉左衛門

丹州與佐郡如願寺周全代 發起 藤原真太

尚ほ境内に芭蕉堂あり明治三十三年の建造に係り芭蕉の眞蹟を安じ巖松亭なる俳社の會合すること繁かり

八五〇

奉建立巖松山芭蕉堂山主中僧都義秀法印 發起人 巖松亭社員 明治三十三年一月五日 上棟

菅阿揚多電王	水設瓶嘯電王	岡本一止	梅田樸香	加長川霞堂	富田四皓	今井雨一
大工棟梁 岩城蓬生	今田梅榮	中川瓢々	川島豐月	吉野雨光	黒川石燕	
左官 長谷川銀東	田中常風	松酒孤月	柴田雨玉	船越四睡	當山外護人	
兼蘇多末尼電王	田中一來	武部春曉	三谷木角	荒木千齡	岩城清四郎	
	今林醉堂	安達竹枝	岩城蓬生	木村醴泉	森井佐助	

春もやゝ景色とゞのふ月と梅
髪にさす袖もすゝし御輿かき

ばせを
同 ばせを

是より曩明治二十六年十月十六日芭蕉翁二百年忌に際り今林醉堂當寺觀音堂境内に芭蕉翁時雨の句碑を建設せり芭蕉堂蓋し此に胚胎せり。

今日ばかり人も年よれ初しぐれ

ばせを

當山會て巖松亭と號し句會を開きしことあり、文化七年の句集次の如し。

夕櫻氣のいたむ程散りにける

加考

花芒月最中となりにけり

柯亭

はら／＼と何に散るなり芥子の花

鶯の二度来て聲を定めたり

葉とは今日立つ秋の言葉かな

笑ひく豆のすむなり春月の月

霜寒き石屋か門の月夜かな

しくれこえす松を立けり夕鳥

菊の花やくつと引きたる朝の沙

おしとりよこれにくるや燕子花

暮の雨芒折れふす斗りなり

明くれやなふりおふせて菊の朝

夜神樂や袖うちかさす雪の花

文化七年

五月十五日

巖松亭

聊かな雲にもそふて行く時雨

里竹

之孝

魯竹

素琴

文貫

之芳

馬良

百由

巴西

萬籟

巖松

龍玉

瀧上山遊園は元と當寺一山地なりしも上地官林となり先年拂下以來遊園地たり、本堂の傍より登る、

大正十一年八月十一日巖松山なる山號の起原とせる所謂巖松落雷の爲めに折倒し千古の名木を喪へり大正十一年分町統計調書勸第四號 曰

大正十一年八月十一日午後激雷ニテ落雷數ヶ所ニ及ビ之レガ爲メニ當町字白柏如願寺境内大古木巖松ニ落雷地上三丈餘裂傷ヲ生ジ同夜十二時頃俄然折倒シ附近ニアリタル鎮堂上ニ落トシ鎮堂ヲ併セテ倒壞シタリ云々。

追加

大正十三年五月十三日橋立新聞第八百九號

如願寺本尊

宮津町の古佛として指を屈するは先づ第一に如願寺の本尊である。如願寺は町内唯一の古刹で寺傳によれば遠く奈良朝の普行菩薩が薬師如來の尊像を背負つて奉安すべき有縁の淨地を求めつゝ巡錫中に瑞雲の山に棚引き渡つたので一字を建立し、後ち比叡山の名僧皇慶上人留錫して守運大に榮え一山塔頭六ヶ院、山王權現を坂本より勸請し愛宕權現を洛北より移して此地の鎮護としたといふことになつてゐるが由來社寺の縁起と歴史とは必ずしも一致するに決つて居ない、夫れは神職や僧侶が事蹟を偽造して後人を欺いてやらうといふやうな悪意でなく一人でも多く濟度してやりたいといふ慈悲心から、成るべく有りがたいやうに縁起を作つて所謂牛に牽かれて善光寺参りをさせるやうに仕組んだものが多い譯で歴史を研究するものは此邊は我慢して遣らなければならぬ、所で如願寺本尊佛は木彫薬師如來の立像で丈が四尺六寸二分あり顔面は豐圓なる輪廓の中に眉は強き曲線を以て長く伸び目は半開にして目尻上に切れ鼻梁高く口唇堅く締つて而かもそれが穩健なる相貌の裡におのづから一種犯すべからざる氣格を備へ、衣紋の鑿は流麗自在にして而かも寫實の眞に逼り天然は熱國の故に薄き衣を纏ひ隨つて衣を透かして佛體が通視せらるゝ意味を遺憾なく彫刻の上に現はし頭髪から手の恰好その他細部の手法に至るまで全體の備極整然として一點の比擬すべき處がないのみならず何となくぬんびりとした中に端嚴微妙の精

神を發揮して居るころは何と謂つても近郷唯一の靈像で遠く藤原乃至奈良時代の佛像を拜する心地がする、宜べなる哉京都府史蹟調査會委員魚澄文學士梅原講師來津一見拜觀せらるゝや唯かに奈良朝佛で僅に國寶の資格ありとのことであつた、行基菩薩の作か何人の作か今遽かに分らぬが奈良朝時代の佛像と云へば今から壹千百年前行基時代に當つて居る、寺の縁起もまんざら嘘ばかりではない、藤原以前の作で國寶になつて居るものは丹後に文殊智恩寺本尊があるけれども奈良朝の作は丹後國中未だ其の類を見ぬ、恐らく丹後唯一の古物であらう云々。

二、大窪山密嚴寺（廢寺）

密嚴寺、宮津萬町天滿宮の別當にて成就院と號せしも今廢寺となれり、當寺開創に就ては三重村岩屋寺成就院光研僧都の見聞補忘錄中に同寺中興開山の傳記を録するの條に、

岩屋寺者行基菩薩之開基也中興者曰宥榮法印寛永中古丹後守高廣公自田邊移宮津之時不遷僧俗男女有由之族共移之、榮師者田邊在圓隆寺高廣有檀信之因依之移宮津建成就院、寛永十一年戊戌秋讓成就院於資頼元隱于此地汲水擔薪構一字安本尊矣、結草廬送春秋二十餘年萬治元年戊戌化矣、從之密宗之徒相續不絕故榮師爲中興云々。

之れに據つて見れば京極高廣宮津築城と同時代なるを知るべく、宥榮法印が田邊圓隆寺成就院より此に來りて高廣崇敬の天神奉祀の爲めに當寺を創立し、居ること十年資の頼元に譲りて寛永十一年岩屋寺に去り三たび成就院を興せりとすれば經緯明らかなるべし、寛文六年六月宮津城御取上の際幕府代官藤林市兵衛當寺院を本陣に充てたること宮津事蹟記にあり。

御領分社集覽曰

大窪山 密嚴寺

天神別當

密嚴寺成就院

宮津藩年中行事曰

正月六日

一、密嚴寺御武運御長久之御祈禱御札並御守洗米等差上之

五月三日

一、密嚴寺御祈禱の御札差上候事

宮津府志曰

大窪山密嚴寺

在宮津城下萬町

同宗本寺同上

嵯峨大覺寺

號成就院

本尊不動明王

吉井雲鈴の摩詰庵入日記曰

開基年曆未詳 當寺者即神社之別當也神殿者京極公之遺營則當寺開基亦在慶長寛水之間乎天神來由載神社之部、歸りて宮津の旅舎に宿す、諸國の巡禮集り居る、あるじいで、浦島太郎の本地を唯すに夜もれられず

是は又いつくの花見風そや

此地は天滿に詣つ、社坊祐山法印を尋ねるに遷化し玉ひぬと明州法印物語申さる今宵はここにせめられて

月も花も閑かな寺のかりれ哉

無縁寺に至る則ち宿坊を定めて遊ぶ